

第3次朝来市総合計画【改訂版】

人と人がつながり 幸せが循環するまち

～対話で拓く朝来市の未来～



朝来市

第3次朝来市総合計画【改訂版】

人と人がつながり 幸せが循環するまち

～対話で拓く朝来市の未来～



目次 contents

第1章 改訂に当たって

1 改訂の趣旨	2
2 背景	3
(1) 人口減少の現状と地域経済	
(2) 若年人口の減少とライフスタイルの多様化	
(3) 自然環境・社会環境の変化と地域共生	
(4) 地球環境問題への対応	
(5) 誰一人取り残されない地域社会の実現	
(6) 地方分権の推進と健全な行財政運営	
3 策定の考え方	8
(1) 自治基本条例の順守	
(2) ともに将来を築いていくための計画	
(3) 実効性を高める計画	
(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進につながる計画	
(5) 財政規律に基づいた計画	
(6) 創生総合戦略との関係性	
4 総合計画の構成	12
(1) 基本構想	
(2) 基本計画	
(3) 実施計画	

第2章 基本構想

1 計画期間	16
2 将来像	16
3 まちづくりを進めてくうえでの大切な考え方	17
(1) 大切な考え方1 市民一人一人が主役	
(2) 大切な考え方2 人と人をつなぐ対話	
(3) 大切な考え方3 未来へのまなざし	

4 ありたいまちの姿	19
(1) ありたいまちの姿1 「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	
(2) ありたいまちの姿2 人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	
(3) ありたいまちの姿3 多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	
(4) ありたいまちの姿4 誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	
(5) ありたいまちの姿5 市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	
(6) ありたいまちの姿6 まちの動きや情報を戦略的につなぎ、効率的で健全な行財政運営を実現する	
5 政策指標と人口指標	21
(1) 政策指標	
(2) 人口指標	
(3) 将来像・ありたいまちの姿と政策指標・人口指標の関係性	
6 計画の推進方策	24
(1) 市民自治のまちづくりの推進	
(2) 総合計画を基軸とする行政マネジメントの推進	

第3章 基本計画

1 施策体系	26
2 施策	28
(1) ありたいまちの姿1 「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	30
1 シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実【1】	
2 生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進【2】	
3 多様な学びを支える教育・学習環境の整備【3】	
4 まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進【4】	
5 多様性を尊重する人権文化の醸成【5】	
6 豊かな心を育む芸術文化の振興【6】	
(2) ありたいまちの姿2 人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	44
1 内発的な経済循環と多様な働き方の創出【7】	
2 まちの力になる観光の振興【8】	
3 時代にあわせた農畜産業の振興【9】	
4 自然を守り活かす林業の振興【10】	
5 人の営みとともにある自然との共生【11】	
6 地域の誇りとなる歴史文化遺産の保存・活用【12】	

(3) ありたいまちの姿3 多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める ……	56
1 市民力を高める協働のまちづくりの推進【13】	
2 多様な人がつながる地域コミュニティの充実【14】	
3 まちの仲間になる移住定住の推進【15】	
4 まちを応援する関係人口の創出【16】	
5 未来につながる多文化共生の推進【17】	
(4) ありたいまちの姿4 誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる ……	66
1 一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現【18】	
2 地域みんなで安心できる子育て環境の充実【19】	
3 いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現【20】	
4 障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実【21】	
5 安心できる医療体制の充実【22】	
6 ころとからだが幸せになる健幸づくりの推進【23】	
(5) ありたいまちの姿5 市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する ……	78
1 自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進【24】	
2 日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進【25】	
3 暮らしを守る防犯・交通安全の推進【26】	
4 生活基盤の持続可能な維持管理・確保【27】	
5 暮らしを支える上下水道の維持管理・運営【28】	
6 地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進【29】	
7 暮らしを豊かにする公共交通の確保【30】	
(6) ありたいまちの姿6 まちの動きや情報を戦略的につなぎ、効率的で健全な行財政運営を実現する ……	92
1 対話による開かれた広聴の充実【31】	
2 伝えたいところに届く戦略的な情報発信の推進【32】	
3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進【33】	
4 市民とともにある職員の育成・組織力の強化【34】	
5 広域行政組織等団体との連携の推進【35】	

3 朝来市各種計画 ……	102
---------------------	-----

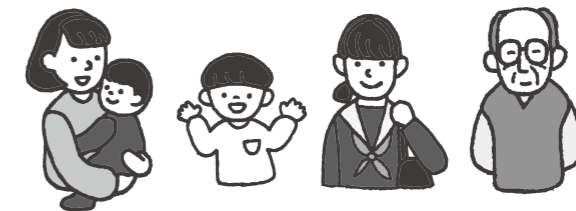
4 地域別計画 ……	104
-------------------	-----

資料

用語解説 ……	106
朝来市自治基本条例 ……	114
朝来市総合計画審議会委員 ……	122
朝来市総合計画ができるまで ……	122

第1章

改訂に当たって



1 改訂の趣旨

総合計画は、朝来市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第18条に規定されているように、総合かつ計画的な市政運営を進めるための、まちづくりの指針となるものです。

朝来市は、平成17（2005）年4月に市制を施行し、先人のためまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきた地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも「住みたい」「住み続けたい」まちをつかっていくために、市民一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重し、考え、行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを推進してきました。

近年、本市を取り巻く環境は、急速な少子高齢化に伴う人口減少、*グローバル化、高度情報化、地球温暖化等の環境問題、相次ぐ自然災害の発生等、目まぐるしく変化しています。人口減少や物価高騰等による生活・経済環境の大きな変化等、地域のさまざまな課題が複合化しており、課題に対する解決策を導き出すことがより難しくなっています。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ感染症」という。）の流行は、人々の意識や価値観、ライフスタイルにも変化・多様化をもたらしました。本市でも*ニューノーマル（新たな日常）に適応しながら、多様化する市民ニーズに対応していくことが求められています。

このような状況の中、本市を将来の世代に引き継ぐために、第2次朝来市総合計画（以下「第2次総合計画」という。）から、いち早く人口政策を最重要課題と位置付け取り組むとともに、人口減少が続いても市民が幸せに暮らしていけるよう、市全体の地域力の維持・向上に取り組んできました。第3次朝来市総合計画（「第3次総合計画」という。）においても、将来像「人と人がつながり幸せが循環するまち～対話で拓く朝来市の未来～」の実現に向けて、一人一人の幸せを育むことで、まち全体で幸せを循環していくように、参画と協働、対話、未来へのまなざしを大切にしながら、持続可能なまちづくりを進めてきました。

一方で、「朝来市民の幸福度（Asago Well-being Indicator）」が下降傾向にあり、幸福度が低いと感じている人は、やりたいことにチャレンジできていない状況や、地域とのつながりが希薄な傾向が見られました。新型コロナウイルス感染症の流行という特異な社会情勢を反映しているとはいえ、これまで以上に市民一人一人の意志や多様な生き方を尊重し、誰もが地域とつながりながら安心して住み続けられ、市民が幸せに暮らしていけるまちの実現を目指す必要があります。

これらのことから、今回の改訂では、20年後、30年後も、朝来市がもつ豊かな自然環境や歴史文化を継承しながら、人と人とのつながりや幸せを実感でき、本市がこれまで大切にしてきた「参画と協働によるまちづくり」を継承・発展させ、地域の誰もが支え合い、生涯にわたり活躍できる、誰一人取り残されない社会の実現に向けた取組を推進します。さらに、新たな時代を見据え、これまでも最重要課題として取り組んできた人口政策をもう一步前に進めるべく、施策全般について、若者の視点を盛り込み、将来の世代も地域に希望を持ち、朝来市で働き・暮らし・子育てしながら幸せな未来を描ける、持続可能なまちづくりの実現をめざし、第3次総合計画改訂版を策定します。

2 背景

(1) 人口減少の現状と地域経済

①朝来市の人口の現状

本市では、第2次総合計画後期基本計画の策定時に、平成27（2015）年国勢調査の結果を踏まえた人口推計を基にした人口指標を令和3（2021）年に28,500人、2050年には概ね20,000人と見込み、人口政策に取り組んできました。結果として、令和2（2020）年国勢調査の結果においては、28,989人となり、概ね人口指標を達成する結果となりました。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所による2050年の本市の推計人口は17,415人であり、これまでの推計値との差が拡大し始めています。これは、若年人口の減少や出生数の減少が大きく影響していることが考えられます。

こうした状況を踏まえ、人口減少の抑制に向けた取組を加速させるとともに、将来的に人口減少が続いても、市民一人一人が幸せに住み続けられるまちを実現するための施策を推進していくことが喫緊の課題となっています。

②人口減少が及ぼす地域経済と雇用への影響

人口減少は、労働力の低下や消費活動の縮小を招き、市内の経済活動（農林畜産業を含む）においても就業者の減少や後継者不足といった深刻な課題を生じさせています。地域経済の低迷は、税収の減少のみならず市民の日常生活にも影響を及ぼす可能性があります。

一方、コロナ禍を経て*テレワークの普及や業務のデジタル化が進むとともに、働き手の価値観も変化し、従来の働き方に比べて個人の意思や柔軟性がより重視されるようになってきました。

このような時代の変化に対応するためには、従来から取り組んできた*UIJターンの促進に加えて、女性や高齢者、障害のある人、外国にルーツを持つ市民等、誰もが働きやすい環境を整え、地域内での雇用を確保する取組が重要です。さらに、若年層が市内で自分らしく働ける仕事の創出も求められています。

併せて、先進的な設備投資や働き方改革等、生産性の維持・向上を図ることで多様な人材が生き生きと活躍できる職場づくりを進めながら、地域産業の活性化を推進していくことが必要です。

(2) 若年人口の減少とライフスタイルの多様化

①年少人口と若年人口の減少

本市における人口の社会移動の傾向を分析すると、高校卒業後の進学を機に市外へ転出するケースが大半を占めています。中学生の年齢にあたる人口を100%とした場合、20代後半から30代前半にかけては約60%程度まで減少しており、この傾向は今後も継続していくことが予測されます。さらに、

本市における出生数も減少傾向にあり、平成27(2015)年の国勢調査における0～4歳人口は607人でしたが、令和2(2020)年国勢調査では525人まで減少しています。

20代から30代の人口は、婚姻等による自然増にも結び付き、将来的な視点からも人口増に大きな影響を与えるため、若年人口、特に若年女性人口の社会減の抑制や、移住・婚姻等による社会増に向けた取組はとても重要です。

また、本市で生まれ育った*こどもたちが*シビックプライドを持ち、将来、本市で暮らしたいと感じられるようにするためには、こどもの頃から地域や地域で活躍する人の魅力に触れる機会が求められます。併せて、若者や女性が希望に応じたやりがいのある働き方を実現できる環境づくりを整えていくことも必要です。

こうした状況を踏まえ、若年人口、特に若年女性人口の増加に向けて、施策全般について若者や女性の視点を盛り込み、若者や女性から「住みたい」「住み続けたい」と思われるまちになること、また、安心して妊娠・出産・子育てができ、地域の中で人とのつながりを感じながら、互いに支え合って子育てができるまちになることが重要です。

② 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化が進む中で、物質的な豊かさだけでなく、家族とのふれあいや地域とのつながり、自然との共生といった精神的な満足感や心の豊かさを重視する価値観が広がってきています。

こうした背景のもと、「自分らしい暮らしや働き方を自ら選べること」や「地域や共感し合える人と関わることができる場があること」、また、都市と地方を行き来しながら多拠点的に関わる「*第2住民票」や「*ふるさと住民」といった新たな関係のあり方も注目されており、本市においても多様な関わり方を受け入れる地域のあり方が求められています。多様な価値観が交わり相互に影響し合い、地域に新たな流れや変化が生まれているなかで、あらゆる世代がそれぞれの強みを生かし合いながら活躍できる場づくりが、市民一人一人の暮らしにおける朝来市民の幸福度(Asago Well-being Indicator)を高めるとともに、地域が前進する力や地域の魅力につながることから、今後ますます重要になっていきます。

③ 子育てや働き方環境の充実

少子化・人口減少が進行する中、子育て世代が安心して住み続けられる環境づくりや、家庭と仕事の両立が可能な働き方への対応が、地域の持続性を確保するうえでますます重要となっています。妊娠・出産・育児・介護といった異なるライフステージに柔軟に対応できるよう、多様で選択肢のある働き方へのニーズが高まっており、テレワークや短時間勤務といった柔軟な労働環境の整備が求められています。

また、保育・教育環境の充実や、地域ぐるみで子育てを支える体制の強化も不可欠です。安心して子育てができる環境は、若い世代にとって地域を選ぶ大きな要素であり、本市が「子育てしやすいまち」「暮らしやすいまち」として選ばれるための鍵となります。

④ 生涯現役 ～人生100年時代の到来～

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計による本市における65歳以上人口の割合は、令和2(2020)年の36.0%から、令和32(2050)年には49.3%に上昇するとされており、さらなる高齢化の進行が見込まれます。

「人生100年時代」と言われる長寿社会においては、年齢によらない学びや地域活動の機会を確保し、それぞれの価値観に応じた暮らし方を選べる環境づくりが求められます。高齢者が地域や社会とのつながりの中で役割を持ち、活躍できる場を広げていくことが重要です。

(3) 自然環境・社会環境の変化と地域共生

① 自然災害に対する安全・安心の確保

我が国においては、平成7(1995)年の阪神・淡路大震災、平成23(2011)年の東日本大震災、平成28(2016)年の熊本地震、令和6(2024)年の能登半島地震等、各地で大規模地震が発生しており、さらに近年では台風や集中豪雨等、気候変動の影響による自然災害が頻発しています。こうした状況を受け、国をあげて防災・減災や国土強靱化のための取組が進められています。

一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化に伴う地域の担い手不足に加え、被災時における子育て世帯や一人暮らし高齢者の孤立といった課題は、災害対応に影響を及ぼします。

このように、日常の暮らしはもとより、被災時においても安全・安心が確保できるよう、市民の暮らしとともにある山林・河川・農地等の自然環境を保全するとともに、市民一人一人の防災意識の醸成を図りながら、地域で支えあう力を高めていくことが必要です。

② 情報化・デジタル化の進展とグローバル社会

*ICT(情報通信技術)の進展により、*SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の普及、*AI(人工知能)・*生成AI、*RPA(業務自動化)、そしてキャッシュレス化等が進み、私たちの暮らしや産業、行政サービスは大きく変化しています。また、コロナ禍以降は、テレワークや業務のデジタル化が進み、個人の意思や柔軟性を重視する働き方や、多拠点居住といった新たなライフスタイルも一般化しつつあります。一方で、*デジタルデバイドや情報リテラシーの格差にも目を向ける必要があります。

また、ICTの発展とともに、経済のグローバル化や人的交流の拡大も急速に進んでいます。これを契機として、本市が持つ魅力を強化し広く発信することで、多くの人を呼び込み、交流で賑わう活力ある地域をつくっていくことや、人口減少によって国内市場の拡大が見込みにくい中で、外需の取り込みを進めることは大切な視点となっています。加えて、こどもたちが、デジタル社会やこれからのグローバル化に対応する力を育むための教育環境づくりも必要です。

③ 複合的な課題と地域共生社会の実現

高齢者、障害のある人やこども等については、従来、家庭とサービス事業者を中心に、「縦割り」の中で「支え手」「受け手」という関係性で支援を展開してきましたが、課題が多様化・複雑化してい

る現代においては、制度・分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えていくことが必要です。

誰もが住みなれた地域で自分らしく暮らすことができるように、地域住民が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、市民一人一人が生きがいを持って暮らすことができる地域を共につくっていく*地域共生社会の実現が必要となっています。

また、自治会や地域自治協議会をはじめとする幅広い世代の市民が参画する地域自治組織等では、地域の実情に応じたさまざまな活動が展開され、市民にとって身近なところで暮らしを支えています。こうした地域力は、本市の強みであり、今後、ますます重要になります。

このような多様化・複雑化する地域課題解決に向けて、地域の人や資源を結びつけ、誰一人取り残されない社会を実現するための重層的な支援体制の整備を進めています。

(4) 地球環境問題への対応

地球温暖化をはじめとする地球環境問題が一層深刻さを増す中で、市民一人一人が、環境問題を身近な暮らしの中のこととして捉え、*脱炭素社会の構築やごみの減量・再資源化等、*循環型社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

また、世界各地で続く国家間の緊張や武力衝突が経済情勢に影響を与え、エネルギーの安定供給が世界的な課題となる中で、国の*GX(グリーン・トランスフォーメーション)基本方針に基づく、地域主導の脱炭素社会づくりの推進が重要です。徹底した省エネルギーの推進に加え、地域資源の活用に資するバイオマス発電をはじめとした*再生可能エネルギーの導入促進を通じて、脱炭素と経済成長の両立を図り、地域経済とGXの好循環を生み出すことが期待されます。

さらに、気候変動による自然災害の激甚化に備えるためにも、環境保全と防災を一体的に捉え、しなやかで強靱な地域づくりを進めることが求められています。

(5) 誰一人取り残されない地域社会の実現

国連が定めた*持続可能な開発目標(SDGs)の目標年である令和12(2030)年が近づく中で、今後は理念の共有にとどまらず、地域に根ざした行動と成果の創出が求められています。そのため、一人一人の小さな気づきや多様な関わり方を尊重しながら、*社会的包摂と環境保全、さらには経済発展を統合的に促進することが重要です。

本市においても、「誰一人取り残されない持続可能な社会」の実現に向けて、市民・企業・行政がそれぞれの立場や思いに応じて関わり合いながら、無理のない形で参画し、持続可能な地域づくりを進めていくことが必要です。

(6) 地方分権の推進と健全な行財政運営

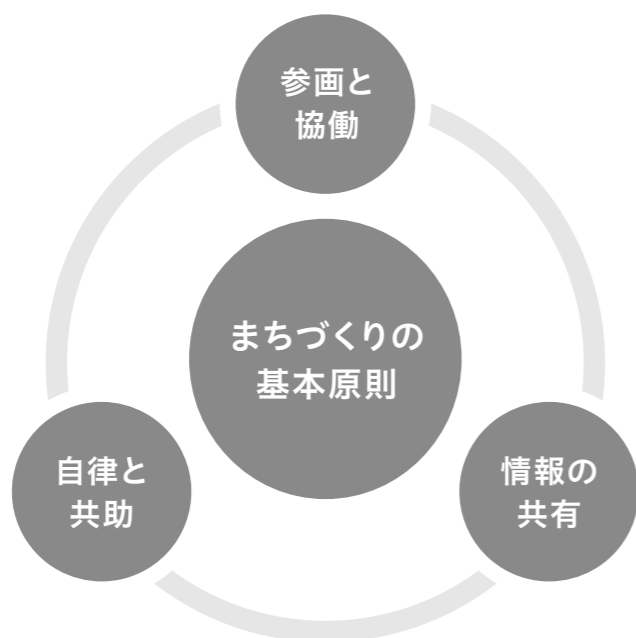
平成12(2000)年に地方分権一括法が施行され、地方分権の取組が始まってから25年が経過しました。国では「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを目指し、地方の「発意」と「多様性」を重視した取組が展開されています。地方公共団体は、地方分権が進んだことによって、より特色ある施策を展開することができるようになり、多様化する市民ニーズに対応していくことが求められています。

また、行政サービスの提供に当たっては、社会情勢の著しい変化に対応しながら、限られた人材や財源の中で、より効果的・効率的に事業を実施し、健全な行財政運営を行っていく必要があります。さらに、多様化する市民ニーズや複合化する課題に対応するために、将来を見据えた人材確保と人材育成を図りながら、職員の能力の向上はもとより、市民とともにある、市民に信頼される職員・市役所になる必要があります。

3 策定の考え方

(1) 自治基本条例の順守

自治基本条例第3条では、まちづくりを進めていくうえでの基本原則として、「参画と協働」、「情報の共有」及び「自律と共助」の3つを定めています。第3次総合計画の策定及び実行に当たっても、この3つの基本原則を順守していく必要があります。



自治基本条例第3条(まちづくりの基本原則) 抜粋

- 参画と協働** まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。
- 情報の共有** 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。
- 自律と共助** 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

(2) ともに将来を築いていくための計画

総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を進めるための、まちづくりの指針となる市政運営における最上位計画であり、行政の定める計画です。しかしながら、まちづくりについては、行政のみで行うものではなく、市民、市議会及び行政がそれぞれの役割や責務を果たしながら、互いに協力し、工夫しながら本市の将来を築いていかなければなりません。この考え方は、自治基本条例第2章まちづくりの主体に基づくものです。

そのためには、まちづくりの主体が、策定段階から情報を共有し、ともに将来像を描き、将来に向かってまちづくりを進めていくための羅針盤となる総合計画にすることが大切です。

①対話でまちの将来像を描く

第3次総合計画の策定に当たっては、さまざまな対話の場を持ち、市民の参画を得て計画の策定を進めてきました。この過程を通して、市民が第3次総合計画を「私たちの計画」と捉えることで育まれる、市民の主体的な活動が第3次総合計画の推進につながることを望まれます。

②未来思考による計画づくり

現在の社会情勢は、人口減少や物価高騰等による生活・経済環境の激変、そして価値観の転換期を迎えています。このような先行き不透明な時代だからこそ、従来のやり方や価値観の延長で考えるのではなく、市民一人一人の姿とありたいまちの姿を描き、そこから逆算して何をすべきかを考えていく未来思考(バックキャスティング思考)の計画とします。

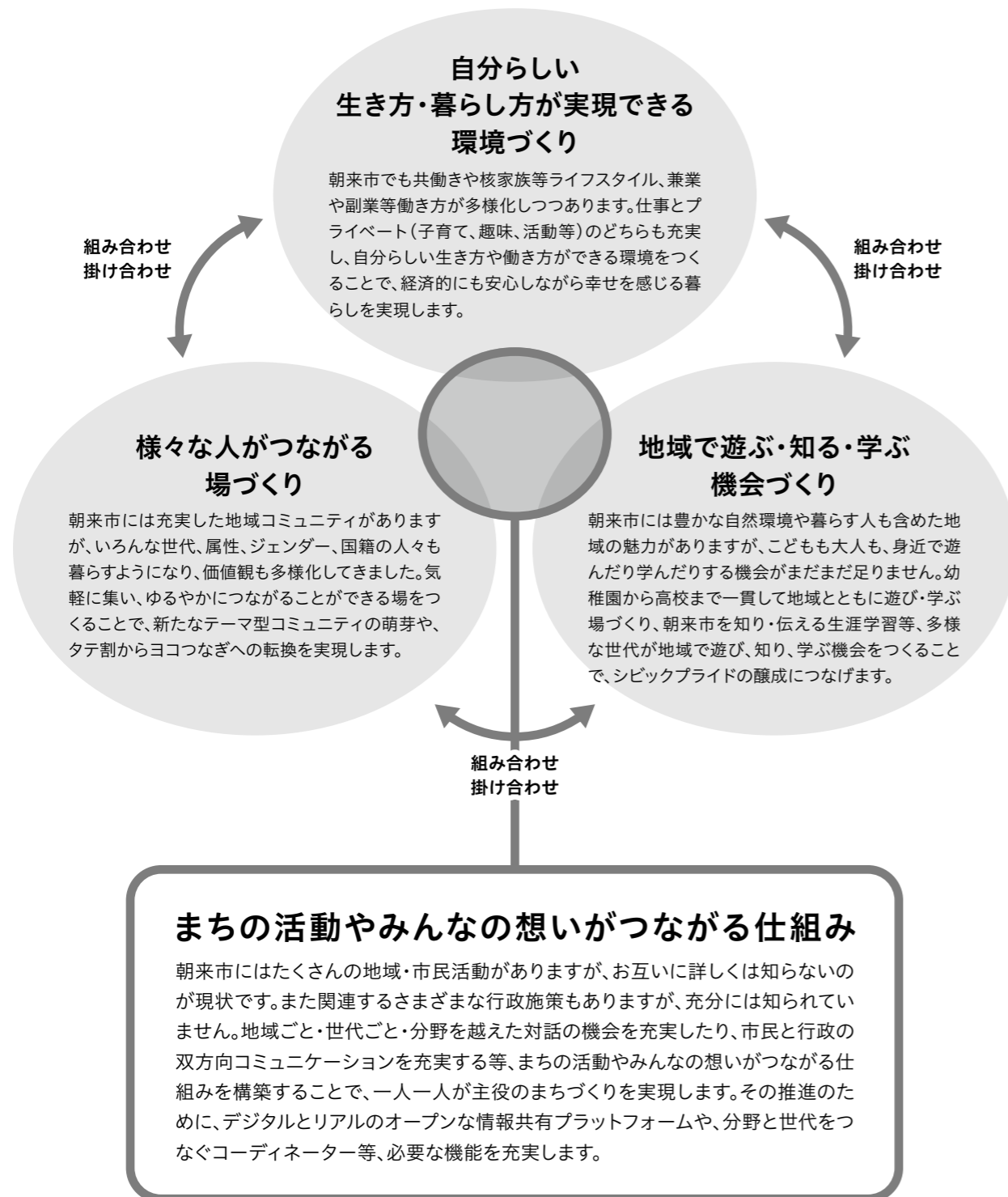
そうすることによって、第3次総合計画で目指すまちの姿は、他市と比較したまちの姿ではなく、市民一人一人にとって自分たちのありたいまちの姿となり、誇りを持ち、ともに歩んでいけるものになると考えます。

③若者ととも描くまちの未来

幸せが循環するまちを将来世代に引き継いでいくためには、若者がこのまちで自らの未来に夢と希望を描き、生き生きと暮らせる環境を整えることが重要です。

そこで、第3次総合計画の改訂にあたっては、施策全般について、若者の視点を盛り込みます。施策全般について若者の視点から見直し、施策間の連携を促進することにより、若者から高齢者まで、あらゆる世代が「住みたい」「住み続けたい」と感じられるような、夢と希望に満ちた本市の未来をつくり上げていきます。

〈施策全般に盛り込む若者視点の取組・連携イメージ〉



(3) 実効性を高める計画

第3次総合計画の実行性を高めるために、誰が見てもどこまで達成したかを的確に判断できるよう、成果指標等を設定します。

また、基本計画の策定や計画実施段階においては、未来思考だけでなく、絶えず社会情勢等を踏まえながら、過去のデータ分析や現状における問題点を整理して、現状起点で考えていくことも大切であり、双方を組み合わせながら、実効性を高めていきます。

さらに、複合化する課題に対応するために、総合的に施策を展開していきます。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進につながる計画

第3次総合計画は、国連 2030 アジェンダの理念を重視し、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成につながる計画とします。計画の実施段階においても、2030 アジェンダの理念等を大切にするとともに、持続可能な開発目標 (SDGs) の目標等を意識し進めていくこととします。

(5) 財政規律に基づいた計画

本市においては、今後も人口減少に伴う市税の減少や、社会保障関係費の増加が見込まれています。加えて、多くの公共施設が建築から30年以上経過し、大規模改修や立替えが必要となる時期を迎えようとしており、本市の財政状況は、ますます厳しくなっていくと予測されます。

本市の持続可能な自治体運営に当たっては、引き続き収支均衡が図られた持続可能な財政構造を維持していく必要があります。

*補完性の原則に基づき、行政が担うべき公共の範囲を問い直しつつ、将来推計人口を踏まえ、将来の世代に過度の負担を転嫁することや課題を先送りすることのない、財政規律に基づいた計画とします。

(6) 創生総合戦略との関係性

第3次総合計画改訂版では、創生総合戦略を組み込み一体的な運用を図ります。これにより、政策の整合性や連動性を高め、分野横断的な課題に対して効果的かつ柔軟な対応が可能になります。第2期朝来市創生総合戦略(以下、「第2期総合戦略」という。)で進めてきた人口減少対策や地域経済の活性化といった視点を、総合計画の中に組み込むことで、両計画が相互に補完し合い、より強固な施策体系を形成します。限られた資源の中でも最大限の効果を上げるため、政策間の「つながり」を重視した体制を構築し事業を推進します。

4 総合計画の構成

第3次総合計画は、本市が策定する各種計画の最上位計画として位置づけ、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

(1) 基本構想

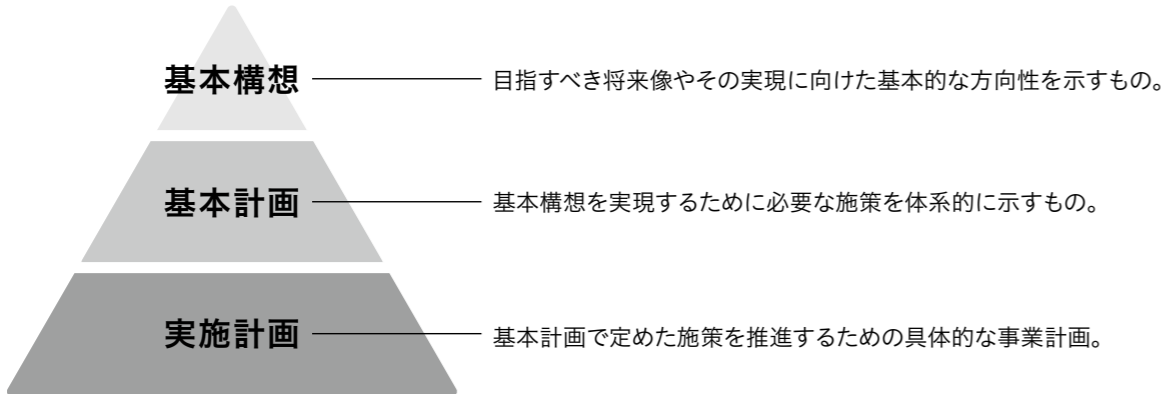
基本構想は、目指すまちの「将来像」、その実現に向けて「ありたいまちの姿」、さらに、「まちづくりを進めていくうえでの大切な考え方」を示すものとし、基本構想の期間は8年間とします。

(2) 基本計画

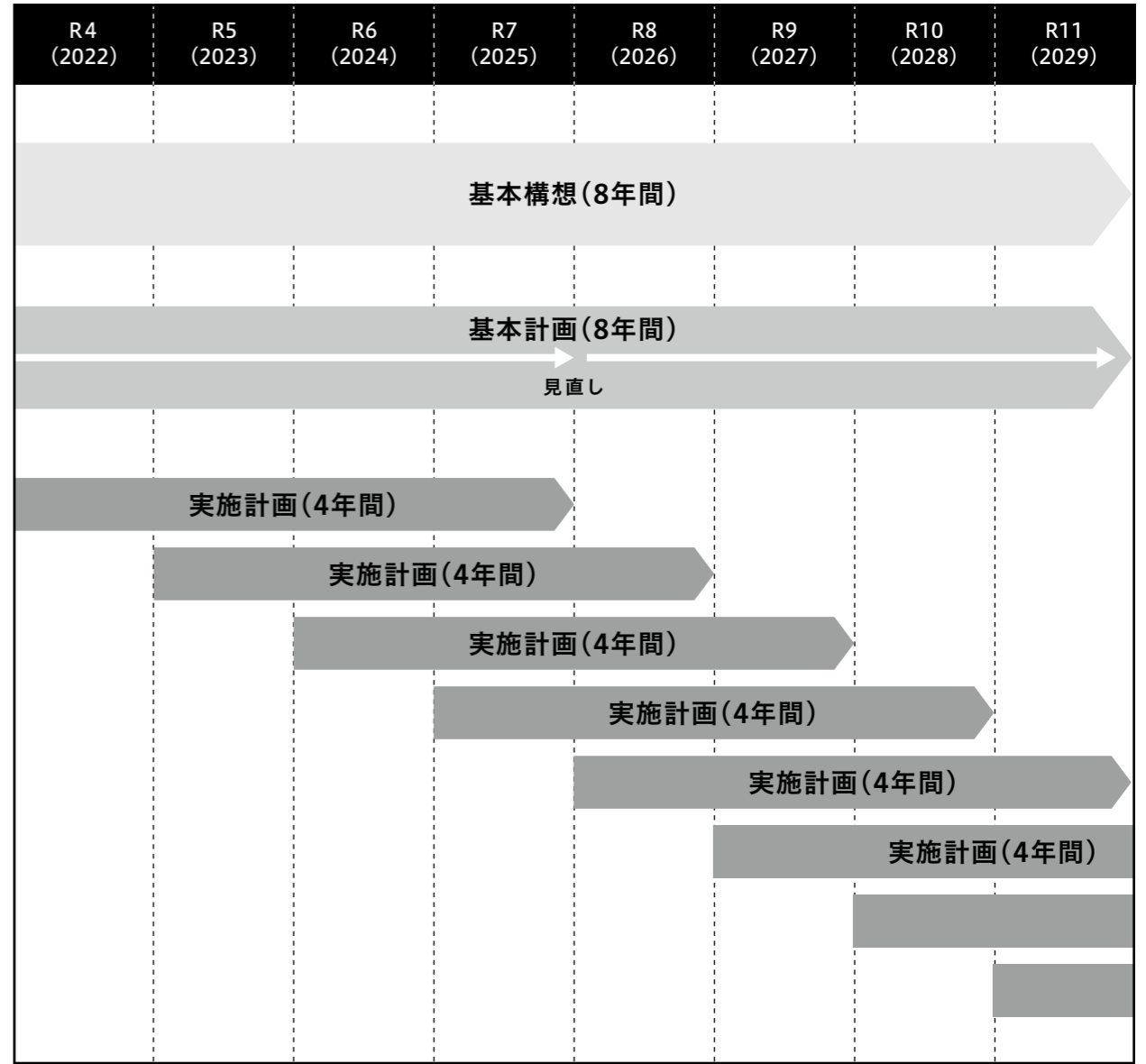
基本計画は、基本構想で定めた「ありたいまちの姿」を具体化する施策を体系的に示すものとし、基本計画の期間は8年間とし、前期と後期の4年ごとに区切り、4年目に見直しを行うこととします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を示すものとし、実施計画の期間は4年間とし、施策評価や事務事業評価を行い、これらの評価に基づいて、毎年度ローリングを行うとともに、各年度の予算編成との連動を図ります。



〈総合計画の期間〉



第2章

基本構想



1 計画期間

第3次総合計画の期間は、令和4(2022)年度から令和11(2029)年度までの8年間とします。

2 将来像

地域力をはじめとする市民相互のつながりに加え、市民と市内外の多様なつながりが、朝来市を前進させる新たな動きを育みます。つながりから生じた新たな動きが市民の幸せを創出し、新たな動きと幸せが周囲に波及・伝播して、市民一人一人が幸せを実感することで、まち全体が幸せであふれる『幸せが循環するまち』の実現を目指し、まちづくりを進めます。

また、社会が目まぐるしく変化し、多くのことが転換期を迎えている現代においては、将来像を実現するために、まちづくりの主体である市民、市議会及び行政が、対話を通じて互いの立場や考えを理解・尊重しあい、そのうえで課題に対する最適解を導き出すことが重要です。対話によって相互理解を深め、新たな時代に向かって朝来市の未来を切り拓いていきます。

朝来市が目指す将来像

人と人がつながり
幸せが循環するまち

～対話で拓く朝来市の未来～

3 まちづくりを進めていくうえでの大切な考え方

将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくうえで、どの分野においても、常に意識すべき大切な視点を「まちづくりを進めていくうえでの大切な考え方」として位置付け、まちづくりに取り組んでいきます。

(1) 大切な考え方1 市民一人一人が主役

第3次総合計画は、全ての市民のための計画です。これは、持続可能な開発目標(SDGs)の基本理念である「誰一人取り残さない」という考え方も包含します。

また、市民一人一人の自分らしい暮らしや生き方を認め合いながら育まれる市民の主体的な活動は、本市のまちづくりの力、まちの動き及び地域での支え合い等になっていきます。

本市は、「市民が主役」として、市民自治のまちづくりを進めてきました。この市民力や地域力は、本市のまちづくりの推進力であり、強みです。これからも引き続き、市民が主役の市民自治のまちづくりを推進していくことが大切です。

(2) 大切な考え方2 人と人をつなぐ対話

本市は、対話によるまちづくりを大切にしてきました。多様な市民による対話の場は、人と人とのつながりやシビックプライドを育むだけでなく、市民の主体的な活動につながるものです。

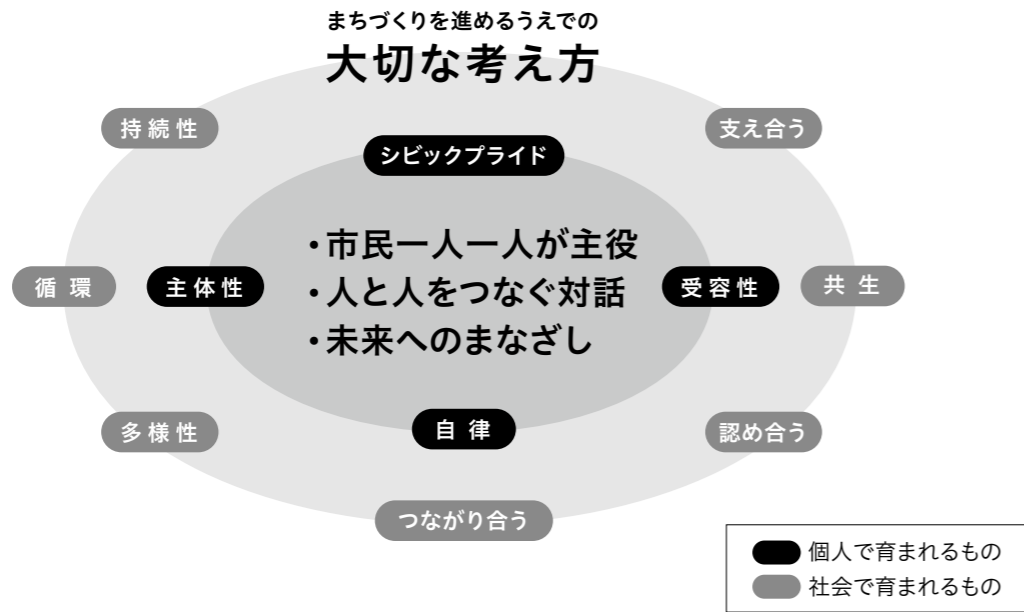
また、多様化する市民ニーズの中で、まちづくりを進めていくうえでのプロセスとして、市民と情報を共有し、対話を通して市民の共感を得ながらまちづくりを進めていくことが大切です。

(3) 大切な考え方3 未来へのまなざし

全ての分野のまちづくりにおいて、将来推計人口を踏まえながら持続可能性の視点を持ち、未来を見据えて取り組んでいくことが大切です。

また、今ある自然環境は、市民の暮らしや営みが大きく影響するものであり、当たり前には持続するものではありません。豊かな自然環境があつてこそ、朝来市らしい心豊かな暮らしが生まれ、それによって経済活動が成り立っているとも言えます。だからこそ、人と自然の共生を図り、将来へ今ある自然を引き継ぐことが大切です。

この考え方は、持続可能な開発目標(SDGs)が目指す持続可能な社会の構築にも通じるものです。

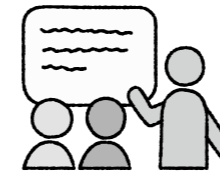


これらの大切な考え方を常に持つことで、市民一人一人にシビックプライドや主体性等が育まれます。さらに、他者との関わりの中で互いの違いを学び、認め合うことで、人と人のつながりや支え合いが生まれ、多様性、持続性、共生及び循環等を大切にする価値観が育まれることにもなります。

4 ありたいまちの姿

将来像を実現していくために、8年後のまちの姿として、次の6つのまちの姿を目指します。

(1) ありたいまちの姿 1



「やりたい」につながる多様な学びで、
未来をつくる「人」を育む

こどもから大人までさまざまな学びの場をつくることにより、市民一人一人のシビックプライドや主体性を育みます。また、多様な価値観・考え方等を互いに認め合うことで、まちをも楽しくする自分らしい生き生きとした活動（経済活動含む）をつくる人材が育まれるまちを目指します。

(2) ありたいまちの姿 2



人と自然が共生しながら
地域で循環する産業を確立する

人の暮らしや営みとともにある自然との共生を図りながら、本市が持つ資源・魅力と市外の活力をつなげ、時代にあわせて進化し、内発的な経済力を高め、地域で循環する産業が確立されたまちを目指します。

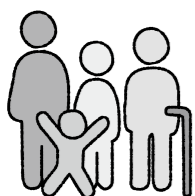
(3) ありたいまちの姿 3



多様なつながり・交流を育み、
地域力をより高める

人と人のつながり・交流を育むことでさまざまな活動につなげ、多様な人が参画する地域コミュニティの充実を図るとともに、移住定住の推進や*関係人口の創出等の新たな力により、地域力が更に高まっているまちを目指します。

(4) ありたいまちの姿4



**誰もが居場所や役割を持ち、
健幸で心豊かな暮らしを実感できる**

世代等を超えて、市民一人一人が地域とつながり、誰もが地域の中で居場所や役割を持つことで、地域の人々に囲まれ安心した子育てや暮らしが実現できるとともに、市民一人一人が生きがいを感じながら*健幸で心豊かな暮らしを実現できるまちを目指します。

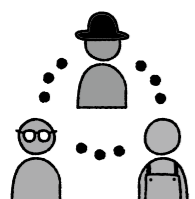
(5) ありたいまちの姿5



**市民の暮らしを支える
安全・安心な都市基盤を持続する**

市民の暮らしを支える都市基盤の持続可能な維持管理・運営を図ります。また、地域防災力の強化や公共交通の確保等により、誰もが地域の中で安全・安心に暮らせるまちを目指します。

(6) ありたいまちの姿6



**まちの動きや情報を戦略的につなぎ、
効率的で健全な行財政運営を実現する**

市民との対話を大切にするとともに、まちの動きや情報を市民と共有することで、市民自治のまちづくりを更に推進します。また、持続可能で自律した自治体運営を推進するため、効率的で健全な行財政運営を図るとともに、市民とともにある、市民に信頼される職員・市役所を目指します。

5 政策指標と人口指標

第3次総合計画では、この計画に基づいて実施されるさまざまな取組が、「将来像」や「ありたいまちの姿」の実現を目指して実施され、かつ明確な評価検証が行われるよう、政策指標と人口指標を次のとおり設定します。

(1) 政策指標

政策指標として、朝来市民の幸福度(どの程度幸せを感じているか)に加え、朝来市民の幸福度に影響を与える要素を設定します。

朝来市民の幸福度：Asago Well-Being Indicator

指標	目標値(令和11年度)
幸福度(どの程度幸せを感じているか)	令和3(2021)年度対比4%増

朝来市民の幸福度に影響を与える要素

指標		目標値(令和11年度)	
市民一人一人の姿	自己実現と成長	やりたいこと(趣味・学び・活動・仕事等)がある	令和3(2021)年度対比4%増
		やりたいことに向けてチャレンジ(準備・実行等)している	令和3(2021)年度対比4%増
		日々の暮らしで生きがいを感じている	令和3(2021)年度対比4%増
	人や社会とのつながり	自分のことを大切に思ってくれる人たちがいる	令和3(2021)年度対比4%増
		頼れる人(家族・友人・地域の人等)がいる	令和3(2021)年度対比4%増
		自分の居場所や役割がある(家庭・地域・職場等)	令和3(2021)年度対比4%増
まちの姿	ありたいまちの姿1(「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む)満足度		令和3(2021)年度対比4%増
	ありたいまちの姿2(人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する)満足度		令和3(2021)年度対比4%増
	ありたいまちの姿3(多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める)満足度		令和3(2021)年度対比4%増
	ありたいまちの姿4(誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる)満足度		令和3(2021)年度対比4%増
	ありたいまちの姿5(市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を維持する)満足度		令和3(2021)年度対比4%増
	ありたいまちの姿6(まちの動きや情報を戦略的につなぎ、効率的で健全な行財政運営を実現する)満足度		令和3(2021)年度対比4%増

(2) 人口指標

第2次総合計画後期基本計画策定時に行った将来推計人口に基づき、令和32(2050)年の人口を20,000人に維持することを目指し、第3次総合計画期間の終了時である令和11(2029)年時点で26,300人を維持することを人口指標として設定します。

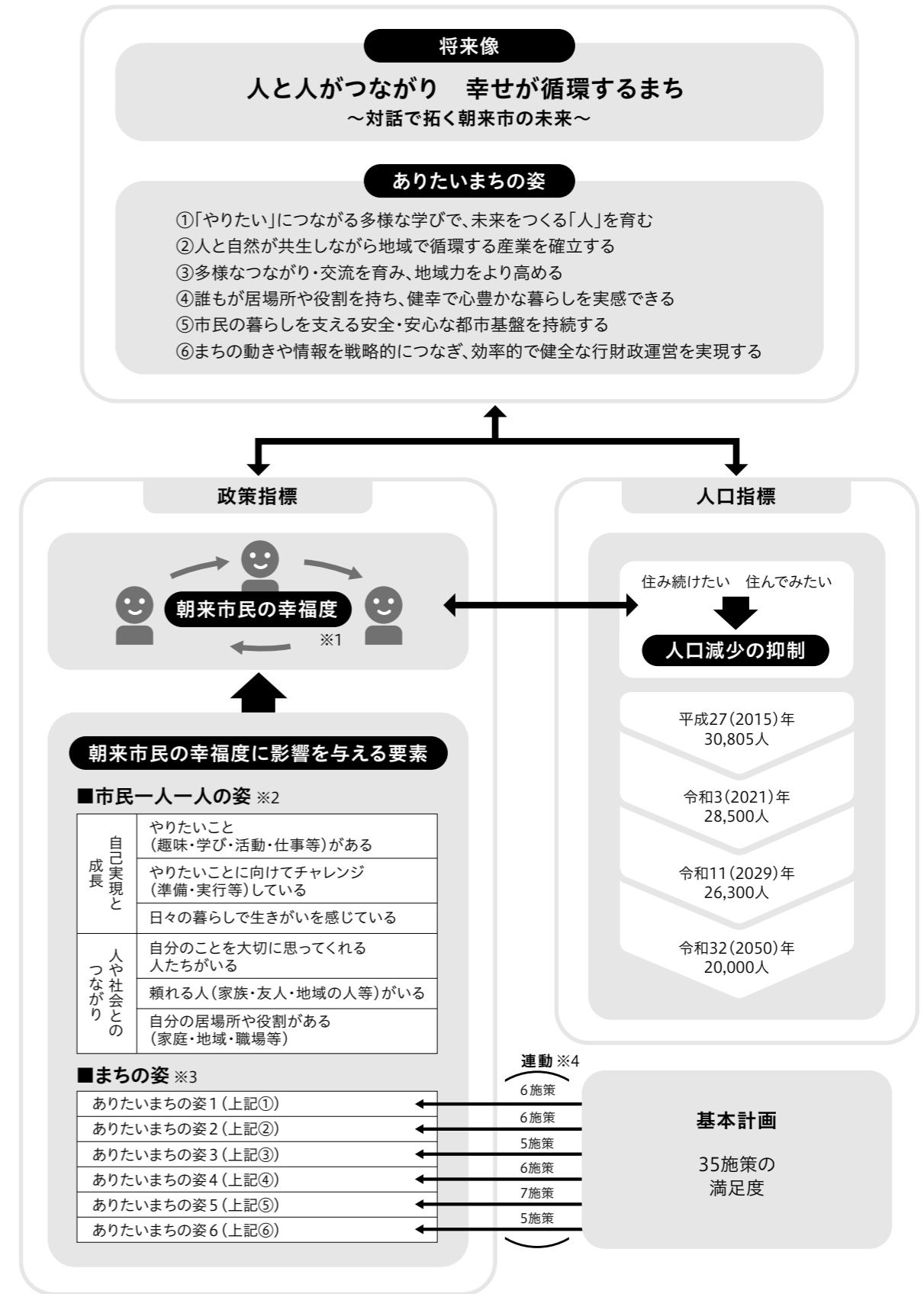


(3) 将来像・ありたいまちの姿と政策指標・人口指標の関係性

人と人のつながりである*社会関係資本(ソーシャルキャピタル)は、新たな動きを育み、学びや楽しさ等、市民一人一人の暮らしを豊かにするだけでなく、地域での暮らしの安心感や地域づくりの活力、さらに、地域経済の潤い等をもたらし、「ありたいまちの姿」の実現につながるるとともに、人と人のつながりを更に強固にします。その結果、本市に暮らす市民一人一人が、自己実現と成長、人や社会とのつながりを感じ、幸せを実感することにつながります。その幸せが次なるまちの動きをつくり、新たな幸せを創出する幸せの循環を生み出し、「将来像」の実現につながります。

また、そのことが、本市に住みたい、住んでみたいと感じることにもつながり、人口減少の抑制につながります。

〈基本構想における体系図〉



※1 「市民意識調査」(毎年度実施)において、「あなたは、現在の程度幸せだと感じていますか」という設問を設け把握する。
 ※2 「市民意識調査」において、それぞれの指標に対する設問を設け市民一人一人の姿の状態を把握する。
 ※3 ありたいまちの姿(6つ)をそのまま指標に用いる。その指標に基本計画35施策をそれぞれ紐づけし、35施策ごとの満足度をまちの姿の満足度に反映することによって連動性を持たせる。なお、基本計画35施策の満足度は「市民意識調査」で把握する。
 ※4 各施策との関わりについては、第3章基本計画「1 施策体系」を参照。

6 計画の推進方策

市民自治のまちづくりと総合計画を基軸とする*行政マネジメントを推進するとともに、第2期総合戦略で進めてきた人口減少対策や地域経済の活性化といった視点を、総合計画の中に組み込むことで、政策の整合性や連動性を高め、分野横断的な課題に対して効果的かつ柔軟な対応を図りながら、将来像の実現を目指します。

(1) 市民自治のまちづくりの推進

持続可能なまちづくりにつなげていくために、地域自治協議会をはじめとする多様な主体によるさまざまな活動を育み、市民と市民のつながりによる豊かで強固な社会関係資本(ソーシャルキャピタル)による地域経済の発展や地域づくりの推進を図ることで、市民と行政の協働と市民自治のまちづくりを推進していきます。

また、そのためには、常に市民とまちの状況について共有を図りながら、市民との対話の場を持ち、市民の意見を尊重し、まちづくりを展開していきます。

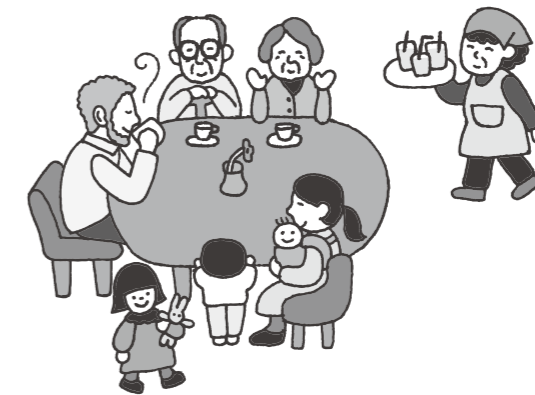
(2) 総合計画を基軸とする行政マネジメントの推進

第3次総合計画の将来像を効果的・効率的に実現していくために、第3次総合計画を基軸とした予算編成、施策評価及び事務事業評価とともに、組織改革及び職員育成も一体となった行政マネジメントを推進します。

さらには、若者の視点を盛り込んだ取組の評価検証の仕組みの導入に加え、国の創生総合戦略等が示す基本的方向に対応する取組の評価検証に基づき、事業の推進並びに進行管理を行うことにより、自律した自治体運営を行います。

第3章

基本計画



1 施策体系

将来像

人と人がつながり
幸せが循環するまち
対話で拓く朝来市の未来

人口指標

令和11(2029)年
26,300人

令和32(2050)年
20,000人

ありたいまちの姿



施策

- 1 シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実
 - 2 生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進
 - 3 多様な学びを支える教育・学習環境の整備
 - 4 まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進
 - 5 多様性を尊重する人権文化の醸成
 - 6 豊かな心を育む芸術文化の振興
- 1 内発的な経済循環と多様な働き方の創出
 - 2 まちの力になる観光の振興
 - 3 時代にあわせた農畜産業の振興
 - 4 自然を守り活かす林業の振興
 - 5 人の営みとともにある自然との共生
 - 6 地域の誇りとなる歴史文化遺産の保存・活用
- 1 市民力を高める協働のまちづくりの推進
 - 2 多様な人がつながる地域コミュニティの充実
 - 3 まちの仲間になる移住定住の推進
 - 4 まちを応援する関係人口の創出
 - 5 未来につながる多文化共生の推進
- 1 一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現
 - 2 地域みんなで安心できる子育て環境の充実
 - 3 いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現
 - 4 障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実
 - 5 安心できる医療体制の充実
 - 6 こころとからだの幸せになる健幸づくりの推進
- 1 自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進
 - 2 日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進
 - 3 暮らしを守る防犯・交通安全の推進
 - 4 生活基盤の持続可能な維持管理・確保
 - 5 暮らしを支える上下水道の維持管理・運営
 - 6 地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進
 - 7 暮らしを豊かにする公共交通の確保
- 1 対話による開かれた広聴の充実
 - 2 伝えたいところに届く戦略的な情報発信の推進
 - 3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進
 - 4 市民とともにある職員の育成・組織力の強化
 - 5 広域行政組織等団体との連携の推進

まちづくりを
進めるうえでの
大切な考え方

- ① 市民一人一人が主役
- ② 人と人をつなぐ対話
- ③ 未来へのまなざし



2 施策

基本計画の見方

施策が紐づけられている「ありたいまちの姿」を示しています。

施策の目指す姿について記載しています。

施策を2～4つ程度に分類(①～④)し、それぞれに「現状と課題」と「事業実施方針」を整理しています。

「現状と課題」では、朝来市これまでの取組や施策を推進していくうえでの課題、全国的な社会潮流や現状を記載しています。

「事業実施方針」では、それぞれの「現状や課題」を踏まえたうえで、施策の目指す姿を実現するために朝来市が取り組む方向性を記載しています。

複合化する課題に対し統合的に施策展開をするために、連携する施策を示しています。ただし、施策コード【5】及び【31】～【35】は、全施策と関連があることから、施策間連携の表示をしていません。

ありたいまちの姿1 ①

シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実

施策コード【11】

こどもから大人まで、地域の中で人と人がつながり、対話や多様な学びの場を通して、シビックプライドや主体性等を育み、一人一人のさまざまなチャレンジの実現につながる人材育成の充実を図ります。

① 未来を育む人材育成の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	市民が参加する対話の場は、人と人とのつながりを深めるだけでなく、シビックプライドや主体性を育む機会にもなっています。しかし、参加者の固定化が進んでいるため、年齢や地域を超えた多様な世代が参加しやすくなるよう、実施方法の見直しが必要です。	少人数での開催や集いやすい場での出前開催又はオンラインプラットフォームの活用等、幅広い世代が参加しやすい対話の機会を充実させることで、人と人とのつながりやシビックプライドを育むだけでなく、若者を含む市民の多様な活動につながる主体性や、互いの活動を応援し合え、チャレンジが生まれやすい雰囲気を作ります。また、より良い対話の場づくりに向けて市民ファシリテーターの育成を進めます。(施策間連携【14】)
イ	高校生と地域・企業をつなぐ学びの機会が充実したことで、高校生の地元就職率は向上しています。しかし、進学に伴う市外転出が増加しており、高校生が本市の魅力や十分に知らないまま市外へ流出してしまうことが懸念されます。また、高校授業料無償化の導入により、通学する高校の選択肢が増え、今まで以上に高校生の市外への流出が懸念されます。	高校や地域と連携し、地域で活躍する大人との対話の場や、地域と協働した学び、企業とつながる学びの機会を提供することで、地元の魅力や多様な生き方に触れる機会を創出し、高校生の主体性とシビックプライドを育みながらキャリア形成につなげます。また、生徒確保に向けた地元高校の魅力向上にも高校と連携して取り組みます。(施策間連携【7】)
ウ	市民一人一人の「Will(やりたい)」を尊重した事業の実施や、地域活動・仕事につながる学びは、市民の新たなチャレンジのきっかけとなっています。しかし、それを実感する市民の割合は低い状況にあるため、今後もチャレンジの実現につながる学びの充実が必要です。	得意分野や興味関心等を活かし、地域活動や仕事でのさまざまなチャレンジにつながる学びを充実させることで、市民一人一人の生き生きとした新たなチャレンジを育み、社会参加につなげます。(施策間連携【4】)

② シビックプライドを育む地域での学びの充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	地域自治協議会等では、地域の特性を生かしながら、こどもから大人までを対象とした地域の自然や歴史・文化等を学ぶさまざまな活動が展開されていますが、開催の有無や運営のノウハウに地域差が生じています。	地域自治協議会等が主体的に地域の自然や歴史・文化等を学ぶ活動を展開し、市民のシビックプライドを育むとともに、学びが普段の暮らしや地域活動の中で生かされるよう、人材バンク制度の活用や専門機関等との連携を図りながら出前授業の開催や講師の紹介等を行い、地域主体の学びの場づくりを支援します。(施策間連携【4】【11】【12】)

ありたいまちの姿1 「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む

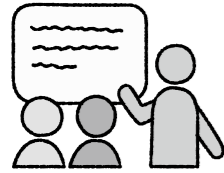
イ 地域をフィールドとして学ぶことも対象の事業は、地域自治協議会等が特性に応じて実施していますが、地域の自主性に委ねられているのが現状であり、体系的な整理や体制の整備が不十分です。特に、小学生向けの活動の場はある一方で、中学生の活動の場は限られており、中学生の地域活動や大人との交流の機会を増やすことが求められています。

地域や学校等と連携し、地域をフィールドとした小中学生向けの事業を体系的に整理するとともに、地域学校協議会本部等の体制を整えます。これにより、関係者が役割を分担しながら、地域主体の学びの場づくりの充実を支援することで、小中学生のシビックプライドを育みます。(施策間連携【2】【4】【14】)

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
①	こどもから大人までの多様な対話の場・学びの場が充実していると感じる市民の割合	-	20.3%	18.2%	18.4%	24.3%	市民意識調査
	住んでいる地域に誇りや愛着を持つ市民の割合	62.2%	63.8%	66.6%	65.8%	67.8%	市民意識調査
②	住んでいる地域に誇りや愛着を持つ中学3年生の割合	-	60.3%	63.8%	55.3%	64.3%	市民意識調査

施策の推進状況を客観的に評価するため、成果を数値化した指標を設定しています。



シビックプライドと未来をつくる力を 育む人材育成の充実

施策コード【1】

こどもから大人まで、地域の中で人と人がつながり、対話や多様な学びの場を通して、シビックプライドや主体性等を育み、一人一人のさまざまなチャレンジの実現につながる人材育成の充実を図ります。

① 未来を育む人材育成の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	市民が参加する対話の場は、人と人とのつながりを深めるだけでなく、シビックプライドや主体性を育む機会にもなっています。しかし、参加者の固定化が進んでいるため、年齢や地域を超えた多様な世代が参加しやすくなるよう、実施方法の見直しが必要です。	少人数での開催や集いやすい場での出前開催又はオンラインプラットフォームの活用等、幅広い世代が参加しやすい対話の機会を充実させることで、人と人とのつながりやシビックプライドを育むだけでなく、若者を含む市民の多様な活動につながる主体性や、互いの活動を応援し合え、チャレンジが生まれやすい雰囲気をつくれます。また、より良い対話の場づくりに向けて市民ファシリテーターの育成を進めます。(施策間連携【14】)
イ	高校生と地域・企業をつなぐ学びの機会が充実したことで、高校生の地元就職率は向上しています。しかし、進学に伴う市外転出が増加しており、高校生が本市の魅力や十分に知らないまま市外へ流出してしまうことが懸念されます。また、高校授業料無償化の導入により、通学する高校の選択肢が増え、今まで以上に高校生の市外への流出が懸念されます。	高校や地域と連携し、地域で活躍する大人との対話の場や、地域と協働した学び、企業とつながる学びの機会を提供することで、地元の魅力や多様な生き方に触れる機会を創出し、高校生の主体性とシビックプライドを育みながらキャリア形成につなげます。また、生徒確保に向けた地元高校の魅力向上にも高校と連携して取り組みます。(施策間連携【7】)
ウ	市民一人一人の「Will(やりたい)」を尊重した事業の実施や、地域活動・仕事につながる学びは、市民の新たなチャレンジのきっかけとなっています。しかし、それを実感する市民の割合は低い状況にあるため、今後もチャレンジの実現につながる学びの充実が必要です。	得意分野や興味関心等を活かし、地域活動や仕事でのさまざまなチャレンジにつながる学びを充実させることで、市民一人一人の生き生きとした新たなチャレンジを育み、社会参加につなげます。(施策間連携【4】)

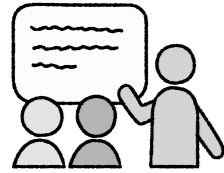
② シビックプライドを育む地域での学びの充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	地域自治協議会等では、地域の特性を生かしながら、こどもから大人までを対象とした地域の自然や歴史・文化等を学ぶさまざまな活動が展開されていますが、開催の有無や運営のノウハウに地域差が生じています。	地域自治協議会等が主体的に地域の自然や歴史・文化等を学ぶ活動を展開し、市民のシビックプライドを育むとともに、学びが普段の暮らしや地域活動の中で生かされるよう、人財バンク制度の活用や専門機関等との連携を図りながら出前授業の開催や講師の紹介等を行い、地域主体の学びの場づくりを支援します。(施策間連携【4】【11】【12】)

イ	地域をフィールドとして学ぶことも対象の事業は、地域自治協議会等が特性に応じて実施していますが、地域の自主性に委ねられているのが現状であり、体系的な整理や体制の整備が不十分です。特に、小学生向けの活動の場はある一方で、中学生の活動の場は限られており、中学生の地域活動や大人との交流の機会を増やすことが求められています。	地域や学校等と連携し、地域をフィールドとした小中学生向けの事業を体系的に整理するとともに、*地域学校協働本部等の体制を整えます。これにより、関係者が役割を分担しながら、地域主体の学びの場づくりの充実を支援することで、小中学生のシビックプライドを育みます。(施策間連携【2】【4】【14】)
---	--	--

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①	こどもから大人までの多様な対話の場・学びの場が充実していると感じる市民の割合	—	20.3%	18.2%	18.4%	24.3%	市民意識調査
	住んでいる地域に誇りや愛着を持つ市民の割合	62.2%	63.8%	66.6%	65.8%	67.8%	市民意識調査
②	住んでいる地域に誇りや愛着を持つ中学3年生の割合	—	60.3%	63.8%	55.3%	64.3%	市民意識調査



生きる力を育む 幼児教育・学校教育の推進

施策コード[2]

将来の変化を予測することが困難な時代を生き抜く子どもたちの育成に向け、生きる力の育成を目指し、学習指導要領に基づき、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む取組を推進します。

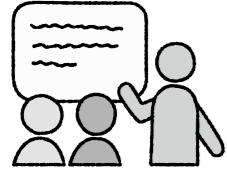
① 主体的に学ぶ力の向上

	現状と課題	事業実施方針
ア	<p>児童生徒の学びにおいては、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、これを基盤として、思考力、判断力及び表現力等の育成、主体的に学びに向かう力、人間性や感性等を身に付ける力が必要です。</p> <p>幼児期の教育においては、保育教諭が一方的に働きかけるのではなく、子どもの意欲や主体性に基づく自発的な活動としての生活と遊びを通して、さまざまな学びが積み重ねられていくことが重要です。</p>	<p>児童生徒が自ら考え、課題を発見し、周囲の人々や仲間と協働しながら挑戦することや、課題を解決することができるよう、個々の興味・関心や学びのプロセスを大切にしながら、思考力や判断力、表現力を発揮できる具体的な学習場面を設定し、その活動を通して主体的な学びを促すように援助します。</p> <p>個の成長と集団としての活動の充実を図ることを基本とし、遊びや生活等、園児が身近な環境に主体的に関わる具体的な活動を通して、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域の内容を総合的に展開し、幼児期にふさわしい経験と学びを生み出すように援助します。</p>
イ	<p>学校・子ども園において、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための*キャリア教育の充実を図ることが必要です。</p>	<p>学校の*授業づくりのユニバーサルデザイン化を基に、子どもたちが自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって自分自身の豊かな人生を切り拓き、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できるように資質・能力の育成に取り組めます。</p> <p>また、幼児期には、遊びを通して役割を理解することや、社会の仕組みを学ぶことで、子どもたちが自立に向かうために必要な能力を育みます。</p>
ウ	<p>グローバル化が進む社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を高め、主体性や創造性、チャレンジ精神等を育み、国際的な視野をもって行動できる能力を身に付けることが求められます。</p>	<p>特色ある学校づくり事業(あさごドリームアップ事業)等、ふるさと朝来で培った学びを基に、自らが国際社会の一員としての自覚をもち、多様な立場の人たちと協働して課題解決に当たろうとする児童生徒の育成に向け、外国語指導助手(ALT)等との外国語を用いたふれあいや対話の機会を充実させたり、朝来市連合国際交流協会の事業等を活用して、語学力や問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を育みます。</p> <p>また、幼児期には、身近な環境の中で異なる言語や生活習慣、生活様式等、異文化にふれる機会を確保し、自分を取り巻く社会への感覚を育みます。(施策間連携【17】)</p>



② 人と人のふれあいの中で豊かな心を育む教育の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	<p>学校は、家庭・地域と連携・協働し、子どもたちの豊かな学びと成長を支えるために、すでに取組が進められている*コミュニティ・スクールの活動を一層充実させ、「地域とともにある学校」の実現を目指すことが求められています。</p> <p>こども園では、園児に限られた人間関係の中で生活していることを踏まえ、園生活において高齢者や異年齢の子ども、地域の人々等、自分の生活と関係が深い人々と触れ合い、交流する機会を十分に設けることが必要です。</p>	<p>学校・家庭・地域が連携・協働し、「地域総ぐるみ」で子どもたちを見守り、育てる環境づくりを進めるために、学校運営協議会を中心としたコミュニティ・スクールの取組を一層充実させるとともに、地域人材の活用や学校運営への市民参画を通じて、「地域とともにある学校」の実現を推進します。</p> <p>こども園では、地域のつながりの中で育っていくものであることから、園児が地域の生活や季節の行事に触れる機会を積極的に持つことで、自らの生活に関係の深いさまざまな人々に親しみを持てるように取り組みます。(施策間連携【13】)</p>
イ	<p>地域住民の参画と協働による体験教育等の体験活動により、心の教育の充実を図り、子どもたちの自立に向け、自己認識や自己有用感を高めるとともに、命を大切にす心や思いやりの心、規範意識を養う必要があります。</p>	<p>学校では、地域人材を活用した特色ある学校づくり事業(あさごドリームアップ事業)や「地域に学ぶ*トライやる・ウィーク」「地域に活かす『トライやる』アクション」等で市民と交流し、自然や歴史的な遺産に触れる体験を通して、郷土愛を育て、公共の精神や協調性の育成、思いやりの心や責任感をもって積極的に行動する力を育みます。</p> <p>また、こども園では、家庭と園で連携・連動して一人一人の育ちを促しながら、地域の人々との交流の機会を通して豊かな体験の機会が得られるように取り組みます。</p>
ウ	<p>人間尊重の精神や生命を大切にするとともに、人間としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成することが重要です。</p>	<p>学校では、「特別の教科 道徳」はもとより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組むことができる指導体制の充実や家庭や地域との連携推進を図ります。</p> <p>また、こども園では、基本的生活習慣の形成を図るとともに、園児が相手を尊重する気持ちを持って行動できる等、規範意識や道徳性の芽生えを育みます。</p>
エ	<p>少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、これまでの生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、速やかに部活動改革に取り組む必要があります。</p>	<p>朝来市部活動在り方検討委員会を中心に、児童生徒・保護者・教職員・地域住民等の意見を広く受け入れ、地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術活動や子どもたち自身が考え、活動を想像する時間を創り出すための本市における部活動の地域展開を研究します。(施策間連携【4】)</p>



生きる力を育む 幼児教育・学校教育の推進

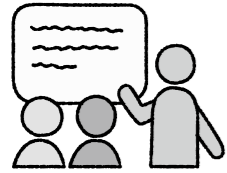
施策コード【2】

③ 心身ともに健康であるための健やかな体の育成

	現状と課題	事業実施方針
ア	子どもたちが運動の特性や魅力にふれることにより、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む必要があります。	<p>学校においては、運動の得意・不得意に関わらず、子どもたちの興味や発達段階に応じて、誰もが楽しく運動に取り組める環境を整えます。プロのアスリートとの交流等「本物に触れる体験」を取り入れ、運動の魅力を実感できる機会を提供するとともに、ゲーム性や協働を取り入れた多様な活動を通じて、楽しさや達成感を味わえる体育・スポーツの充実を図ります。</p> <p>また、こども園においては、心と体の健康は相互に密接な関連があることを踏まえ、周囲の人との温かい関係性を基盤としてさまざまな場面に対応できる心の働きや体の動きを体得できるような環境の構成を工夫していきます。</p>
イ	健全な食生活を実現することが、心身の健康増進と豊かな人間形成につながるという視点から、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図ることで、本市の課題である肥満の解消やう歯のある園児、児童生徒数の減少につなげていく必要があります。	学校・こども園における食育を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、地域の農畜産物や生産者について学び、子どもたちの食生活が動植物等の自然の恩恵や生産・流通・消費等、人々のさまざまな活動に支えられていることへの理解を深めます。また、本市の課題である肥満の解消やう歯のある園児、児童生徒数の減少につなげます。 (施策間連携【9】【23】【29】)
ウ	<p>児童生徒の心理的ストレスや悩みといった心の健康課題を解決するため、学校保健に関する教職員の資質・能力の向上、体系的な保健教育の充実及び家庭や地域の医療機関等との連携により心の健康管理の充実を図る必要があります。</p> <p>園児は、困ったことやストレスを言葉で表現することが難しいため、そのままにしておくとし心の成長に大きな影響を与えます。そのため、周囲の大人が早い段階で気づき、適切な対応を行うことが大切です。</p>	<p>学校は、児童生徒の多様化・複雑化する心の問題に適切に早期に対応するため、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)を活用し、医療機関、市*こども家庭センター、警察、各相談機関等、関係機関と連携して孤立を防ぎ、継続的な伴走支援を行います。</p> <p>こども園では、保育教諭等が子どものSOSに気づき、子どもに寄り添うとともに、保護者や専門的な関係機関と連携し、子どもが安心して過ごせるよう丁寧な支援を行います。(施策間連携【19】【23】)</p>

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
① 課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合	小学33.5% 中学37.4%	小学34.3% 中学28.6%	小学31.1% 中学26.4%	小学31.7% 中学28.8%	小学55.0%以上 中学50.0%以上	全国学力・学習状況調査
② 「自分には、よいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合	小学39.4% 中学31.8%	小学42.1% 中学27.3%	小学38.1% 中学29.4%	小学43.2% 中学32.6%	小学55.0%以上 中学50.0%以上	全国学力・学習状況調査
③ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(T得点)	小5男50.9点 小5女50.2点 中2男50.5点 中2女49.8点	小5男50.8点 小5女48.8点 中2男51.3点 中2女50.7点	小5男51.6点 小5女49.7点 中2男50.8点 中2女48.2点	小5男52.6点 小5女49.1点 中2男47.7点 中2女48.8点	小5男51.5点以上 小5女50.0点以上 中2男52.5点以上 中2女51.5点以上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査



多様な学びを支える 教育・学習環境の整備

施策コード【3】

安心して学べる教育・学習環境の充実を図るとともに、ICT 機器を効果的に活用した授業体制の構築による情報活用能力を育成します。また、特別な支援を必要とする子どもへの支援体制の充実等、多様な学びを支えます。

① 安心して学べる教育・学習環境の整備

現状と課題	事業実施方針
ア 学校施設や通学路においては、安全・安心で質の高い教育環境の整備を継続的に進めていくことが不可欠です。こども園においても、園児が安心して生活し、遊ぶことができるよう、継続的な環境整備が必要です。	児童生徒が安全で安心して学べるよう、学校施設の計画的な整備や通学時の見守り活動を進めるとともに、脱炭素化の推進を図るため、市内すべての学校において照明器具の LED 化を計画的に進めます。 こども園については、公共施設再配置計画における施設のあり方方針に基づき、今後の子育て世代のニーズを把握しながら、計画的な整備を進めます。
イ ICT や AI 等の技術革新が飛躍的に進む *Sciety5.0 時代を生き抜くために、学校教育において ICT の活用が「日常化」するための環境の整備が必要です。	ICT の活用を日常化するため、1人1台端末を効果的に活用し、デジタル教材等のコンテンツを更に充実させます。あわせて、GIGA スクール運営支援センターと連携し、活用の促進に向けた環境整備を進めます。
ウ 一人一人の発達段階等に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために、個別の教育的ニーズに的確に応える指導・支援を行うことが求められます。	すべての園児、児童生徒がともに学ぶことができるよう、就学前から卒業まで、関係機関と連携した切れ目ない支援体制を構築し、多様なニーズにきめ細かく対応するために、介助員や *学びのサポーター等の職員の確保と資質向上に努め、配慮が必要な園児、児童生徒の支援を行っていきます。
エ 不登校児童生徒に対してその実態に配慮した教育を行うため、居場所づくりを積極的に行い、将来、精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送ることができる「社会的自立」を目指して指導・支援する必要があります。	不登校児童生徒に対しては、組織的に発達支持的生徒指導に取り組むとともに、「*すまいるルーム」や校内サポートルームの活用に加え、教育支援センターやNPO団体等の関係機関と連携し、多様な居場所を確保することで、学校復帰をはじめとする「社会的自立」を目指し支援します。

② 一人一人の子どもの力を育む教職員の育成

現状と課題	事業実施方針
ア 教職員は、教科や教職に関する専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことをめざし、研究と修養に努めることが必要です。 保育教諭等は、園児一人一人が保育教諭等の援助の下でその主体性を発揮して活動を展開していけるよう、園児の立場に立った教育及び保育の展開が必要です。	教職員は、一人一人の児童生徒の生きる力の育成に向け、教職員が各種研修会に積極的に参加し、自身の資質・能力を向上させ、ICT を活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導実践を推進します。 保育教諭等は、園児一人一人に対する理解や指導についての考え方を深めることが大切であり、そのためには、互いの指導事例を持ち寄り、話し合う等の園内研修の充実を図ります。

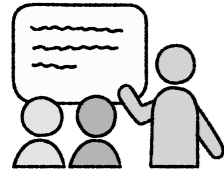
イ 教職員自身が、ICT 機器等を活用した学習活動に必要な「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3つの観点を相互に関連づけて理解し、指導に活かしていく力を高めていくことが求められます。	ICT 支援員や GIGA スクールサポーターを活用し、教職員がプロジェクター等の大型提示装置や1人1台タブレット端末等の ICT 機器を授業の中で効果的に活用できるよう、実践的な研修や日常的な支援を充実させます。あわせて、ICT を活用した「分かる授業」の実現に向けて、教職員自身の情報活用能力や指導力の向上を図ります。
--	---

③ 安全安心で地域の恵みを感じる学校給食の充実

現状と課題	事業実施方針
ア 学校給食法、食品衛生法、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、*兵庫県食品衛生管理プログラム認定制度(兵庫県版 HACCP)の衛生管理基準を維持し、安全安心な給食を提供しています。	兵庫県食品衛生管理プログラム認定制度(兵庫県版 HACCP)に基づいた衛生管理基準を維持するため、定期的に衛生研修受講、点検、記録、必要な改善措置を講じる等、衛生管理を徹底します。
イ 小中学校では、コウトリ米(栽培期間中農薬を使用しないタイプ)を提供しています。一方、野菜等は地場産物を優先して使用していますが、近年の気候変動の影響により収量が減少し、地場産物の使用率が低下しています。 こども園では、市内産の「お米」と「味噌」を使用するとともに、減農薬の野菜や地元産の無農薬米を使用した「みどりの給食」に取り組んでいます。	小中学校では、児童生徒の食への関心が薄れないように、行事食や旬の食材を取り入れ、児童生徒の希望献立、地場産物を活用したちやすりんぐーの実施等、栄養教諭、栄養士、調理員と連携して美味しく魅力のある学校給食の提供を維持します。 こども園では、「みどりの給食」の取組を継続するとともに、地元産食材(園での栽培野菜、地元住民からの提供食材等)を活用した給食の提供に努めます。(施策関連携【9】)
ウ 学校給食費の無償化により保護者の負担軽減を実現してきましたが、今後においても、旬の食材を取り入れ、栄養バランスのとれた学校給食を安定的に提供していくことが必要です。	近年の物価高騰により、特に米や生鮮野菜の価格が上昇していますが、小中学校においては、すでに実施している給食費の無償化を継続し、子育て支援の充実を図るとともに、学校給食摂取基準を守り、栄養のバランスのとれた学校給食の安定的な提供を維持します。(施策関連携【2】)

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
① 18歳以下の子どもを養育している市民の内、学校施設・教育環境が充実していると感じる市民の割合	42.2%	45.4%	40.5%	34.7%	55.0%	市民意識調査
② 学習の中でコンピューター等の ICT 機器を使い、自分のペースで理解しながら学習を進めている児童生徒の割合	—	—	—	—	小学91.3% 中学76.3%	全国学力・学習状況調査
③ 学校給食における市内産野菜の使用率	11.7%	18.9%	15.2%	12.5%	30.0%	教育委員会調査



まちにも活きる 生涯学習・スポーツの推進

施策コード【4】

市民の誰もが参加しやすい学習やスポーツの機会を創出し、それにより得た成果を地域社会の課題解決や創造的活動に活かせる人づくりを進めるとともに、社会教育施設等の活用や指導者との連携によって、誰もが気軽に学びやスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

① やりたいことにチャレンジできる生涯学習の推進

現状と課題	事業実施方針
ア 文化教養、健康増進、家庭生活・趣味等、多様な学びのきっかけづくりの場として市民講座を開催していますが、参加者の年齢層等に偏りがあります。	誰もが生涯を通じて意欲的に学び続ける社会の実現を目指し、若者に特化した講座を今後実施していく予定です。また、若者を含めた幅広い年齢層からのニーズの把握及び関係機関からの意見聴取を行い、オンラインの活用も含め、それぞれのライフステージに合った市民講座等を開催します。 市民講座の周知方法については、市の公式ホームページやLINE等のSNS、ケーブルテレビでの周知を図るとともに、各区の生涯学習推進員にも協力依頼を行う等、積極的な広報活動を行います。
イ 市民講座を通じて市民の知識・技術等の向上が図られていますが、地域における学びの実践、学びの循環が必要です。	市民が学んだことや持てるスキルを主体的に発揮できる場づくりを創出するとともに、多世代の人材が登録することができるよう、*生涯学習人財バンク制度を柔軟に運用することにより、知識、技能、経験等を有する人材を発掘しながら、多様な生涯学習活動の支援、充実を図るとともに、人材が活躍する場の創出を図ります。(施策間連携【1】【14】)

② 市民の交流を生む生涯スポーツの推進

現状と課題	事業実施方針
ア 性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが生涯にわたってスポーツを親しむことができる取組を推進するとともに、スポーツによる交流機会を拡充することで、市民等の交流につなげる必要があります。	興味や関心に応じて誰もがさまざまなスポーツに触れて楽しめるよう、地域の実情や市民ニーズに合った大会・教室等の実施を推進するとともに、スポーツを日常に取り入れる取組や健幸づくりと絡めた情報発信を行うことにより、スポーツを身近に感じる機会の創出を図り、スポーツを通じた*ライフパフォーマンスの向上に取り組めます。(施策間連携【23】)
イ スポーツ推進委員をはじめ、地域スポーツ指導者やスポーツボランティアの知識・技能の習得を支援するとともに、地域スポーツの活性化を図るため、市民が生涯スポーツに関わることができる環境づくりが必要です。	スポーツ推進委員が、自ら学び実践したことを市やそれぞれの地域でのスポーツ事業で展開しながら、市民に対するスポーツ指導や助言を円滑に行えるよう支援します。また、市民が参加者、観客並びに指導者としてスポーツに携われる環境を創出することで、地域スポーツの活性化やスポーツを通じた交流を推進します。

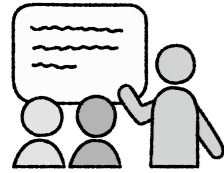
ウ	性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが気軽にスポーツを行うためには、スポーツ活動を支える人材や団体が必要となります。スポーツ関係団体の連携や組織体制の強化を行うことで、継続的な活動を守っていく必要があります。	スポーツ指導者や担い手の育成に向けた体制づくりを支援するとともに、スポーツ関係団体の連携強化や部活動の地域展開への対応等、官民を超えた協力関係を構築します。(施策間連携【2】)
エ	社会体育施設は、市民の健康増進とスポーツ振興を目的として設置・活用していますが、再配置計画に基づく計画的な対応、ニーズをつかんだ適切な環境整備が必要です。	社会体育施設を適切に維持管理するとともに、施設の多面的な活用も視野に入れた整備や再配置を進めます。

③ 学びを育む図書館の運営

現状と課題	事業実施方針
ア 和田山図書館、あさご森の図書館及び生涯学習センター図書室では、総数約22万冊の蔵書を管理し、市民に読書の機会を提供しています。しかしながら、パソコンやスマートフォン等の電子端末の普及に伴って、まちの本屋が少なくなる等、図書離れが加速していることから、旧態依然の図書館運営ではなく、新たな時代の図書館運営が必要です。	市民の学びの拠点として、図書館の環境を整備するとともに、市民が自主的に調べたいことがスムーズに解決できるような仕組みづくりを研究します。また、図書館ボランティアの力を活用した運営に取り組みます。
イ 小中学校でのタブレットを活用した読書活動への取組や、学校・園との定期連絡会の開催等、こどもの読書活動推進について関係機関との調整を進める必要があります。	学校・園と連携し、こどもの読書推進を図ります。また、電子書籍の導入について近隣図書館の動向や市民ニーズを把握しながら検討し、誰もが利用しやすい図書館になるようサービス内容の充実を図ります。
ウ 普段、図書館を積極的に利用していない人に向けて、利用を呼びかける必要があります。また、多種多様な資料に出会う機会の創出が求められており、それを継続的な利用につなげていくためには、市民ニーズに応えられる資料収集と利用者を飽きさせない工夫が必要です。	ホームページやインスタグラムを活用し、利用促進につながる情報発信の充実を図ります。また、生涯学習やまちづくりにつながる市民活動を支援するため、新たな学びのきっかけとなる資料収集を進めるとともに、利用者アンケート等の取組により市民の声を取り入れた利用しやすい図書館づくりを推進するとともに、文化会館や中央文化公園、生涯学習センターや新たに建設する屋根付運動施設等の施設との連携を図りながら、利用促進につながる取組を行います。
エ 図書館に求められる役割は読書推進や生涯学習支援のほかに、市民のつながる場や学びあう場、居場所等、多様化しており、社会の変化に対応した運営の検討が求められています。利用者から要望が多い館内での飲食については、現在のところはできない状況になっています。	読書活動や生涯学習に加え、まちづくり支援や市民の居場所となるような図書館のあり方について、利用者アンケートの意見等を取り入れながら研究し、使用者のニーズに応じた柔軟な運営を目指して、柔軟な発想を持ちながら、前向きに検討します。

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
① 自らの知識や経験を地域社会活動に活かした市民の割合	—	25.8%	26.2%	26.2%	29.8%	市民意識調査
② 定期的にスポーツを行う市民の割合	35.9%	41.3%	44.8%	45.6%	45.3%	市民意識調査
③ 図書館入館者数	104,977人	82,305人	94,552人	91,316人	105,000人	生涯学習課調査



多様性を尊重する 人権文化の醸成

施策コード【5】

国際化、情報化及び少子高齢化等の社会状況の変化に的確に対応しながら、普段の暮らしの中にも人権を大切に、互いに尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちづくりを進めます。

① 誰もが自分らしく生きられるための人権啓発の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	市民一人一人が、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、人権尊重が文化として定着し、市民が互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」を築く必要があります。	日常生活の中で人権を大切にすることが行動にあらわれ、互いを尊重し合う習慣につながる啓発を進めます。
イ	少子・高齢化、国際化、情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様性等に伴い、人権課題は多岐にわたり複雑化しています。また、インターネットによる人権侵害、職場や学校でのハラスメント・いじめに加え、子どもたちの人権、外国人や性的マイノリティの人権等、さまざまな人権侵害が社会的関心を集めています。	子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人等、一人一人が互いの人権を尊重し、権利が保障され、安全に安心して暮らせる取組を進めます。さらに、幅広い世代やターゲットの理解や認識を得られるような人権教育・啓発を進め、人権に関する理解や認識を深めることにより、豊かな人権文化を育み、互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指します。
ウ	教育、福祉、自治会及び事業者等、幅広い分野からの市民により組織された人権教育推進協議会と連携して各種人権啓発活動を実施しています。インターネットやSNS上の人権侵害をはじめとするさまざまな課題解決が必要となっており、幅広い層の参加を促すことにより、地域全体で人権意識を高める取組が求められています。	多様なニーズに対応し、より多くの人に人権意識を向上させるため、引き続き、人権教育推進協議会と連携し、地域住民向けの学習会や講演会を開催するとともに、学校や企業との連携を深めて、人権教育を日常に取り入れるための取組を進めます。
エ	隣保館及び多世代交流センターでは、地域住民が主体となって各種事業(教養・レクリエーション・健康等に関する事業や文化祭等のイベント)を行い人権啓発や地域内外の交流を図っています。	隣保館本来の目的である地域における福祉の向上や人権啓発の住民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に進めます。

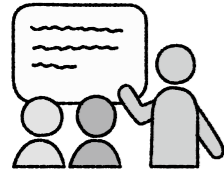
② 性別にとらわれることなく全ての人が活躍できる環境づくり

	現状と課題	事業実施方針
ア	男女が互いに尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる*男女共同参画社会の実現が重要な課題となっており、その実現に向け朝来市男女共同参画プランに基づいた取組を進めています。	朝来市男女共同参画プランを社会情勢の変化や進捗状況に応じて見直しを行い、第4次朝来市男女共同参画プランの基本理念「誰もが互いを認め合い、自らの意志によって自分らしく生活できるまちづくり」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

イ	各種審議会等における女性委員の構成比率は高まり、職場、地域等の意思決定の場における女性参画が進みつつあるものの、一部では男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。	さまざまな機会・情報媒体を活用しながら事業者や地域等と連携し、男女の固定的な役割分担意識や慣習を解消するため、ジェンダーギャップ解消となる啓発や、性別に関わらず誰もがさまざまな場面で意思決定過程に参画できるような取組を進めます。(施策間連携【7】【14】)
ウ	男性も女性も経済的自立や自己実現等のため、それぞれの希望に応じた働き方、学び方及び生き方を選択できるようになる社会が求められています。 しかし、家庭生活における男女共同参画は若年層を中心に固定的性別役割分担意識はやや希薄化してきているものの、男性の育休制度取得が中小企業で進んでいないとともに、育児や介護等に携わる時間は依然として女性に大きく偏っています。	企業等と連携し、誰もが自らの意思に基づき、仕事と生活の調和が図られ、充実した生活を送ることができる環境づくりを推進します。 また、職場、家庭及び地域等のそれぞれの場において、誰もが自分らしく生きることができ、その個性と能力を発揮し社会で活躍できる環境づくりを推進します。(施策間連携【7】)
エ	防災やまちづくり等の多様な地域課題を解決するためには、今後更に女性の参画が重要となることから、市内で活動している女性を中心とした団体間の相互理解や活動内容等の情報発信により、団体等の更なる活性化を図る必要があります。	女性団体の活動が活発になることにより、これまでに気付かなかった新しい視点や発想を活かした地域の課題解決やリーダー的役割の育成が期待できます。そのため、女性団体等の活動を支援し、女性が活躍できる環境づくりや団体相互の連携交流を推進します。

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①	個人の人権(多様性)が認められていると感じる市民の割合	—	34.0%	33.2%	33.1%	50.0%	市民意識調査
②	男女が対等な社会になりつつあると感じる市民の割合	—	27.2%	26.4%	28.3%	50.0%	市民意識調査



豊かな心を育む 芸術文化の振興

施策コード【6】

芸術作品を鑑賞する機会や場を充実させ、多様な芸術表現活動を支援することによって、人々の豊かな心を育み、文化的で創造的な暮らしを実現するとともに、芸術文化活動が活発になることで、市民が魅力的で親しみの持てるまちとしての誇りや愛着を深めます。

① 市民の芸術文化活動の促進

	現状と課題	事業実施方針
ア	アニメや絵本のような市民から親しみやすい企画展や、ASAGO 芸術音楽祭のような地域を舞台とした周遊型のイベントにより、子どもから大人まで幅広い世代が気軽に芸術に触れる機会の創出によって、入場者数は増加しているものの、一時的な来訪に留まっているため、日ごろから市民が気軽に芸術に触れ、創作・表現活動ができる芸術文化環境の整備が必要です。	優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するため、アンケート調査によるニーズの把握に努めるとともに、新聞やさまざまなメディアを活用し、より多くの市民への周知を図ることで、子どもから大人まで幅広い世代が気軽に芸術に触れることができ、体験や学びの機会となる講座やイベントを開催します。
イ	こどもの芸術文化体験を充実させる指導者や舞台芸術を支える技術スタッフ等、芸術文化活動を支える人材が不足していることに加え、従前からあるボランティアスタッフの固定化・高齢化が進んでいます。	こどもや高校生をはじめ、若者(子育て世代含む)を対象として、芸術文化体験を充実させる指導者や舞台芸術を支える技術スタッフ、また、高校生のボランティア体験の機会を作る等、さまざまなメディアを通して広く募集し、芸術文化活動を支える新たな人材の育成や発掘に取り組めます。
ウ	芸術文化や観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の育成等を基本理念とする芸術文化観光専門職大学が令和3年4月に開校し、令和6年度には初の卒業生を輩出しました。また、豊岡演劇祭では、但馬地域3市2町との連携による事業が実施されています。 美術館イベント等の準備及び実施の担い手の確保が困難です。	市内の学校園や芸術文化団体、また芸術文化観光専門職大学、豊岡演劇祭等外部団体とも連携して、芸術文化の振興を進めます。特に芸術文化観光専門職大学とは風と光のページェント等のイベントやワークショップの充実等各種連携事業をすすめながら、人材育成、発掘につながるよう取り組めます。

② 開かれた芸術文化施設の管理と運営

	現状と課題	事業実施方針
ア	美術館及び彫刻公園等で幅広い世代の市民が気軽に芸術に触れたり、創作・表現活動ができる芸術文化環境の整備や美術品を保管するための収蔵庫の整備が必要です。芸術の森の野外彫刻は整備から30年程度経過したものもあり整備が必要なものが出てきています。また各種講座、展覧会を開催しているギャラリー四季彩も建物の老朽化が進んでいます。	彫刻公園を安心・安全に美術鑑賞できるよう、作品及び環境の整備を進めるとともに、美術館収蔵庫の整備と合わせて、幅広い世代の市民が日ごろから気軽に芸術文化活動に取り組める環境の検討を行います。
イ	和田山中央文化公園は、芸術文化施設の周辺環境を生かして、子育て世代や若者等、利用者の集まりやすい場づくりを目指す必要があります。また、市内にあるその他の文化会館について建設時から年数が経過しており、施設の整備や活用の方角性について協議が必要です。	和田山ジュピターホールを含む和田山中央文化公園は、自然や芸術に触れながら、市民の憩い・創造・交流・健康づくりの場として、多様な世代の方が安全で安心して利用できるよう、地域住民や周辺施設の事業者とも連携しながら市民の憩いの場を作り出します。その他のホールについても利用状況を踏まえた上で市民との対話等によって、方向性の協議を進めます。

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
① 1年間に市内のホール、美術館及びあさご芸術の森等で芸術鑑賞や芸術活動をした市民の割合	—	14.0%	23.9%	21.0%	18.0%	市民意識調査
② 文化会館利用日数率	71.4%	49.9%	66.6%	65.5%	72.0%	芸術文化課調査
② 美術館入館者数(巡回展を含む)	13,618人	9,325人	21,252人	17,169人	15,000人	芸術文化課調査



内発的な経済循環と 多様な働き方の創出

施策コード【7】

人の暮らしや営みとともにある自然との共生を図りながら、本市が持つ資源・魅力を活かした経済基盤を確立し、市外活力の取り込みと事業者育成を図るとともに、一人一人が望む多様な働き方が実現できる取組を推進します。

① 市内事業者の力を育む支援の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	あさご Pay やプレミアム付商品券の発行による市内経済活性化や元気産業創生センターによる伴走型の経営支援等を行ってきましたが、円安や原油高等に伴う原材料費、エネルギー価格の高騰や人件費の増加等さまざまな要因により、市内事業者の経営は厳しい状況が続いています。	事業者が稼ぐ力を身に付けるために必要となる先進的な設備や技術等に対する投資への支援や市内における消費喚起等、経済循環につながる取組を進めるとともに、経営面についてはあさご元気産業創生センター、商工会及び金融機関等と連携し、事業継続に向けた伴走型の経営支援を行います。
イ	全国的にアナログで行っている多くの業務やサービスがデジタルへ移行していく中で、先進的な技術等の導入にあたっては導入コストがかかってくることや導入コストに見合うメリットが具体的にイメージできないこと等の理由により中小事業所を中心として対応に苦慮している現状があります。	事業者が新たな技術や設備等を導入し生産性及び競争力を向上させるため、商工会や金融機関等と連携し、新たな技術等の導入に向けた事業者の意識啓発や支援を行います。

② 多様な働き方の創出

	現状と課題	事業実施方針
ア	令和6年度における本市*有効求人倍率は、全国のものと同程度となっており、一時の深刻な人手不足から落ち着いています。一方で、大学進学等に伴う転出による若年人口の減少や、全国的な学生優位の売り手市場と相まって、福利厚生を含めた待遇面が都市部の企業と比較されるため、若年層の採用において市内企業は大変な苦戦を強いられています。	市内企業の魅力を高校生に伝える事業や、若年層の地元就職や定着を促進する奨学金返還支援を拡充し、オンライン上での採用活動への補助等により、次代を担う世代や都市部からのUIJターン人材の本市への回帰や定着を進めます。
イ	人口減少に伴う働き手の減少により、多くの市内事業所が人手不足を経営上の課題として挙げています。一方で、コロナ禍を経て多様な働き方が進みつつあるほか、外国人材の雇用が進んでいます。	人口減少が進む中での働き手の確保には、より一層の女性活躍が欠かせないことから、在宅ワークや副業を始めとする多様な働き方への支援や、賃金等の男女間格差是正のための取組により、市内事業所の従業員の確保につなげます。(施策間連携【5】【17】)



③ 新たな一歩を踏み出す事業者の支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	継続した起業支援の取組により、本市においては特に飲食やサービス業において起業がコンスタントに見られます。コロナ禍を経て、多様な働き方の選択肢が増えたことや、起業ニーズの高まりによって、起業件数は回復傾向にありますが、人口減少等により依然として厳しい状況が続いています。	起業を希望する人に対して開業にかかる費用等の支援を行います。特に若者や移住者に対して補助を厚くし、積極的な起業を促進します。併せて創業塾や補助金セミナー等を開催し、起業者の支援を行います。
イ	市内外に設備投資を模索する企業はあるなかで、事業者のニーズに応じて遊休地の紹介を行っていますが、市内産業団地に空き区画がないため、一定の広さを求める企業のニーズに応える必要があります。	新産業団地を整備し、域外からより多くの外貨を獲得することができる企業の誘致を目指します。

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①	先端設備等導入計画認定件数	—	15件	9件	19件	25件	経済振興課調査
②	市内事業所への若年者を含む多様な人材の就業者数	—	85人/年	59人/年	50人/年	85人/年	経済振興課調査
③	新規起業件数	14件/年	12件/年	6件/年	11件/年	15件/年	経済振興課調査 商工会調査
	誘致事業者件数	1件/年	1件/年	0件/年	1件/年	1件/年	経済振興課調査



まちの力になる 観光の振興

施策コード【8】

多様な観光資源の創出等により観光ブランド力を高め、人と人とのつながりを大切に「おもてなし」による交流人口の拡大と、観光振興による地域経済の活性化を推進します。

① 観光環境の整備・観光人材の育成

	現状と課題	事業実施方針
ア	これまででも人気のある、史跡竹田城跡や日本遺産の構成要素である史跡生野銀山・神子畑選鉱場跡等の文化観光資源を始め、県立自然公園等の豊かな自然景観や風情のある町並み、伝統的な造り酒屋等、多様な観光資源を有しています。	自然、歴史、文化及び産業等、豊富で多様な観光資源を活用し、周遊型観光や体験型観光を進め、市内への観光入込客数の拡大に向け、受け入れ体制の整備と効果的なPRを展開します。また、ARやVR等で楽しめるコンテンツ造成やキャッシュレス化の普及等、デジタル技術を活用し新たな魅力の創出や利便性の向上を進めます。(施策間連携【12】)
イ	地域に根ざした伝統・文化の体験や、地域特有の観光資源を生かした各種イベントが実施されており、新たな体験型観光コンテンツへの展開を考えています。	地域の伝統・文化の体験や地域特性を活かした各種イベントへの参加を新たな観光コンテンツとして活用できるように、実施主体との連携や担い手の確保を進め、新たな魅力の掘り起こしをすることにより、新たな集客につなげます。(施策間連携【12】)
ウ	老朽化が進んでいる道の駅や温泉施設等の観光関連施設は、修繕に多額の費用が見込まれます。また、施設によっては、集約・再編・施設機能の見直し等、施設の在り方を検討する必要があります。	観光関連施設については、施設の在り方を検討のうえ、年次的な施設改修や機能の集約・再編・施設機能の見直し等を実施し、効率的かつ効果的な管理運営に取り組みます。また、誰もが安心して訪れることができる環境づくりを進めます。
エ	市及び(一社)朝来市観光協会が主体となり、ポストコロナにおける観光ニーズの変容に対応するため、地域や観光事業者と共に、地域資源を活かした観光誘客に取り組む必要があります。また、新たな観光コンテンツを運営する人材の育成や確保する必要があります。	(一社)朝来市観光協会が市内の観光事業者や多様な関係者と連携して行う観光地づくりを支援し、観光地としての受け入れ体制の充実を図ります。また、市民や地域が活躍できる場となる観光人材の発掘やガイドの育成を進め、新たな担い手の確保を行うとともに、地域が一体となったおもてなしの心あふれる観光地づくりを進めます。

② 観光による経済波及効果・交流の拡大

	現状と課題	事業実施方針
ア	ポストコロナ時代での観光需要や行動変容に加え、団体旅行より個人旅行、物見遊山より体験型の観光が求められており、発地に届く効果的な情報発信が必要です。	市場の動向や観光客のニーズを的確に捉え、すでに訪れている層の観光客に加え、新たに若年層やインバウンドといった観光客をターゲットとして設定し、効果的かつ戦略的なプロモーションにより、発地に届く情報発信を行い、国内外からの観光誘客の拡大を目指します。



イ	市内の観光資源をつなぎ、市内周遊や滞在につなげ観光消費を拡大するため、既存顧客及び新規顧客のそれぞれのターゲットに合わせたテーマを設定し、新たな観光コンテンツの開発や掘り起こしと、観光消費を促す仕組みづくりが必要です。	既存顧客及び新規顧客に対して、市の主たる観光資源(竹田城跡等の歴史資源、自然アクティビティ、田舎暮らし等)をエントリーテーマとして設定し、市内の観光資源の周遊のきっかけづくりや、滞在時間の増加を促し、地域全体の観光消費の拡大につなげます。 そのために地域や観光事業者と連携して、新たに高付加価値な体験型や宿泊型の観光コンテンツの造成等に取り組み、また観光二次交通においてもドライバーズガイドの導入等、新たな取組を進めます。(施策間連携【9】【11】【30】)
ウ	2025大阪・関西万博を契機とし、新規顧客としてターゲット設定しているインバウンドの誘客を進め、高付加価値な体験型観光の提供できる仕組みが必要です。	第3次朝来市観光基本計画のコンセプトとして掲げている「暮らすような旅」を体感できるコンテンツの造成や磨き上げを行うとともに、コミュニケーションを大切にしたいインバウンドの受け入れ体制の整備を進めます。

③ ネットワークを活かした広域観光の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会、公益社団法人ひょうご観光本部や但馬観光協議会及び北近畿広域観光連盟等、テーマや地域性でつながりのある関係市町や団体と連携し、観光客の誘客促進に取り組んでいます。	関係市町や観光関連団体と連携し、互いの強みを活かし、広域*周遊観光による観光客の誘客促進に取り組めます。
イ	JR姫路駅や(株)パソナ等、これまでにない民間企業と連携が始まり、新たなPRの機会が生まれました。さらに、令和8年の大河ドラマ「豊臣兄弟!」を契機に、NHKや関連地域との連携が始まりつつあります。	観光集客力がある他地域の観光拠点と連携を深め、広域周遊観光により誘客を進めます。また大河ドラマに関連するプロモーションの影響力は大きいため、積極的にTV関係者や関連地域と連携を進めます。

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
①~③	観光入込客数(年間)	2,353千人	1,451千人	1,881千人	1,897千人	2,632千人	観光交流課調査
	観光消費額(1人当たり)市内宿泊あり	14,117円	28,125円	16,900円	21,026円	17,371円	観光交流課調査
	観光消費額(1人当たり)市内宿泊なし	2,590円	2,657円	4,850円	4,385円	2,943円	観光交流課調査



時代にあわせた 農畜産業の振興

施策コード【9】

農業の担い手を確保し農地の集積・集約を進め、農産物の高付加価値化に取り組みながら供給量確保に努め、新たな市場を開拓し「儲ける農業」の実現とともに遊休農地の抑制を図ります。

① 農業の担い手と農業経営体の育成・強化

	現状と課題	事業実施方針
ア	市内農業者（畜産業者含む）の高齢化は顕著に表れており、2020年農林業センサスでは農業者の高齢化が県下で最も進んでいます。また、担い手も不足しており、市内の農業に係る情報発信や支援策の強化が必要となっています。	農業の担い手を確保するため、新規就農を志す者の移住定住を促進し、市内認定農業者等とのマッチング等、農業研修又は指導を行いながら育成します。また、担い手不足を解消するため情報発信や就農支援プログラムの充実を図るとともに、*農福連携、農業体験及び*援農等の多様な方法・形態で農業に携わる人を増やします。（施策間連携【8】【15】【16】【21】）
イ	農業者は個々で販路を確保していますが、個々の農業者では、市場が望む出荷量を確保できないため、販路の拡大につながらない一方で、高齢化等により集落営農が進まず、大規模で安定した出荷先に対応できない現状となっています。	大規模で安定した収益が得られる販路を確保し、儲ける農業の実現を図るため、農業者のグループ化等により農業経営体の強化に取り組みます。また、学校給食と連携し地産地消の取組を進めます。（施策間連携【3】）
ウ	担い手不足の解消や農作業の効率化に向けてロボット技術やICTの開発が進んでいますが、本市においてはドローン等の最新技術の導入は進んでいるものの、費用が高額なこともあり一部にとどまっているため、さらなる導入が求められています。	国・県や事業者等との連携を図りながら*スマート農業やデータ活用技術や農業機械の導入支援を行いスマート農業等の導入を図ります。

② 遊休農地の発生抑制・整理と活用

	現状と課題	事業実施方針
ア	*農地中間管理機構を利用し、農地の貸し借りのマッチングを行いながら、農地の再活用につなげていますが、担い手不足によって、新たな遊休農地は毎年発生しています。	各地区で策定する地域計画の現状や進行管理方針（フォローアップ）を行うとともに、農地中間管理機構を活用し担い手への農地集積を進め、新たな遊休農地の発生を抑制します。
イ	シカ・イノシシ・サル等をはじめとする有害鳥獣による農業被害は、捕獲や防護柵整備等の被害防止対策を講じ一定の効果は発揮していますが、依然として市内各所で発生しており、農業者の経営意欲減退と遊休農地発生の一因となっています。また、被害防止対策の要となる狩猟者の確保については、高齢化や後継者不足が課題となっており、狩猟者育成や新規参入者の確保が求められています。	有害鳥獣捕獲や防護柵の整備をはじめ、高齢化に伴い減少傾向である狩猟者数の維持及び新規狩猟者の育成、被害防止対策の普及啓発等の対策を進めます。



ウ	長期間管理が行き届いておらず、次第に樹木が生い茂り林野化した農地の非農地判定処理による整理は進んでいますが、一方で林野化して農地として活用できない土地がそれ以上に進んでいる状況となっています。	林野化している農地について、関係機関と連携を図りながら非農地判定処理を行い、農地として活用が難しい場所は里山保全活動や環境教育等の森林資源としての有効活用を図ります。
エ	農業施設等の老朽化によって農地管理に支障をきたし、遊休農地の発生につながるおそれがあるため、地域の協力や連携強化を図る必要があります。	朝来農業振興地域整備計画と調整を図りながら再帰場整備を行うとともに、地域と連携しながら相互理解のうえ、担い手への農地集積や集約を進めます。（施策間連携【24】）

③ 付加価値を高める農畜産業の経営支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	原料の供給が追いつかない等、*6次産業化を含めた加工出荷に関する取組が少なく、農家経営の多角化や生産物の高付加価値化が進みにくい状況にあります。	6次産業化の支援を行うとともに、高校・大学・事業者との連携等により、競争力のある商品の開発支援や、原材料供給のための生産力をあげるための支援を行います。
イ	「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」が*日本農業遺産に認定される等、岩津ねぎや黒大豆、ピーマン及び朝倉さんしょについては、朝来市産農産物のブランド化として認知され、若手農家の面積増加による収益増にもつながっていますが、それらに続く次のアイテムが求められています。	日本農業遺産に認定された「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」の周知や、新たな農産物や若手農家による生産面積増加等に対応する生産流通を支援するとともに、情報発信を強化し農畜産物や生産者の魅力をPRします。（施策間連携【2】）
ウ	食の安全・安心に対する関心が高まっており、国が提唱する「みどりの食料システム」に伴う、環境に配慮した農法の推進や高水準の品質管理が求められるなか、本市においてもオーガニックビレッジ宣言を行い、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進めているところですが、農業者の*有機JAS等の認証取得が一部にとどまっています。	オーガニックビレッジ宣言を契機とした有機農法の研修、若手農家の取組周知に取り組むとともに、有機JAS認証取得の支援により、既存農産物の地域ブランド力の向上を図ります。また、国が提唱する「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機農業産地づくりに取り組みます。
エ	市内における但馬牛飼養頭数が増加する中で、今後より一層、家畜排せつ物の処理が課題となることが予想され、堆肥の有効活用等、*循環型農業のさらなる推進が求められています。	日本農業遺産に認定された「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」による持続可能な循環型農業を更に推進するため土づくりセンターを活用した堆肥の有効利用や*コウトリ育む農法等の取組を含めた耕畜連携を推進します。（施策間連携【11】）

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
① 新規就農者数(累計)	4人	42人	49人	56人	80人	農林振興課調査
② 遊休農地面積	215.0ha	140.0ha	46.9ha	42.5ha	15.0ha	朝来市農業推進戦略プラン
③ 朝来市全体の農業収入額	11.6億円	10.5億円	10.7億円	10.1億円	12.0億円	朝来市農業推進戦略プラン



自然を守り活かす 林業の振興

施策コード【10】

未来の世代にふるさとの美しい自然・森林景観を継承するとともに、森林が有する多面的な機能の向上を図る山づくりと森林資源を安定的かつ効率的に供給できる生産体制の構築を推進します。

① 森林がもつ多面的な機能の確保

	現状と課題	事業実施方針
ア	市域の約84%を占める森林は、木材価格の低迷等により、豊富な森林資源の有効活用が十分に図られておらず、木材やその他の林産物の生産量は、近年増加傾向であるものの、資源量に比較して依然として低い状況が続いています。	森林所有者、林業事業者及び木材産業関係者が一体となり、需要に応じた木材を供給する仕組みづくりを進め、植林・育林・伐採をサイクルとする持続的な林業経営の展開を推進します。
イ	不在地主の森林の増加等、森林所有者自らが森林整備を積極的に行う状況ではなく、森林管理が不十分なことから、保水能力や土砂の流出抑制能力が低下し、水害や土砂災害の一因となることが懸念されます。	森林環境譲与税を活用した私有林間伐等、適切な保育を促進し、下層植生や樹木の根を発達させる森林施業を実施することで、針広混交林化等の災害に強い森林整備を推進するとともに、肥沃な森林土壌を育み、下流域に上質な水資源を供給します。
ウ	集落に近い里山林は、生活様式の変化等により手入れがされないため、住宅に被害をもたらす危険木の増加や、鳥獣生息域との緩衝帯となる機能の低下を招いています。	市民の日常生活に身近な里山の整備を推進することで、騒音や風雪害等の気象災害を防止する機能や鳥獣生息域との緩衝帯としての機能を向上させ、快適な生活環境の形成を図ります。また、森林所有者や地域住民が自ら森林整備に取り組む活動を支援します。
エ	松くい虫等の森林病害虫の被害は、緑豊かな美しい景観を阻害するとともに竹田城跡等の観光資源に悪影響を与えています。また、市内のほぼ全域に生息域が拡大したヤマビルについては、森林施業や観光で森林に入る人に吸血被害を与えています。	キャンプ場、森林公園及び史跡・名勝等に所在する森林は、市民の健康・教育的機能や文化・観光・レクリエーション機能を担うことから、枯れ松の伐倒やヤマビルの薬剤散布等を実施することで、機能の維持増進を図ります。

② 林業の担い手の多様化と育成・強化

	現状と課題	事業実施方針
ア	人工林が成熟期を迎えている中で、人工林伐採跡地に再造林がされない再造林放棄地の増加や、再造林が難しいことを理由に皆伐を控える森林所有者が多くなっています。	森林所有者の意欲向上と自力での森林整備を促進するため、研修の実施や技術支援、情報提供を行います。
イ	市内の林業事業者は、搬出間伐も近年増えつつありますが、保育間伐に依存しているところもあり、資源量に対する木材生産量は依然として少ない状況となっています。また、搬出を推進するためには、現場で施業を行う担い手の確保・育成が必要となります。	林業従事者を目指す人への魅力発信や支援を図るとともに、森林組合等の林業事業者との連携強化や担い手確保の支援や民間事業者の新規参入支援や自伐型林業グループの育成を推進することで、森林施業の加速化を図ります。



ウ	幼少期に森林・林業に接する機会は限定的であり、その解決の一手として、令和5年度以降、木育や森林環境教育の取組を開始しました。将来の担い手育成のためには、こどもや若者が森林や林業について学ぶ機会の創出が必要です。	新生児への木育用玩具の配布や、小学校での森林環境教育の実施等、幼少期から若者世代までが森林や林業、木材にふれる機会や学ぶ機会を増やす取組を進めます。
---	---	--

③ 森林資源の有効活用の促進

	現状と課題	事業実施方針
ア	適切な森林管理がなされていない森林では、生産される木材の品質が悪く、低価格で取引されるため、収益の低下を招いている状況にあります。	適切な森林管理のモデルとなるよう市行造林事業を推進し、分収契約地においては、森林所有者に利益が還元できるよう整備を進めます。
イ	林内に放置された間伐材は、豪雨時に橋りょう等に堆積することで甚大な水害を引き起こす可能性があるため、林地残材の利活用に向けた取組が必要となっています。また、林地残材の利活用推進には市内に立地する*木質バイオマス発電所との連携も必要です。	林地残材等の未利用材を木質バイオマス発電の燃料として利用するための搬出支援等、林地残材の有効活用を推進します。 (施策間連携【29】)
ウ	木材の需要拡大を図るため、燃料用に加えて建築用材でも地域産木材の利用拡大が求められるとともに、森林を多様な目的で利用する取組が全国で拡大しています。	木材の多目的利用として、木育用品の開発や薪ストーブ等の小規模な熱利用推進、公共施設の木質化等、市産材を中心に多様な利用促進を図るとともに、Jクレジット等の森林の新しい価値の創造を推進します。

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典	
①	間伐実施面積	180ha	232ha	319ha	332ha	475ha	兵庫県林業統計書
	木材生産量 (素材生産量)	15,789m ³	21,660m ³	23,479m ³	29,431m ³	30,000m ³	兵庫県林業統計書
②	林業労働者数 (累計)	55人	56人	50人	51人	70人	兵庫県林業統計書
③	未利用材搬出量 (市内事業者)	3,799t	10,105t	4,155t	2,570t	12,000t	市内バイオマス発電所



人の営みとともにある 自然との共生

施策コード【11】

特別天然記念物のオオサンショウウオやコウノトリが生息・繁殖することに代表される本市の豊かな自然を未来へつなぐため、第4次朝来市環境基本計画に基づき、生物多様性地域戦略の策定に取り組み、環境学習等により市民意識の高揚を図りながら、自然環境の把握・保全・再興や持続可能な活用を進めます。

① 自然環境の把握・保全・再生の推進

現状と課題	事業実施方針
ア *生物多様性は世界的に注目を集める傾向にあります。なぜ重要なのかを理解する市民の数は少ない実情があります。市民が、ひとの生存にとって必要不可欠なもの、すなわち生態系サービス（自然のめぐみ）を自分事として捉えるためには、あらゆる媒体を活用した啓発が更に必要です。	生物多様性（多様な地形、種、遺伝子）によって担保されている生態系サービス（自然のめぐみ）の「供給サービス」（食料、水、薬等）「調整サービス」（防災・減災、天敵の害虫抑制等）「文化的サービス」（癒し、レクリエーション等）は人間にとって必要不可欠であることから、情報発信、体験活動、イベント等あらゆる機会を捉えて各世代にアプローチできるよう啓発を行います。また、地域において得られた生物多様性に関する話題も市民に広く提供します。（施策間連携【9】【10】）
イ 身近な生物、減少が著しい守るべき生物、分布拡大を抑制する必要がある生物等を把握することが、自然環境保全・再生の第一歩です。その基礎となる市内における動植物のデータの収集が必要不可欠であり、情報収集は進みつつありますが、いまだ不十分なため生物に係る詳細な分析が困難な状況です。	各研究施設、県、市井の研究者等から情報を提供いただき一元化に取り組みます。また、市民参加型情報提供ツールとして作成した「みんなでつくる！朝来市いきもの図鑑」を活用し、市民が調査の当事者となることで、興味関心の向上を狙います。こうした活動を継続して取り組むことで、貴重な生物データの蓄積が可能となり市民が主体的に調査に取り組むことにより、貴重な生物データの蓄積につなげるとともに、生物多様性への理解を促進します。（施策間連携【9】【12】）
ウ オオサンショウウオやコウノトリに代表される*キーストーン種（生態系の頂点に位置づく捕食者）を中心とした保全活動により、市内全体の豊かな自然の保全・再生につなげる必要がありますが、現状として具体的な活動が行われている例は少ない状況です。	オオサンショウウオにおいて、本市は全国でも屈指の生息数を誇りますが、土木工事における保護制度の徹底（事前調査）や河川の連続性の確保（魚道等の自然に配慮した工法の推進）等に取り組み、更なる保全・再生活動を推進します。また、コウノトリを含むさまざまな生物を保全・再生するため、地域や学校や研究機関と連携した環境学習を開催します。（施策間連携【12】）
エ 自然界に大きな影響力を及ぼす海外起源の生物である*特定外来生物が在来生物に影響を与え、人の生命・身体や農林水産業へも被害を及ぼしています。また、気候変動の影響も特定外来生物には有利に作用し生息域が拡大傾向にあるため、近隣市町との連携、市民からの情報提供、駆除活動の推進が更に必要です。	特定外来生物に関する具体的な駆除の方法等、適切な情報発信を行い、近隣市や市民と連携することで、早期発見や市民の適切な対応につなげます。（施策間連携【9】【12】）



② 自然環境の学びと利用の推進

現状と課題	事業実施方針
ア 本市において、総合的に自然環境を学べる施設がありません。また、市との協働によりオオサンショウウオの保全研究を進めるNPO法人日本ハンザキ研究所においても、施設の老朽化や人材の育成等課題があります。	地域における自然環境教育の中核施設として整備した（仮称）朝来市自然環境保護施設を活用し、多様な主体の学びの場、人材育成の場となるよう取り組みます。（施策間連携【12】）
イ 環境教育は将来世代への教育はもちろん、あらゆる世代の市民にとって必要です。学校における環境学習、市民講座、地域自治協議会による自然観察会、また大学や研究機関との提携による研究や再生への取組等さまざまな活動を行っていますが、更に推進する必要があります。	学校、市、地域自治協議会、大学等研究機関と連携し、さまざまな切り口で、市民の興味関心を深め、自然環境保全の重要性についての理解を醸成していくため自然観察会や調査等を通じて、自然環境を身近に感じる活動に取り組みます。（施策間連携【4】【12】）
ウ 生態系サービスにおける「自然のめぐみ」は、観光業における経済活動や学術面での貢献等、豊かな自然が地域資源として活用され、産業経済にも寄与します。しかし、本市は豊かな自然環境を有していますが、十分に活用できていない状況です。市内のさまざまな観光資源は歴史的価値と共に自然的価値が存在します。豊かな自然を付加価値とすることで、観光客の満足度を更に上昇させる効果が期待できます。	学術的な貢献についても、市民に限らず広い範囲での共有財産として高い価値を有します。豊かな自然を地域資源として十分認識し、経済活動につなげます。（施策間連携【8】【12】）
エ 市民にとって、市の豊かな自然環境は、大きな価値があるにもかかわらず、日常的に存在するため、その価値の認識が低い傾向にあります。	自然観察会等を開催することで、地域の自然環境を知る、親しむ、守ることを市や市民団体、事業者等が一体となって推進することでシビックプライドの醸成を促進します。（施策間連携【1】）

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
① 自然環境保全の取組が進められていると感じる市民の割合	—	35.9%	35.1%	31.7%	39.9%	市民意識調査
② 環境学習に関するイベントに参加したことがある市民の割合	—	5.5%	8.0%	8.1%	9.5%	市民意識調査



地域の誇りとなる 歴史文化遺産の保存・活用

施策コード【12】

地域の歴史と先人たちの営みや思いを現在に伝えるほか、*歴史文化遺産の価値付けと適切な保護を推進することで、価値の再認識や地域に対する誇りや愛着を育むとともに、歴史文化遺産の保存・活用による地域の活性化を図ります。

① 歴史文化遺産の調査と保存・整備の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	朝来市歴史文化基本構想に基づき、市内の貴重な史跡・建造物・天然記念物等、さまざまな歴史文化遺産を総合的に把握し、調査研究・保護を進めています。しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行や文化財の保護管理者・伝承者の世代交代に伴い、地域や個人で守り伝えられている歴史文化遺産の継承が困難になっています。	歴史文化遺産が有する価値について、専門的な知見による評価を計画的に行い、文化財指定や登録を推進するとともに、地域における無形文化財等の保存・継承の方法を検討します。これら施策を効果的に実施していくため、*文化財保存活用地域計画を策定します。
イ	整備計画を策定している歴史文化遺産について「史跡竹田城跡整備基本計画」に基づく整備は計画どおり進捗している一方で、「重要文化的景観 生野鉦山と鉦山町の文化的景観整備計画書」による保存整備は、景観整備エリア内に個人所有の建物等を多く含むことから、整備の進捗が遅れています。	整備計画を策定している歴史文化遺産を適切に保存整備を行うため、「史跡竹田城跡整備基本計画」に基づき、計画的に保存整備を進めます。また、「重要文化的景観 生野鉦山と鉦山町の文化的景観整備計画書」に基づく保存整備は、地元地域自治協議会との連携を強化するとともに、年次的な計画を定め、ハード面、ソフト面両面にわたる制度整備等を計画的に行いながら、後世に引き継ぎます。

② 歴史文化遺産の利活用の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	歴史文化遺産を観光振興や経済振興に結び付け、地域活性化を目指す取組を進めていますが、観光利用により貴重な文化財をき損する例が見受けられます。そのため、観光と保全のバランスを図りながら、利活用を進める必要があります。	歴史文化遺産について、観光部局等との情報共有を密にし、観光振興や経済振興を図るほか、地域自治協議会や関係団体と連携を図りながら、有効的な文化財の保存と活用を図ります。(施策間連携【7】【8】)
イ	茶すり山古墳や竹田城跡、日本遺産の認定を受けた生野鉦山・神子畑選鉦場跡等、歴史文化遺産の観光施策と連携した取組を進めていますが、より集客につながる文化財の魅力発信が必要です。	関係市町をはじめ、関連団体と連携した広域的な歴史文化遺産の活用を図るとともに、デジタル技術を活用した新たな魅力の創出に向けて、関係課と連携した取組を進めます。(施策間連携【8】)



ウ	本市には多くの天然記念物や特別天然記念物が存在しており、ホームページ等での発信、学習機会の提供等により、認知度は高まっています。その反面、第三者の SNS 等による誤った情報の発信も確認できることから、正確な情報発信が求められています。	天然記念物や特別天然記念物の保護については、環境施策と連携し、新しく整備する拠点施設を保全と活用を両立しながら、豊かな自然環境を有する本市の魅力向上につなげます。また、正確な情報発信により、保全と観光活用等、地域の活性化を図ります。(施策間連携【11】)
---	--	---

③ 歴史文化遺産の普及啓発の促進

	現状と課題	事業実施方針
ア	市内の歴史文化遺産の価値について市民等への周知を図るため、埋蔵文化財センター等において地域資源を活かした特別展やイベント等を開催しているほか、学校や地域等への出前授業を実施していますが、さらに文化財への理解促進に向けた取組が必要です。	市民が歴史文化遺産の価値を再認識するとともに、市民の文化財に対する興味を高めるために、学習機会の提供に加え、出前授業の開催、魅力ある特別展やイベントを実施します。また、文化財の大切さ等の周知のために、地域イベントへの参加協力や市民団体等の活動を支援する等、文化財にふれる機会を創出することで、市民の地域に対する誇りや愛着の醸成と地域の活性化を図ります。(施策間連携【1】)
イ	歴史文化遺産の保護、管理に対する財政面での支援が限られている一方で、本市特有の魅力を継承する意義を伝えていく必要があります。また、人口減少・少子高齢化の進行により、これまで受け継がれてきた伝統文化行事の継承が難しくなっています。	歴史文化遺産の所有者との連携を深め、効果的で所有者等のニーズや現状に応じた補助制度の拡充等、円滑な保存・整備を推進します。また、郷土芸能等の無形文化財や伝統工芸技術保持者の記録を残すため、地域の調査はもとより、関連団体や映像技術者との連携を密にするるとともに、国や県、財団等の保存継承の施策を研究し、地域の伝承・育成活動への支援を図ります。

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
① 指定・登録文化財件数	240件	242件	247件	247件	250件	文化財課調査
② 歴史文化遺産への観光入込客数	515,800人	302,500人	384,024人	427,875人	526,200人	文化財課調査
③ 歴史文化遺産の学びの場への参加者数	17,500人	5,900人	9,427人	9,696人	12,000人	文化財課調査



市民力を高める 協働のまちづくりの推進

施策コード【13】

市民一人一人のさまざまなチャレンジを促進し、多様な人が地域の課題解決に向けた活動に自分ごととして取り組む協働のまちづくりを推進します。

① 地域の自治力を高める地域協働の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	まちづくりを進める上での最高規範である朝来市自治基本条例と市民自らが考えて行動し、共に助け合いながら住みよいまちをつくるために定められた市民憲章を踏まえたまちづくりが必要です。	朝来市自治基本条例と市民憲章について、わかりやすいパンフレットを作成するとともに、さまざまな市民活動を通じて市民に広く周知します。

② 多様な活動を育む仕組みづくり

	現状と課題	事業実施方針
ア	多様な人が自分の得意なことを活かしながら「やりたい」を大切に、楽しみながら主体的に参加できる仕組みが大切です。市民が主体となって趣味や特技を活かすことのできる市民活動を増やしていくことが大切です。	誰もが気軽に参加でき、対話ができる場を設け、子どもや女性、若者等、多様な人が自分の得意なことを活かして市民活動を始めたり、興味のある活動に参画できる機会づくりを進めるとともに、参加者相互のつながりや仲間づくりにつなげます。(施策間連携【1】)
イ	新たな活動を始めたくても手法が分からず、最初の一步が踏み出せない人の「やりたい」を後押しする等、新たな取組を増やしていくための支援が求められています。	市民が得意なことを活かした活動を始めるための相談や、人と人、人と地域の活動をつなげるコーディネーターを育成し、やりたい活動につなげられるように支援します。(施策間連携【1】)
ウ	市民活動に取り組もうとする市民やグループに対しての資金助成のほか、気軽に集える場としてミーティングや相談等で自由に使用できる活動スペースが求められています。	市民活動をスタートする市民や団体に対して、活動を軌道に乗せるための資金助成等の適切な支援を行います。また、既存施設の空きスペース等を活用し、気軽に集えたり、ミーティングや相談ができる場づくりを進めます。
エ	地域活動を支援するために市職員のファシリテーション力、コーディネート力の向上が求められています。また、市民活動に関する相談窓口の充実が大切です。	専門的な知識を有する者の支援を受けながら、市職員のファシリテーション力、コーディネート力を高めるとともに、相談窓口を明確にする等、相談しやすい体制づくりを行い、市民主体の多様な活動を育みます。
オ	市民活動の取組状況等についての情報発信や情報共有が限定的です。	市民活動の取組状況等について広報等により情報発信を行い、活動に参加している市民が連携したり、誰もが新たに参加しやすい仕組みづくりを進めます。(施策間連携【4】)



③ 地域を元気にする地域おこし協力隊の活動の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	都市部から本市に移住し、地域力の向上に向けて活動する地域おこし協力隊を希望する地域に配置しています。地域と連携した活動を通じて、異なる視点や価値観から新たな地域資源の活かし方や発想で、地域の課題に取り組んでいます。	地域自治協議会をはじめとする地域おこし協力隊の受入団体と連携を図りながら、主体的に地域活動に取り組む隊員の配置を進め、地域課題解決のための活動や定住に向けた活動を支援します。
イ	地域おこし協力隊のやりたいことと地域が解決してほしいことのミスマッチが発生しないための仕組みを構築します。	地域おこし協力隊に興味のある方を対象に体験会を実施した上で提案審査会にのぞんでもらうことで、地域おこし協力隊のやりたいことと地域が解決してほしいことのミスマッチを防ぐことにより、より効果的な活動を促進します。

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①～② 自らの知識や経験を地域社会活動に活かしている市民の割合	—	25.8%	26.2%	26.2%	29.8%	市民意識調査
③ 地域おこし協力隊の任期終了後の定住率	83.3%	92.3%	93.7%	93.7%	90.0%	市民意識調査



多様な人がつながる 地域コミュニティの充実

施策コード【14】

こどもから大人まで、市民一人一人が地域づくりの主役です。人と人とのつながりを大切にしながら、多様な人が参加できる地域コミュニティの充実を推進します。

① 地域の自治力を高める地域協働の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	地域自治協議会設立後も山間部を中心に高齢化を伴う人口減少が進む中、地域コミュニティを支える力の衰えが懸念されています。各地域自治協議会では、これまでそれぞれの地域の特色を生かした活動が展開されていますが、引き続き地域協働の基盤として地域をよりよく変えていくための役割や取組等、地域の在り方について再確認する必要があります。	自治会や地域自治協議会の在り方について、朝来市地域協働の指針に基づいた取り組みができていくかを確認し、必要に応じて取組内容の改善を進めます。

② 身近な暮らしを支える自治会活動の支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	市民にとって最も身近な基礎的コミュニティである自治会は、人と人とのつながりが基礎であり、地域コミュニティにおいてとても大切な役割を担っています。一方で高齢化を伴う人口減少により、地域づくりの担い手の不足が懸念されているため、今後は地域住民が地域課題の情報を共有し誰でも気軽に参加できる環境づくりが必要です。	自治会活動を継続していくため、若者や女性等、誰もが活動に参加しやすい仕組みづくりの支援を進めます。また、地域自治協議会が担い手不足である自治会を補完できるように支援するとともに、地域協働の基盤と位置づけて、人材育成や活動に参加しやすい環境づくり等、連携しながら地域協働を推進します。(施策間連携【16】)
イ	地域の維持・活性化等のため、自治会等が自主的な判断に基づき実施する事業に補助金を交付しています。また、自治会が管理する施設の老朽化も進んでおり、活動継続のためにも継続した支援が求められています。	地域内道路や農業用道路の整備等、自治振興や地域の活性化を図るために必要な取組に対して支援を行うことにより、自治会において暮らしに必要な環境を整備します。
ウ	他地域からの移住者や外国人市民等多様な住民が地域の一員として暮らしやすい仕組みづくりが重要です。	移住者や外国人市民が地域の一員として安心して暮らせるような交流の場づくりを進めるほか、活動に参加しやすい環境づくり等を支援します。(施策間連携【15】【17】)

③ 多様な人が参加する地域自治協議会の支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	市内にある11の地域自治協議会では、それぞれの地域特性に応じた活動が展開されています。今後は高齢化を伴う人口減少等の影響により地域の担い手が減少し、地域コミュニティを維持する力の衰えが懸念される中、多様な方が活動に参画できるための仕組みづくりが重要になります。	高齢化を伴う人口減少等の影響により、地域の担い手が減少し、地域コミュニティを維持する力の衰えが懸念される中、地域自治協議会が補完性の原則に基づき自治会で担えないことを補完するために必要となる機能強化と、それぞれの地域特性に応じた主体的・自律的な地域運営に必要な伴走支援を行います。
イ	地域自治協議会は、その地域における役割を明確に整理し、自治会や市民団体・事業者等、多様な方が地域運営に参画しやすい環境をつくる必要があります。また、参画者を増やしたり活動を多くの方に周知するための情報提供や情報共有が必要です。	地域自治協議会の運営や活動に、自治会や市民団体・事業者のほか、中高生等の若者や女性等、多様な方が参画し、活動しやすい環境づくりの手法について学ぶための機会を設けます。また、参画者の増加や活動内容の周知に関する情報提供や情報共有を行うほか、SNS等を活用した情報発信を支援します。(施策間連携【1】【4】【16】【19】)
ウ	地域自治協議会の役員や事務局職員は、参画者が固定化することなく誰もが参加しやすい環境づくりや多様な活動を育むコーディネーターとしての役割を担う必要があります。	地域自治協議会への参画者の裾野を広げるため、誰もが参加しやすい環境づくりに向けた学びや情報交換の場を設けるとともに、地域自治協議会同士が互いに学び合い、情報を共有する等の連携を図ることにより、地域のコーディネーターとして活躍する人材育成の支援を推進します。(施策間連携【1】【4】【16】【19】)
エ	高齢化を伴う人口減少により生じる新たな暮らしに関わる課題への対応は全国的な課題です。同じ様な状況にある地域の先進的な取組事例を学ぶ機会を充実させる等、地域力の向上に向けた取組が重要です。	人口減少により同様の地域課題を抱えている近隣自治体と連携して先進的な取組事例を学ぶ機会を設ける等、地域力の向上に向けた支援を推進します。

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①	1年間に自治会・地域自治協議会・市民サークル・NPO等の活動や行事に参加した市民の割合	68.7%	54.7%	39.5%	41.5%	72.7%	市民意識調査
②	1年間に自治会の地域活動に参加した市民の割合	68.7%	54.7%	39.5%	41.5%	72.7%	市民意識調査
③	1年間に地域自治協議会が行った活動や行事に参加した市民の割合	36.1%	21.6%	27.0%	32.8%	40.1%	市民意識調査



まちの仲間になる 移住定住の推進

施策コード【15】



本市での豊かな暮らしや、生き生きと活動する魅力的な人々に魅せられ、まちの新たな一員としての暮らしを希望される方々のために、地域が一体となった受入体制の充実や出会い・仲間づくりの場の創出等、移住定住を推進します。

① 地域と進める移住定住の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	空き家バンクや体験住宅の運用においては、移住者と地域が共に定住後の安心した暮らしができるように入居前に地域との面談の機会を設けており、移住定住者の確保につながっています。良好な物件状態での登録が進むよう所有者に対して周知するとともに、空き家バンク利用者の確保に向けたさらなるPRが必要です。	移住希望者のさまざまなニーズに応じることができるよう、地域や不動産事業者と連携し、空き家バンク登録を推進します。また、「あさご暮らし体験住宅」や「定住促進住宅」の利活用を推進し、定住に向けた支援を行います。(施策間連携【14】【16】【24])
イ	住宅取得や空き家改修に係る補助により、若者・子育て世代における住宅の確保を支援し、若年層の移住定住が促進されています。近年は都市部も移住施策を展開していることから、本市への移住を進めるため、都市部にはない本市の魅力が伝わるような情報発信の工夫が必要です。	都市部での生活との差別化を図るため、子育て支援施策のみならず、農業や起業、住宅関連の支援施策等、関連部局と地域、事業者が連携した地域の情報発信を強化します。 また、「あさご暮らし体験会」等の移住イベントの開催や都市部の移住フェアへの出展により、本市の人や暮らしの魅力を発信します。(施策間連携【7】【9】【27])
ウ	移住サポーター制度や地域との対話の機会をもつこと等により、移住者に対して地域の情報提供や相談対応を行っていますが、移住制度を活用せず転入している世帯への支援が不十分であり、地域とのつながりが希薄化しないような取組が必要です。	移住から定住につなげるため、地域等と連携し、移住者と地域住民の対話の機会を設けること等により双方の不安の解消や地域とのつながりづくりを支援します。また、転入手続きの際や市HPで、必要な情報の提供を行い、移住者の不安や孤立の解消に向けた支援を行います。(施策間連携【14])

② 出会いの場づくり

	現状と課題	事業実施方針
ア	未婚の男女における出会いの機会の創出やコミュニケーションスキルの向上を図るため、市主催の婚活事業を実施しています。大規模婚活イベントは、結婚や婚活に対する前向きな印象を持つための機会として効果がありますが、個々に対するマッチングの支援も充実させる必要があります。	参加者を確保しつつ、マッチングにつながりやすい事業内容とするため、兵庫県のひょうご出会いサポートセンター等と連携し、先進事例を取り入れた事業内容を研究します。

イ	民間の事業者が実施する婚活イベントを支援しています。出会いの機会の創出につながる多様な取組が民間主体で広がるよう、制度のさらなる周知が必要です。	民間事業者による、参加者のニーズに応じた効果的なイベントの実施を支援します。また、利用主体が広がるよう制度の周知を図ります。
---	--	--

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①	朝来市の移住支援制度を利用して転入した人数(4年度間平均)	109.0人 (H26~H29平均)	128.0人 (H29~R2平均)	116.5人	112.3人	128.0人 (R8~R11平均)	市民協働課調査
②	年間婚姻数(4年間平均)	136.0組 (H26~H29平均)	134.0組 (H28~R1平均)	109.5組	92.3組	135.0組 (R8~R11平均)	人口動態調査



まちを応援する 関係人口の創出

施策コード【16】

地域づくりの担い手不足という課題に直面している中で、地域の人々と多様に関わりながら、さまざまなまちづくり活動を応援する*関係人口の創出・拡大を進め、地域活力の向上を図ります。

① 地域とつながる関係人口の創出

	現状と課題	事業実施方針
ア	地域と多様に関わる関係人口は地域づくりや地域の活性化において重要な役割を果たします。さらなる関係人口の創出や二地域居住の意義についての理解を深めるためにも、現行の取組以外の事業展開も検討していくことが必要です。	市民の中で関係人口創出や二地域居住の意義や成果について理解を深めるための周知を行うとともに、ふるさと住民登録制度等の国の関係人口創出の施策の動向も踏まえ、新たな仕組みや有益な方法を研究し、地域や関連課と連携しながら横断的に取り組みます。(施策間連携【9】【14】)
イ	多様な形で地域と関わり、関係人口の創出と地域の活性化に向けた「おためし地域おこし協力隊」事業を展開しています。今後はさらなる事業の充実が求められます。	引き続き関係人口創出につながる有益な事業として、回数や内容のブラッシュアップを行いながら取り組みます。
ウ	首都圏一極集中や地方部の人口減少が進む中、地方にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住」等、多様なライフスタイルに対するニーズが高まっており、二地域居住に関心を持つ方に対する効果的な情報発信が必要です。	空き家バンクや体験住宅について、二地域居住としての活用に繋がられるよう都市部の移住フェア等での情報発信を行います。また、二地域居住等の更なる促進に向けた調査研究に取り組みます。

② まちの活力になる国内交流の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	友好都市である苓崎市との相互訪問や地域の特産品販売を通じた文化交流を展開していますが、活動の継続をするための支援が必要です。	関係市町との相互訪問や経済活動等、多様な地域間交流を全市的に展開することで、歴史や文化を再認識することにつなげ、地域力の活性化を図ります。
イ	ふるさとの情報発信や人々のつながりを大切にした交流活動の実施等、定期的な交流を続けている組織等もありますが、若年層の参加が少ない等、今後の活動継続が課題となっています。また、本市出身者等がつながる機会が少ないことから、誰もが参加しやすい交流の場が必要です。	市外在住の本市出身者等との関わりを大切にすることで、ふるさとを愛する気運を高め、本市を応援する活動を行ってもらうことにつなげます。またSNSによる本市出身者の集いの場の情報発信や、祭り等のイベントに合わせた帰省や訪問の機会を通じて、本市とつながることができる取組を進めます。



施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①	関係人口を交えた活動が行われていると感じる市民の割合	—	24.7%	19.7%	21.9%	28.7%	市民意識調査
②	関係自治体等との国内交流が推進されていると感じる市民の割合	—	20.9%	19.1%	21.1%	24.9%	市民意識調査



未来につながる 多文化共生の推進

施策コード【17】

地域に暮らす外国人市民が地域社会の一員として、ともに生きていく*多文化共生社会を実現するため、相互理解を深める交流や体験を通じ、市民の国際理解を高める取組を進めます。

① ともにつくる多文化共生の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	在留資格等、外国人の就労に関する国の方針が見直され、中・長期にわたり外国人材を雇用することが可能となることから、家族で移住する外国人が増加しています。そのため、外国人市民が地域や職場、学校等で孤立することなく、安心して暮らすことができ、共に活躍できる地域づくりが必要となります。	国籍や文化の違いを理解し、互いに尊重し合い、共に暮らす生活者、地域住民として外国人を受け入れる多文化共生のまちづくりを進めます。また、企業側の外国人労働者の理解を深め、円滑な職場環境を構築するとともに、外国人市民の意見を反映した市の基本的な方針を策定し、共に住みよいまちを築くための取組を推進します。 (施策間連携【7】【14】)
イ	外国人市民が地域住民とコミュニケーションをとり、安定した社会生活を送るためには、一定の日本語力が必要となります。「あさご日本語教室」は、日本で生活する上で必要な日本語及び地域・文化等を市民(ボランティア支援者)から学ぶ場となっていますが、外国人を雇用する事業所や外国人市民のニーズも多岐にわたることから課題も多くなっています。	こどもから大人まで、日本語学習を必要としている外国人市民のニーズを把握し、日本語学習支援者や登録日本語教師等の人材の確保・育成等を含めて、但馬多文化共生支援機構等の民間団体と連携し、さまざまな方法で学習機会を提供する取組を進めます。 また、地域で暮らす人々が国籍に関わらず円滑にコミュニケーションがとれるように、市民・団体・事業者等に研修等を実施し、「やさしい日本語」の普及に取り組めます。 (施策間連携【3】)
ウ	外国人市民が安心して暮らすことができるよう、まちの情報を多言語に対応する必要があります。	相談体制の整備や、それぞれのライフステージごとに情報提供、オリエンテーションを行うことが必要となることから、生活情報等の多言語による情報発信を行います。 また、相談や通訳の対応等を含め、外国人市民の生活上の困りごとに対応し、適切な支援につなげる専門性を持つ多文化共生コーディネーター機能を併せ持つ相談窓口等の環境整備を進めます。 (施策間連携【25】)
エ	日本人と外国人市民が相互理解し、共に地域で暮らす仲間として受け入れるためには、お互いを知るための交流が必要です。また、若者も含めた幅広い世代間の交流が必要となります。	地域での相互理解を深め、多文化共生を推進するため、朝来市連合国際交流協会等の団体や地域と連携し、あさご日本語教室等を通じて、外国人市民と地域との交流の場づくりを進めます。 (施策間連携【14】)

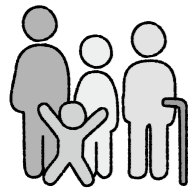


② グローバル社会に向けた国際交流の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	これからのグローバル社会において、国際交流はますます重要性を増しており、姉妹都市交流は、地域レベルでの国際交流を促進する有効な手段となっています。	国際交流員を配置し、姉妹都市交流をはじめとする国際交流活動を専門的な知識とスキルで支援します。 また、朝来市連合国際交流協会や民間団体等と連携し、姉妹都市等との交流やイベント等を実施し、市民の国際理解を高める機会づくりを進めます。
イ	旧町単位にある国際交流協会は、それぞれの地域における活動を推進しており、市民の多文化共生推進活動を行っています。市制20年を経て地域の状況や会員の意向を踏まえて組織や活動の見直しを含む協議検討が必要となっています。	旧町単位の交流協会の統合に向けて、組織及び活動の見直しを含む協議・検討を進めるよう各交流協会へ促すとともに、交流協会相互の連絡調整を行います。
ウ	グローバルな視点をもった市民を育成するため、中高生の海外派遣や受け入れ事業等の取組が必要となっています。	朝来市連合国際交流協会等と連携し、中高生の海外派遣と受け入れ事業に取り組み、学びの機会の創出を進めます。 (施策間連携【2】)

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
①	外国人市民と地域とのつながりづくりが進められていると感じる市民の割合	—	19.1%	15.5%	15.7%	23.1%	市民意識調査
②	国際交流において多様な文化に触れる機会があると感じる市民の割合	—	11.6%	9.0%	10.9%	15.6%	市民意識調査



一人一人が地域とつながる 地域共生社会の実現

施策コード【18】

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、人と人、人と地域にあるさまざまな資源が世代や分野を超えてつながり、市民一人一人が生きがいを持って暮らすことができる地域共生社会の実現を推進します。

① 誰にも居場所がある地域共生社会の実現

	現状と課題	事業実施方針
ア	高齢化や人口減少に加え、核家族化や人とのつながりの希薄化が進んでいます。これにより、これまで機能してきた血縁、地縁、社縁といった関係性が弱まり、社会的孤立を背景とした福祉ニーズが多様化・複雑化しています。例えば、ひきこもり、*8050問題、ごみ屋敷、*ヤングケアラー、生活困窮等が挙げられます。人と人、人と社会がつながり支えあう取組が生まれやすいような環境を整え、自分の特技や強みを生かし過ごせる居場所や役割を持つことができる地域共生社会の実現が求められています。	地域共生社会の実現には、地域住民やあらゆる関係者が「どのような地域でありたいか」「どのように地域を築いていくか」を話し合う場づくりが不可欠です。こどもから高齢者、障害の有無に関わらず、全ての人が地域で安心して過ごし、生きがいや役割を持てるよう、人と人とのつながりを育み、社会参加の機会を創出する多様な取組を進めます。また、福祉分野にとどまらず、分野を超えて行政と市民、地域、団体、企業等、多様な主体と協働しながら地域づくりを推進します。
イ	地域では人と人とのつながりが希薄になり、地域の中で困りごとに気づきにくく、相談や支援が届かず孤立するケースが見受けられます。周囲の人の困りごとに気づける存在を地域の中で増やしていく必要があります。	民生委員・児童委員等の地域福祉に携わる方への活動支援や、朝来市社会福祉協議会等との協働で地域における福祉活動を推進するとともに、住民同士が互いに気遣える関係づくりを進め、地域の中の支えあう力を向上させ、地域から誰も孤立させない見守り体制や地域づくりを支援します。

② 関係機関との連携による地域福祉の推進

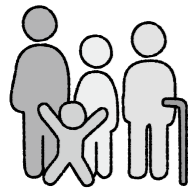
	現状と課題	事業実施方針
ア	民生委員・児童委員やボランティア等の地域を支える人材・団体が不足しています。民生委員・児童委員等の地域のキーパーソンのみ負担が集中しないよう地域の実情に合わせて、見守りや相談支援へのつなぎ役を増やす取組が必要です。	地域を支える人材育成を図るとともに、住民が互いに、支え・支えられる関係が循環する環境の構築を支援します。住民同士の緩やかなつながりの中で、生きづらさや悩みを抱えた人を早期に発見し必要な支援につなぐとともに、一緒に社会参加のための活動をする等、地域で孤立させないよう、地域と行政、支援関係者をつなぐパイプ役として民生委員・児童委員や地域自治協議会、コミュニティサポーター等と連携し、誰も孤立させない地域の見守り体制を構築します。(施策間連携【14】)



イ	民生委員・児童委員は、福祉委員や民生・児童協力委員と連携しながら、地域における福祉の相談窓口として活動を行っています。地域で気づいた孤立や悩みを抱えた人の相談を受けとめ、地域住民が主体となり、必要な専門職や関係機関と協働して悩みや問題を解決していくことも必要です。しかし、地域課題を住民や民生委員・児童委員等、自治会、地域自治協議会等と共有する場がなく、地域課題の解決に向けた行動につながりにくい状況です	民生委員・児童委員等が把握した地域課題等を、地域のキーパーソンや専門職等の関係者が、区や地域自治協議会での福祉に関する住民主体の会議や地域の集いの場等既存の場の活用も含め地域の中で共有する場を設けるとともに、専門職、関係機関と連携し、地域の人材や資源の活用をしながら、地域住民が主体となって課題解決に向けた取組ができるよう職員も地域に出向き共に課題解決方策を検討する等、支援します。
ウ	住民の抱える悩みや課題は、多様化・複雑化しています。課題の解決に向けては、福祉の支援関係者だけでなく、地域や福祉以外の関係者が分野の枠組みに縛られず、個々に応じた相談支援の対応が求められています。	行政や関係機関がその専門性を生かしつつ、分野横断への意識向上と分野を横断した相談支援体制を構築します。市民の多様化・複雑化した課題に柔軟に対応できるよう、福祉関係者や福祉以外の関係者等が連携し包括的な支援体制の構築を進めます。(施策間連携【19】【20】【21】)

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①	友人や地域の中で、気軽に相談したり頼れる人がいる市民の割合	—	54.8%	69.2%	54.4%	58.8%	市民意識調査
②	民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員活動回数	41,234回	36,028回	36,666回	41,118回	41,500回	社会福祉課調査
	地域で開催する地域課題を共有する場や課題解決する場に民生委員・児童委員が参加した回数	—	—	19回	22回	22回	社会福祉課調査



地域みんなで安心できる 子育て環境の充実

施策コード【19】

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、地域、*認定こども園・保育園、事業者及び行政等が一体となって妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に取り組むとともに、地域ぐるみで全てのこどもの笑顔をみんなで喜びあえる環境づくりを推進します。

① 家族・こどもに寄り添う子育て環境の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくことが重要です。	「こどもまんなか社会」を目指すため、こども・若者、子育て家庭の意見を反映しながら「朝来市こども計画」を策定・推進することで、こども・若者が尊厳を重んぜられ、自分らしく希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになるとともに、希望をもって未来へ歩めるよう社会全体でこども・若者を育む環境づくりを進めます。
イ	子育てを取り巻く環境は、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により大きく変化し、子育てにおける負担や不安、孤立感が高まっている状況であり、社会全体でこどもや子育てへの支援が重要です。	子育て家庭を取り巻く環境について周知を図り、社会全体でこどもや子育てを見守り、支援する機運を高めます。また、*ファミリー・サポート・センター事業の充実のほか地域でこどもを育む活動を促進します。また、地域や関係機関との連携により、子育ての仲間づくりや子育て支援ネットワークづくりを推進します。
ウ	子育て家庭の就労環境は、働き方の多様化や共働き世帯の増加等により大きく変化しています。保護者の多様なライフスタイルに対応し、安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりが重要です。	保護者が子育てをしながら多様で柔軟な働き方が実現できるよう、事業者に対して有給休暇の取得の促進等、職場環境の充実に向けた取組の協力と理解促進を図るとともに、子育て家庭における男性の家事・育児等への参画を促進します。また、放課後児童健全育成事業、*子育て家庭ショートステイ、*病児保育等の実施による子育て支援の充実を図ります。(施策間連携【5】【7】)
エ	市内のすべてのこども園、保育園で教育と保育を一体的に提供し、保育料の軽減や、多様な子育て支援を実施していますが、より細やかな子育て環境の整備や支援が必要です。	市内すべてのこども園、保育園において、質の高い教育と保育を提供できるよう、民間園には必要な支援を継続的に行うとともに、保育料軽減の拡充について検討します。また、多様な子育て環境に対応するため、「*こども誰でも通園制度」を推進します。
オ	子育て支援の充実を図るため、子育て関係施設の必要な整備・修繕を行い、良好な環境を維持することが必要です。	子育て関係施設については、こどもたちが安全・安心に利用できるよう、計画的に整備・修繕等を行います。
カ	子育て家庭に幅広い子育て支援施策の周知を図るため、子育て家庭のニーズや状況に応じた分かりやすい内容や方法で情報発信することが必要です。	子育て家庭のニーズに合わせた子育て支援サービスの情報を提供し、各種事業への参加につながるきっかけづくりとともに、子育てにおける不安の解消につなげます。

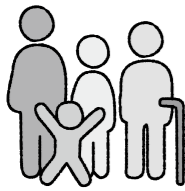


② 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	出生数は減少しているものの、社会的・身体的ハイリスク妊産婦等、配慮を必要とする妊産婦の割合が増加していることから、妊産婦の健康管理を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができる体制整備と継続した支援の充実が必要です。	妊娠・出産・子育ての不安を解消するため、妊婦健康診査や産婦健康診査の費用助成等、妊産婦の経済的負担を軽減し、妊産婦やこどもの健康管理を支援します。また、全ての妊産婦が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進するため、産後ケア事業や産婦人科・小児科オンライン相談等個別のニーズにあわせたサポート体制を整えます。(施策間連携【22】)
イ	発達に課題を抱えるこどもや医療が必要なこども等、配慮を必要とするこどもの割合が増えています。また、生活習慣に課題のある子育て家庭も見受けられ、生活習慣の乱れはこどもの成長発達へ影響することから、こどもたちが健やかに成長できるよう医療・保健・福祉・教育機関等と連携した支援体制が必要です。	こどもたちが健やかに成長できるよう、こどもの発育・発達段階に応じて乳幼児健康診査、訪問指導、育児教室等の母子保健事業を実施するとともに、医療・保健・福祉・教育機関等との連携を強化し、配慮を必要とするこどもの早期発見と、こどもたち一人一人の特性に合わせた適切な支援を行います。(施策間連携【3】【21】)
ウ	こどもの成長に対する不安や子育てにおける負担・孤立感等を抱く妊産婦や子育て家庭が増えているなか、子育て環境の変化や多様化するニーズに対応した支援体制の強化を図っていくことが必要です。	令和6年度に新設されたこどもの総合相談窓口である「市こども家庭センター」の周知を行うとともに、全ての妊産婦や子育て家庭及びこどもへの支援体制を充実・強化し、妊娠期から子育て期にわたって、切れ目のない相談及び支援を行います。(施策間連携【18】【22】)
エ	不登校やこどもの貧困、ヤングケアラー等、こども・若者や子育て家庭をめぐるさまざまな課題が深刻化しており、子育てに困難を抱える家庭への支援が必要です。	子育てに課題や困難を抱える家庭やこども・若者がSOSを発信できる相談窓口を周知するとともに、こども・若者の一体的な支援のため関係機関との連携や支援体制の強化を図ります。また、アンケートや対話等により配慮を必要とする家庭の把握を行い、個々のニーズに応じた適切な支援へつなげます。(施策間連携【2】【18】)

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①～② 朝来市で子育てをしたいと思う者の割合	98.0%	97.1%	94.4%	94.7%	96.7%	3か月児、1歳6か月児、3歳児健診対象者アンケート
① 12歳以下のこどもを養育している市民の内、保育サービスや子育て支援が充実していると感じる市民の割合	61.4%	63.6%	55.5%	54.8%	68.1%	市民意識調査
② 妊娠・出産について満足している者の割合	85.3%	84.8%	92.5%	92.2%	92.5%	3か月児健診対象者アンケート



いつまでも自分らしく活躍できる 高齢社会の実現

施策コード【20】

高齢者が住み慣れた地域で健康で幸せに暮らせるよう、地域で支え合い、一人一人が生きがいの役割を持ち、介護や療養が必要になっても自分らしく暮らしていくことができる地域社会の実現を推進します。

① 地域で支える高齢者の健康と生きがいつくり

現状と課題	事業実施方針
ア 高齢者が就業促進、社会参加、地域での役割等を通して積極的に活動できる環境づくりが求められており、希望に応じ多様な取組ができるよう支援が必要です。また後期高齢者の生きがいつくり、元気づくりにつながらよう自身にあった社会参加、役割づくり等継続できることが大切です。	朝来市シルバー人材センターや老人クラブ、朝来市健康福祉大学の活動等を支援し、広く周知することで、就業の促進や社会活動の機会の継続支援を行います。また、地域自治協議会や地域で行われるさまざまな活動等の推進と併せて、高齢者の社会参加や生きがいつくり、元気づくりを支援します。(施策連携【7】【14】【18】【23】)
イ 主に介護予防を目的とした、いきいき百歳体操や*地域ミニデイ等住民主体の取組の継続に向けた支援が、高齢者の見守りや支え合いの推進につながっていますが、実施できない地域や参加者が減少している地域があります。このことから、これらが継続した取組につながるよう開催地域の広域化や移動の支援の検討とともに、引き続き普及啓発していくことが必要です。	地域で行われる「いきいき百歳体操」や「地域ミニデイ」等の活動が継続的に実施されるよう、地域住民や自治協が主体となって運営できる体制づくりを支援します。特に「元気アップいこいの場」等、やや広域的な取組では多世代の交流が図られるよう促進を図ります。また、実施が困難な地域への支援や、移手段の確保に向けた研究を進めます。
ウ 高齢者の健康づくりを推進するため、高齢期の健康推進や病気の予防、転倒骨折予防等に関する正しい知識を普及するとともに、フレイル予防に対しても継続した健康行動がとれるよう支援の必要があります。	高齢者が健康に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中でフレイル予防や転倒予防を実践できるよう、各地域の体操やミニデイの場を活用し、チェックリストへの記入や講話を通じた啓発活動を行います。また、保健師・歯科衛生士等専門職による個別支援や、継続的な健康行動への支援にも取り組みます。

② 高齢者が安全・安心に暮らせる仕組みづくり

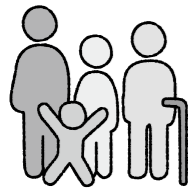
現状と課題	事業実施方針
ア 一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯さらに身寄りがないと思われる高齢者等が少しずつ増加すると予測されます。地域全体の見守り体制の充実や、生活支援、移動支援、緊急時の体制づくり等、高齢者が安心して暮らせる体制づくりが望まれます。	一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯及び認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や介護・福祉、商工業、金融機関等が見守る等、*地域包括ケアシステムの推進を目指し、身近な地域で顔の見える関係者が総合的に支え合うことができるよう取り組みます。(施策連携【18】)



イ 高齢者が介護等の支援を必要とする状態になっても、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、住みやすい環境づくり、生活支援サービスや介護サービスの充実を推進していく必要があります。	支援が必要な高齢者に住みやすい環境を提供するための住宅改修等の住環境の整備や、安心して在宅で生活ができるよう通院等の費用を助成する外出支援サービスの充実のほか、一人一人の状況に応じた生活の支援や介護保険サービスを適切に提供できるよう取り組みます。
ウ 高齢者世帯の増加は、要介護状態や認知症になった場合に老々介護やこどもが遠距離を移動して世話をする、というような状態が生じやすい状況です。また、身寄りがなく暮らしている一人暮らし高齢者等の権利擁護をすすめる必要があります。	高齢者虐待予防の視点で、医療や介護サービスの適切な利用をすすめるとともに、必要な人が成年後見制度を適切に利用できるように支援することで、高齢になっても安心して暮らせるような取り組みを進めます。

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
① 要介護認定(要介護1から要介護5)を受けていない高齢者の割合	85.8%	85.9%	85.7%	85.9%	86.5%	高年福祉課調査
② 高齢者が安全・安心に暮らしていると感じる市民の割合	—	43.8%	42.0%	38.0%	47.0%	市民意識調査



障害のある人の居場所と役割がある 自立支援の充実

施策コード【21】

障害のある人もない人も分け隔てなく、地域の中で人と人がつながり、お互いの存在を認め合い、自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。

① みんなで支える障害のある人への生活支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	障害のある人の福祉に関するさまざまな問題について、相談に応じ、必要な情報提供や障害福祉サービスの利用支援等を行う相談支援事業所数は横ばいであり、相談希望者数に対して相談支援専門員は不足している状況です。	障害があっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活支援や就労支援等の福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援専門員の増員や個々の相談能力の向上等、相談支援体制の充実を図ります。(施策間連携【18】【19】)
イ	市内の福祉サービスは一定程度は充実してきているものの、重度障害のあることや医療的ケアが必要なことに対するサービス、また障害のあることへの療育を行う放課後等デイサービスは充分とはいえない状況です。	障害のある全ての人が個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活が営めるよう、必要な福祉サービスを提供するとともに、特に障害のあることや保護者に対する支援体制の充実を図ります。(施策間連携【19】)
ウ	障害の状況により、防災情報といった暮らしに必要な情報が伝わりにくい等の課題があるため、困難を抱えた情報弱者への対応が必要です。特に在宅で支援が必要な重度障害のある人の災害等発生時の個別対応等を事前に決めておく必要があります。	障害のある人が日常生活をより快適に、安全・安心に過ごすため、日常生活用具の給付やコミュニケーション手段の充実を図っていくとともに、災害における情報伝達や避難支援等、地域での支援体制づくりを進めます。(施策間連携【25】)

② 障害のある人の個性を伸ばし活かす社会参加の促進

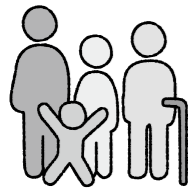
	現状と課題	事業実施方針
ア	障害のある人が、それぞれの障害や体調にあわせて自分のペースで働く準備をしたり、就労訓練を行ったりする等、職業生活の自立と安定に向け、受け入れ先の充実を含めた機会づくりが必要です。	障害のある人の社会参加促進・自立を支援するため、市内外の就労支援サービス事業所や一般事業者とも連携し、障害のある人が社会活動へ参加しやすい環境整備や就労機会の充実を図ります。(施策間連携【7】【9】)
イ	精神科病院への長期入院や施設入所している障害のある人に対し、地域生活への移行支援が推進されており、退院や退所に向けた住居確保や地域での受入等の支援体制づくりが必要となっています。	障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく地域生活が送れるよう、地域での障害に対する理解を深め、グループホーム等の住居支援の充実や地域の受入等の支援体制づくりに向けた取組を推進します。



ウ	障害者差別解消法に基づく、障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人が困っている際に、社会の中にあるバリアを取り除くために支援する*合理的配慮の提供は、行政機関のみならず事業者にも求められています。	障害のある人もない人も分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会をつくっていくため、社会の中にあるバリアを取り除く環境整備を関係者等と連携して進めます。また、障害者自立支援協議会、手話施策推進委員会や市内で活動されている各団体からの意見等を反映した取組を推進します。(施策間連携【7】【18】)
---	--	--

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
①	障害福祉サービス利用申請者数	353人	309人	311人	301人	310人	社会福祉課調査
②	就労継続支援B型や地域活動支援センターを利用した人数	98人	111人	140人	139人	140人	社会福祉課調査



安心できる 医療体制の充実

施策コード【22】



安心できる地域医療、救急医療及び周産期医療の体制確保を図るため、地域の中核病院や開業医等の医療機関と行政が連携して医師確保対策等の医療体制の充実を図ります。

① 安心な地域医療体制の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	兵庫県では、令和6年4月に策定された「兵庫県保健医療計画」に基づく働き方改革を踏まえ、地域の実情に応じた医師確保対策の推進が進められていますが、市民の生活圏域における医療体制の確保が重要な課題となっています。また、但馬圏域では、1次医療及び在宅医療を支えている開業医の高齢化が年々進んでおり、地域医療の安定的な体制確保が難しくなる可能性があります。	兵庫県保健医療計画に基づき、公立豊岡病院を中心とした但馬圏域での救急救命や高度専門医療体制を確保するとともに、朝来医療センターでは、他の公立病院との連携や役割分担により2次救急医療や回復期医療の提供を図ります。また、朝来医療センターが本市の中核病院として複数疾患に対応できる総合医療や医療ニーズに対応した診療機能の充実等が図れるよう、豊岡病院組合に強力に働きかけていきます。さらに、朝来医療センターを中心に医師会や開業医との病診連携による在宅医療と介護の連携を促進し、市民にとって安心できる地域医療体制の充実を目指します。(施策間連携【20】)
イ	朝来市域の医療体制は、県や豊岡病院組合、朝来市医師会等関係団体との連携により支えられています。朝来医療センターの医師確保については、県や豊岡病院組合等との連携のもと、大学や県養成医の派遣により維持されています。また、朝来医療センター内に市民の念願である産婦人科外来が開設されました。市の中核病院である朝来医療センターへの期待は大きく、本市も医師確保に努めているところですが、医師確保は継続的な問題となっています。	本市や但馬地域の医師確保・医療提供体制整備について、豊岡病院組合、朝来市医師会及び但馬地域の各市町等とも連携しながら兵庫県や関係機関へ引き続き要望を行います。また、朝来市医師確保対策就業支度金貸与や朝来市医師就労支援対策交付金等の各種支援制度の充実を図り、朝来医療センターの医師確保に継続して取り組みます。
ウ	平日開催の地域献血では献血者の確保が難しい状況ですが、勤務先での事業所献血やショッピングセンター等での街頭献血を含めると協力者は確保できており、兵庫県献血推進計画における当市の献血目標は達成できています。少子高齢化による献血人口の減少及び若年層の献血率の低下は全国的な課題であり、献血者の確保に向け効果的・効率的な実施方法や広報等を引き続き検討する必要があります。	献血者の確保、特に若年層の献血率を向上させるため、赤十字血液センターと連携・協力しながら研究をすすめるとともに、保健衛生推進協議会や地域自治協議会等の各種団体、企業及び市内高等学校等への広報等による周知を継続して取り組みます。

② 安心な救急医療体制の確保

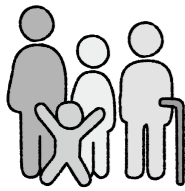
	現状と課題	事業実施方針
ア	豊岡病院組合や但馬地域の各市町が共同で運行支援している*ドクターカー（24時間運行）と*ドクターヘリの併用により但馬圏域の高度救急医療体制を維持しています。また、朝来医療センターでは、令和4年度から整形外科と内科領域において24時間体制で救急車の受入れが可能となる等、救急医療体制の確保に努めていますが、引き続き、関係機関と連携しながら体制の維持・充実を図ります。朝来市医師会、養父市医師会及び兵庫県薬剤師会但馬支部の協力を得て、南但休日診療所を開設しています。	ドクターカーやドクターヘリの広域での高度救急医療体制の確保に取り組むとともに、医師会や薬剤師会等の協力を得て南但休日診療所を運営し、休日診療体制の確保を図ります。
イ	豊岡病院組合や但馬地域の各市町が共同で設置する「但馬地域小児救急医療電話相談」(夜間対応)や、本市が設置する「あさご健康医療電話相談ダイヤル 24」(24時間対応、年中無休)等の電話相談事業の実施により、夜間・休日時における健康に関する不安や対応への相談支援を行っており、さらに、令和7年度から「救急安心センター(＃7119)」が兵庫県内で導入される等、地域の救急医療を補完する市民サービスは充実していますが、引き続き市民の認知度を高める取組が必要です。	医療電話相談事業を継続して実施し、夜間・休日等における健康や医療に関する相談体制の確保を図ります。また、LINE等のSNSも活用し、市民に広く周知し、現サービスの活用促進を推進します。

③ 安心して出産に臨める周産期医療体制の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	産科医師の確保等は但馬全体の課題でもあり、但馬地域の各市町や豊岡病院組合と共同で、但馬の周産期医療を守り、ハイリスクの妊婦、胎児及び新生児に対応する但馬こうとり*周産期医療センターの運営支援を行っています。また公立朝来医療センター内に産婦人科外来が令和5年10月に開設され、身近な医療機関で妊産婦健診等が受診できる体制が整備されたことに加え、市独自に女性の健康、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応する産婦人科医・小児科医、助産師による「オンライン相談」を実施しています。さらに県の「産後ケア事業」の広域の実施で周産期の支援体制が整備される予定です。	但馬地域の各市町等や豊岡病院組合と連携しながら、産婦人科医師や助産師等の確保に引き続き努めるとともに、出産や産後ケアの提供等周産期医療における医療体制のさらなる充実に向けた取組を進めます。また、市で導入している産婦人科医・助産師の「オンライン相談」を継続して実施し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進します。(施策間連携【19】)

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
①	*かかりつけ医等身近な医療が充実していると感じる市民の割合	—	52.3%	47.2%	47.6%	56.3%	市民意識調査
	朝来医療センターの医師数	8名	8名	8名	8名	10名	健幸づくり推進課調査
②	医療電話相談事業(あさご健康医療電話相談ダイヤル24等)を知っている市民の割合	59.3%	63.2%	35.4%	30.9%	66.1%	市民意識調査
③	妊娠・出産について満足している者の割合	85.3%	84.8%	92.5%	92.2%	92.5%	3か月児健診対象者アンケート



こころとからだが幸せになる 健幸づくりの推進

施策コード【23】

市民一人一人の健康づくりへの意識の高揚を図るとともに、自身が主体となって健幸づくりができるよう、また、地域住民や職場の仲間等とのつながりを持ち、心身ともに健康で生きがいを感じ心豊かに暮らすことができるよう推進します。

① 病気の予防とこころの健康づくりの推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	健康増進法や朝来市健康増進計画・食育推進計画に基づき、生活習慣病の予防と改善、望ましい生活習慣の定着及び健康意識の向上に向け、健康教室の実施やケーブルテレビ、市のホームページに加え、市公式 LINE、SNS 等を活用した周知・啓発を行っています。しかし、健康づくりに取り組む市民の割合は減少傾向にあり、健康づくりの積極的な実践にはつながっていない実態があります。また、将来を見据えた若い世代からの健康づくりができる環境をつくることも必要です。	地域自治協議会や事業者と連携し、より身近な環境で仲間と一緒に健康づくりに取り組める環境を整えていきます。また、市公式 SNS やアプリの利活用等により、健康に関心の低い市民や若い世代が健康情報等に触れやすい環境をつくり、健康づくりの実践につなげます。
イ	健診(検診)については、受診につなげる広報の工夫やオンラインでの健診(検診)申込み、健診受診費用の一部助成及び休日健診(検診)の実施等、受診しやすい環境づくりを行ったことにより、特定健康診査受診率は上昇していますが、各種がん検診の受診率は横ばいの状況です。より一層、未受診者対策及び要精密検査未受診者への受診勧奨を行うとともに、医療機関等と連携を図り、検診体制の確保もする必要があります。	各種健診の未受診者や未継続受診者対策として、体験談の発信や健診(検診)の受診勧奨、休日健診(検診)の実施、受診費用の一部助成を含めた受診しやすい環境づくりに継続して取り組むとともに検診受診と要精密検査判定となった市民が受診につながる取組を推進します。また市民が、定期的な健診(検診)受診とその結果に基づく食生活や運動の実践ができるよう、朝来市医師会等との連携を図りながら積極的な啓発と保健指導を実施します。
ウ	自殺対策基本法や朝来市自殺対策計画に基づき、自殺死亡率の減少に向けて各種関係機関等と連携しながら相談窓口の積極的な周知を行う等、自殺対策を推進してきました。自殺死亡率は、コロナ禍に増加し、その後減少していますが、但馬地域内で比較すると多い状況です。社会の価値観の変化にともない、悩む人が SOS を発信しにくく、また周りの人が SOS に気づけない可能性があることから、引き続き幅広い世代に相談窓口に関する情報の周知・啓発の徹底や自殺予防の知識の普及啓発を強化する必要があります。	自殺対策基本法や朝来市自殺対策計画に基づき、各種関係機関と連携し、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発の強化や*ゲートキーパーの養成及び相談支援体制の強化を図ります。支援の届きにくい働く世代においては職域との協働で自殺対策を実施します。また幅広い世代に情報を届けるため、デジタル・紙媒体を使用し、相談窓口の周知や自殺予防に関する知識の普及啓発を実施します。(施策間連携【18】)



② 地域・事業者と進める健幸づくり

	現状と課題	事業実施方針
ア	「健幸づくりポイント事業」を通じて個人の健康づくりを支援し、少しずつ利用者が増加していますが、若い世代の参加者が少ない状況にあります。市民の健幸づくりを推進する上では、市民が自らの心身の健康の保持増進を図るとともに、生きがいを感じ幸せに暮らすための取組に関心を持って主体的かつ積極的に実践できることが重要です。個別の取組支援に加え、家庭・地域・職場を含めた仲間とともに楽しみながら参加するための教室開催や、健幸づくりポイント事業等、若い世代が参加しやすい事業や仕組みの検討が必要です。	「健幸づくりポイント事業」のデジタル化に伴い、ポイント付与対象となる活動の見直しを行い、幅広い世代が取り組みやすい仕組みの構築を図ることで、生活習慣の改善や運動習慣の定着、各種健診(検診)の受診を推進します。また朝来市健幸づくり条例に基づき、市民が自らの健康に関心を持ち、積極的に自身の状況に合わせた健康行動がとれるよう知識の普及啓発を行うとともに、関係部署・関係団体と連携して実践や体験ができるような「健幸づくり」の支援に取り組みます。(施策間連携【4】)
イ	事業者や地域自治協議会と協働し、身近なところで仲間とともに参加できる健康教室を開催する等、健幸づくりの取組の支援を行っています。事業所や地域が主体となった積極的な健幸づくりの取組は少ない状況です。職域や地域等の仲間とともに健幸づくりを実践できるよう、職域、地域、行政等の関係機関が連携して取り組むことが求められます。	職域、地域が健幸づくりに取り組み、継続することで、生涯にわたり生きがいを感じ健やかで幸せに暮らすことができるよう、職域や地域のニーズを把握しながら、事業者、地域自治協議会及び学校・園等と協働し、地域社会全体であらゆる機会を通じた情報発信や仲間とともに参加できる健康教室の開催等を継続して進めます。(施策間連携【2】【4】)

③ みんなで取り組む感染症予防対策の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	伝染の恐れがある疾病の発生、まん延及び重症化を予防するため、市内医療機関や契約医療機関と協力し、安全に予防接種を実施しています。予防接種の種類等が年々複雑化しており、保護者が適切に管理することが難しくなっていることから、予防接種事故を防ぎ、安全で効果的に接種するために、市が導入している母子手帳アプリを活用する等、適切に接種できるよう支援の充実が必要です。また朝来健康福祉事務所管内では毎年数名の結核の患者が新規登録され、新規患者に占める高齢者の割合が高いことから、結核検診事業に引き続き取り組む必要があります。	感染症及び予防接種を取り巻く状況が年々変化している中、法改正等を確認しながら、円滑な実施に向け予防接種体制を整備するとともに、市民に疾病や予防接種制度の理解が得られるよう周知を徹底し、予防接種率の向上を図ります。また医療機関や関係機関と連携し、感染症に関する情報提供を行うとともに結核検診事業に取り組みます。
イ	国や県の感染症発生状況の情報収集に努め、医療機関や関係機関と連携し、感染症の拡大防止に努めるとともに市民への速やかな情報提供と感染予防についての普及啓発を行っています。また、感染症の発生やまん延時は、医療機関、関係機関等と調整しながら対応できる体制整備を進めてきましたが、今後も緊急対応を必要とする感染症の発生が懸念され、感染症予防に関する的確な情報提供と対応できる体制の強化が必要です。	国や県の感染症発生状況の情報収集に努め、市民への感染症予防に関する的確な情報提供を行うとともに、緊急対応を必要とする感染症の発生やまん延時に対応できるよう医療機関や関係機関と連携する等、体制の強化を図ります。

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
① 健康づくりに取り組んでいる市民の割合	—	59.9%	57.9%	56.8%	63.9%	市民意識調査
② 地域自治協議会が主体となった健康づくりの実践回数	127回	99回	93回	87回	132回	健幸づくり推進課調査



自然を守り暮らしと産業を創造する 土地利用の推進

施策コード[24]

本市の豊かな自然を守り育みながら、地域の人々の幸せで豊かな暮らしと、地域の魅力と活力になる産業を創り出すため、未来につながる土地の利活用を進めます。

① 計画的な土地利用の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	これまでの土地利用は、旧町中心部に都市機能が集約され市街地の拠点を形成してきました。しかしながら、生活行動の広域化や利便施設の沿道・分散立地等が進展し、都市機能の拠点性が弱まっています。また、和田山地域の一部では宅地分譲や新規出店等、民間活力も含め拠点整備が進んでいるエリアがあるものの、他地域ではスポット的な農地転用による開発等が全域に広く分散しており、市主導の開発誘導ができていない現状です。	より豊かな市民生活が営めるよう生活利便機能を集約し、充実した暮らしの拠点づくりを進めます。また、事業所や商業施設にとって交通アクセスが魅力的な立地条件を生かし、生産・経済活動を安心して行える土地利用を計画的に誘導するとともに、若い世代の意見を取り入れる等、将来を見越した秩序ある土地利用を推進します。
イ	新市街地(枚田・立ノ原・法興寺地区)では、スポット的な宅地開発や企業出店が行われており、住宅、事業所及び店舗等の建築が徐々に進んでいます。少子高齢化や都市部への人口流出等による人口減少により、まちの賑わいや活力を持続的に創出できていません。	まちの賑わいの持続的な創出を目指し、豊富な地域資源を活用した地域の魅力を最大限に発揮できるように、官民連携等の新たな整備手法の活用も検討しながらハード・ソフト整備を推進します。また、地域住民のニーズ把握にも努め、立地適正化計画に基づくエリアマネジメントの思考をもってまちづくりを推進します。
ウ	朝来農業振興地域整備計画では、農業振興施策を集中的に実施し将来的にも優良農用地として確保・保全する農地に対して、農用地区域を設定していますが、特に中山間農地においては、後継者不足及び農業者の高齢化により適正な管理ができていない農地が増加しているのが現状です。	国施策の*中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度を活用し、農地の適正な管理及び遊休農地の発生予防に取り組みます。また、各地区で作成された地域計画を元に、今後管理していくべきと示された農地を中心に担い手農業者と地区との役割分担を行いながら、地域全体で適正な管理に取り組みます。 (施策間連携【9】)

② 潤いある地域整備の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	朝来市景観計画に基づく景観形成地区(竹田・生野地区)において、道路の美化や修景施設整備を行い、景観に配慮した魅力ある地域整備を進めていますが、地域住民と連携した歴史的まち並みの維持が課題です。また、既存補助事業の終了に伴い、景観への意識低下が懸念され、継続的な景観維持への取組が求められます。	朝来市景観計画に基づいて魅力的な地域整備を継続していくとともに、景観形成に対する住民意識の向上と、歴史的町並みの大切さを市民とともに学び、古き良きまち並みの維持を図ります。景観形成地区については新たな補助事業の導入を目指し、継続的な取組を支援します。



イ	公園については、きめ細やかな維持管理を行うことが困難になってきています。美しく潤いのある住環境と豊かで幸せな生活空間を維持するためには、施設の安全性確保に加え、多世代が集える快適さやアミューズメント機能、防災や健康増進等の機能を兼ね備えることが重要となっています。	公園を身近に感じてもらうため、引き続き地域住民との連携による維持管理を行います。子育て世代等にも積極的に維持管理作業に参加していただき、公園に愛着を持っていただく工夫をします。また、人口減少に伴い適切な公園の数や位置を見直すと共に、点検結果も踏まえ、遊具等を適切に維持管理します。さらに、防災や健康増進等に寄与する多面的な機能を持つ公園の改修を推進します。
ウ	長年にわたり地域が主体となりさまざまな花づくり活動が展開されていますが、高齢化等により活動グループが減少しています。地域住民との役割分担が明確になっていないため、今後の継続的な取組が課題となっています。	寄せ植え体験等、花づくりの場を提供し、花づくりの手法等を広める場を設け、さまざまなグループの自発的・自立的な花づくりや緑化活動を支援します。地域住民には積極的な参加を促し、花づくりや緑化活動への参加意欲を高め、美しい景観づくりを推進します。
エ	市内では空家等が増加傾向であり、管理不全な状態のものは快適な住環境を阻害する要因となるため、倒壊の危険や治安、景観の悪化に繋がる空家等の放置が課題です。	地域と密接に連携しながら、地域と共に空家対策に取り組むためのマニュアル等を活用し、危険な空家の発生予防につながる取組を推進します。併せて、老朽危険空家等については、所有者の自発的な除却を促進します。

③ 着実な地籍調査の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	土地の利活用の基礎となる地籍の明確化を図るため計画的に地籍調査を実施していますが、近年、要望に対し実際に交付される補助金が減少傾向にあり、計画的な実施に影響が出ることが懸念されます。	国県への補助金要望を適宜行い予算確保に努めながら、国の定めた第7次国土調査事業十箇年計画に基づき計画的に地籍調査を推進します。
イ	山間地の調査では、過疎化・高齢化の進行、所有者不明土地等の影響により、境界を知る地権者の減少や現地立会が困難になることにより調査に支障を来すことが想定されます。	新たな調査手続きの活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入について調査研究を行いながら、地籍調査の推進を図ります。
ウ	今後増加していく市街地の調査では、地権者・筆数が多くなり調査が困難になることが想定され、調査の遅延に伴う関連公共事業の推進や災害対策に支障を来す等の課題があります。	地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置として定められた新たな調査手続き手法を活用しながら地籍調査の推進を図ります。

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
① 市街地と自然環境や農林地が調和した計画的な土地利用が進められていると感ずる市民の割合	—	15.8%	13.2%	16.0%	19.8%	市民意識調査
② 良好な住生活環境が整備されていると感ずる市民の割合	40.9%	40.1%	28.8%	28.9%	44.1%	市民意識調査
③ 地籍調査による調査済面積	211.87km ²	261.11km ²	291.96km ²	305.30km ²	362.99km ²	地籍調査課調査



日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進

施策コード【25】

近年、大規模化・多発化する自然災害に備え、*地区防災計画策定支援等の自主防災組織への活動支援や一斉避難訓練の実施等により、市民の防災知識の普及や防災意識の高揚に努め、地域防災力の向上を図るとともに、誰もが防災情報を確実に受け取れる方法を確立します。

① 安全・安心な防災体制の整備

	現状と課題	事業実施方針
ア	地震や洪水等により危険が切迫した状況において、生命の安全を確保するための避難について、平時から備えることが大切ですが、その避難行動の認識については個人差があります。「避難」とは、“難”を“避”け、災害リスクから命を守る行動のことを意味し、その避難場所は、災害の種類や規模によって変わります。このようなことから地区防災計画の策定を進め、家族や地域間で、災害時の行動について共有できる体制づくりが必要です。	近隣区等と連携した柔軟な避難所利用、垂直避難や縁故避難等、地域の実状に応じた避難方法の知識の普及に取り組みます。 また、自主防災組織の育成、強化や、防災リーダーの育成等を図るとともに、避難所の運営における女性の参画推進を図ります。
イ	災害発生時への備えとして、防災センターや、各支所等の公共施設に防災物資や防災資機材を分散して備蓄しています。初動において迅速な配備が行えるよう、備蓄品の補充や分散配置をより充実させる必要があります。また、感染症対応、乳幼児、アレルギー等、多種多様な市民の避難形態に即応することが求められています。	備蓄品の保管・管理については、食品等で明確な使用期限のあるものは、計画的な管理を行い、使用頻度や使用緊急度に合わせて、防災センターや各支所等即応できる備蓄保管場所に設置します。また、市の備蓄物資で即応できない物資や食料が必要な場合は、企業等との災害時応援協定による物資の確保に努めます。
ウ	災害情報は、ケーブルテレビの音声告知放送や、市ホームページ、市公式 LINE 等により発信していますが、より多重的な伝達手段を検討する必要があります。また、在住外国人に向けた災害情報伝達方法として、*あさご安全安心ネットの一部を多言語化していますが、その周知が十分できていない等、在住外国人への支援も拡充する必要があります。	すべての市民に災害時の情報伝達を確実にを行うために、既存の伝達方法に加え、県のひょうご防災ネットアプリの周知や、災害時における企業・地域等の共助による地域防災体制の強化を図ります。(施策間連携【17】【22】)
エ	あらゆる災害による危険から市民の生命、財産を守るため、自ら考え行動ができるよう自助力を向上させるための支援が求められています。	市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、朝来市住宅土砂災害対策支援事業や住宅耐震関連の補助事業を継続して行います。また、市民の災害の備えの一助となる家庭用災害備蓄用品の購入補助により、平時からの防災意識の向上、地域防災力の強化の促進に努めます。



② みんなで取り組む地域防災力の強化

	現状と課題	事業実施方針
ア	一斉避難訓練の実施や、防災講演会の開催等により市民の防災意識の高揚を図っていますが、地域や各個人の防災に対する価値観や意識に差があり、訓練についても形骸化している地区があります。	出前講座や、防災教室等を通じ、地域における防災の在り方を再認識していただくとともに、有事の際の速やかな避難行動に役立てるため、「マイ避難カード」を普及促進し、市民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図ります。
イ	地域の防災力を高めるため、*防災リーダーや*防災士の育成、出前講座等による知識の習得・体制づくりが課題となっている中で、コロナ禍以降、地域防災の必要性の普及に努めたことにより、長く停滞していた地区防災計画の策定率がやや上昇傾向に転じましたが、地域により防災意識の格差があり、まだ多くの地区が未策定の状況です。	地域の防災、減災のためには、市民一人一人が自分たちの地域は自分たちで守るという防災の取組を一層推進するための地域防災の担い手となるリーダーの育成を図ります。また、出前講座等により、地区防災計画の必要性を伝え、策定推進を図ります。

③ 地域の安全・安心を守る消防体制の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	消防団員が活動しやすい環境を作るため消防団と協議し、国基準に合わせた報酬額の引き上げ、個人支給への転換、分団報奨金の創設を行い処遇改善に取り組んできました。また、災害時に即応するため、年間計画に基づく訓練や啓発活動等を行っていますが、人口減少に加え、消防団員としての役割や活動が地域貢献につながる等その魅力が十分に伝わっていないことも重なり、年々団員数が減少していることから消防団員の確保が喫緊の課題となっています。	消防団員の確保のため、消防団の活動を市民に紹介する等の広報活動を強化するとともに、地域住民との合同訓練等を通じ、区等との連携強化や、消防団活動の見える化を図ることで、入団しやすい環境づくりを推進します。 また、消防団員の負担軽減を図るとともに、各種訓練や行事を見直し活動しやすい環境の整備を行います。
イ	合同訓練や会議等を通じて、消防団と南但消防本部との連携強化を図り、消防防災力の向上を図っています。消防車両や資機材・消防施設の計画的な更新や、消火栓や防火水槽等の消防水利の整備を行っていますが、維持管理に係る消防費の拡大が課題となっています。	計画的に消防車両や消防水利等の消防施設を整備するとともに、引き続き消防団と南但消防本部の連携を密にしなが、消防力の維持・強化を図ります。また、消防水利の整備計画を策定する等、中長期的に消防体制の見直しを図ります。

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①	防災・減災対策等、災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	34.0%	31.6%	26.7%	28.2%	35.2%	市民意識調査
②	地区防災計画の策定率	—	34.0%	38.8%	48.8%	90.0%	防災安全課調査
③	消防体制が充実していると感じる市民の割合	50.6%	48.2%	44.0%	44.1%	56.9%	市民意識調査



暮らしを守る 防犯・交通安全の推進

施策コード[26]



市民が安心して暮らせるよう、地域、事業者及び関係団体等と一体となり、地域ぐるみで防犯・交通安全への取組を推進します。

① 地域と一体となった防犯活動の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	南但馬警察署等の関係機関と協力し、防犯啓発等の推進を図っていますが、市内においても高齢者を狙った特殊詐欺被害をはじめとするさまざまな犯罪が発生しており、より一層地域防犯力の向上に努め、抑止につなげていく必要があります。また、まちづくり防犯グループも担い手の高齢化等に伴い、活動の継続が難しい地域も見受けられるため、負担の軽減とコミュニティ力の強化に取り組む必要があります。	こどもから大人まで防犯意識を高く持った行動がとれるよう、啓発や情報提供に努めます。区や地域自治協議会等と連携し、窃盗等の犯罪防止に向けた活動やこどもの見守り活動等、地域での防犯活動を継続するとともに、日常生活を行いながら防犯にも寄与できる「ながら防犯」の普及を推進し、防犯体制の充実を図ります。また、防犯カメラ、録画機能付インターホン及びセンサーライトの設置等、個人住宅の防犯性向上や、近年増加し続けている特殊詐欺対策のための自動録音機能付き電話の普及促進等、防犯対策支援により、犯罪抑止の強化を図ります。
イ	消費者からの相談に対して消費者生活相談員を配置しているほか、但馬地域の各市町と共同で「たじま消費者ホットライン」を開設しています。	消費者被害、振り込め詐欺被害及びネット犯罪被害等を未然に防止するため、ケーブルテレビ等を通じた啓発活動を実施します。

② こどもから大人まで一緒に取り組む交通安全の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	全国交通安全週間等に合わせた定期的な交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全啓発に努めていますが、さらなる事故防止に向け、新たな取組実施や人材確保に努める必要があります。また、市内事業者と協力を求める等、内容を充実させることで、幅広い世代が交通安全に対する知識を習得しやすい環境づくりが必要です。加えて、地域自治協議会での登下校中の児童生徒の見守り活動も継続実施が必要です。	南但馬警察署と連携し、開催地域の企業等の協力を求め、より効果的な交通安全キャンペーンの開催に努めます。また、地域において登下校中の児童生徒の見守りを行っていただいているボランティア活動の広報周知等も行い、取組の輪を広げます。
イ	依然とし、高齢運転者による交通事故が多く発生し、高齢者の交通事故防止対策や運転免許証自主返納に向けた対応が求められています。	高齢者が交通事故防止のため免許証の自主返納をしやすい環境を目指し、支援します。 車の誤作動を抑制する装置等の設置を推奨し、高齢者の交通事故や事故被害の軽減を図ります。

ウ	改正道路交通法の施行により、令和5年度からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、市内の自転車ヘルメット不所持の方に購入促進を図る必要があります。	従来の交通安全の手法にとどまらず、自転車運転シミュレーターを活用する等、新たな手法を取り入れ、自転車による事故防止の強化を図ります。また、市内の自転車利用者すべてが、自転車運転時にヘルメットが着用できるよう、購入支援等を行い、自転車による交通事故や事故被害の軽減を図ります。
---	--	---

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①	刑法犯認知件数 (南但馬警察署管内・4年間平均)	184件 (H26～H29平均)	148件 (H29～R2平均)	141件	129件	148件以下 (R8～R11平均)	防災安全課調査
②	市内における交通事故発生件数(年間)	60件	60件	54件	68件	60件以下	防災安全課調査



生活基盤の持続可能な維持管理・確保

施策コード[27]



市民の暮らしを支える生活基盤を未来につなげるため、地域とともに助け合いながら持続可能な維持管理を推進します。

① 暮らしとともにある生活道路の確保

	現状と課題	事業実施方針
ア	市道は、広域道路網に連結された生活道路であり、市民の日常生活に密接に関わっていることから、「*ヒヤリ・ハッとマップ あさご」の公開や*ワンコイン浸水センサによるリアルタイムな浸水検知及び自動通報等、道路の安全と安心の確保に取り組んでいます。深刻化する*インフラメンテナンスの担い手不足の解消及び建設業における働き方改革等、持続可能な維持管理体制の構築及び管理業務の更なる効率化が求められています。	快適で安心な市民生活を支えるため、生活道路や通学路における「予防保全型」交通安全対策の取り組みを強化し、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを実現します。インフラメンテナンスの*DX化及び建設業の働き方改革の推進によって、建設業における若者の雇用を創出し、生活基盤の計画的かつ効率的な維持管理を行います。
イ	道路の重要施設である橋りょうについては、大きく損傷してから修繕する事後保全ではなく、致命的なダメージを受ける前に少しずつメンテナンスを重ねる必要があります。慢性化する技術者不足等から、計画的な修繕や更新が難しくなっており、地域インフラを「群」として捉え、周辺市町とも連携を図ることで、戦略的なインフラマネジメント体制を構築する必要があります。	橋りょうの持続可能な維持管理に向けて、但馬3市2町が水平連携することで、*地域インフラ群再生戦略マネジメント計画を策定します。また、技術者が相互に連携することで、計画的かつ効率的に橋りょうの長寿命化を図り、予防保全型インフラメンテナンスへの転換を行います。道路メンテナンスに必要な予算を安定的かつ満額確保するため、関係機関への要望活動を強化します。
ウ	市民の暮らしを支える生活基盤を未来につなげるため、*路面標示(区画線)の長寿命化を実現する新技術の採用及び「市道の損傷等通報システム」や日常パトロールにより道路施設の維持管理を行っていますが、道路の損傷による事故を未然に防ぐため、引き続き道路施設の損傷をリアルタイムに確認する必要があります。	道路施設の損傷を早期に把握するため、「市道の損傷等通報システム」の更なる普及啓発及び日常パトロールの強化に取り組むとともに、地域とも連携を図ることで、リアルタイムな情報収集を実現し、道路施設の効率的かつ持続的な維持管理体制を構築します。

② 安全で快適な市営住宅等の維持管理

	現状と課題	事業実施方針
ア	市営住宅については、令和6年3月に策定した第2次朝来市公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な維持管理・運営を行っていますが、老朽化や物価高騰に伴う*ライフサイクルコストの増大等の課題があります。	第2次朝来市公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な維持管理及び改修工事並びに計画的な廃止の推進や、低価格の修繕工法を採用する事等により、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
イ	高齢者や子育て世帯等に加え、外国人市民等の多様な世帯構成が増加していることから、世帯規模に応じた住戸の提供が求められています。	畳のフローリング化や間取りの変更等、子育て世帯、高齢者や多様な世帯構成のニーズに配慮した住戸を提供できるよう市営住宅の改修工事を計画的に実施します。

ウ	定住促進住宅については、市外からの転入者、新婚・子育て世帯及び新規就農者等に対し、より良い居住環境の提供が求められています。	市外からの転入者、新婚・子育て世帯及び新規就農者等の入居による市の定住人口の増加と活性化を図るため、適切な定住促進住宅の維持管理を継続するとともに、第2次朝来市公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的な改修工事を行います。(施策間連携【15】)
---	--	--

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
①	早期に修繕措置が必要な橋りょう数	71橋	38橋	9橋	10橋	25橋以下	朝来市道路橋長寿命化修繕計画
②	市営住宅改善戸数(累計)	37戸	108戸	159戸	159戸	216戸	都市開発課調査
	定住促進住宅入居率	30.0%	70.0%	67.0%	52.0%	75.0%	都市開発課調査



暮らしを支える上下水道の 維持管理・運営

施策コード【28】



市民生活に欠かせない安全・安心でおいしい水を供給するための水道事業と、文化的かつ衛生的な住み良い生活環境を保持するための下水道事業を、将来にわたり継続できるよう施設の維持管理と安定した経営を行います。

① 持続可能な水道事業の運営

	現状と課題	事業実施方針
ア	DXの活用や民間委託による事業効率化を進めていますが、人口減少や節水型機器の普及により料金収入が減少する一方、物価上昇や施設の老朽化に伴い、維持管理経費及び施設更新費用は増加する等、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していくことが予測されます。	朝来市水道事業経営戦略に基づき施設更新費用と財源の均衡を図りつつ、引続きDXの活用や優先度を意識した事業の選択と集中等、効率化による経費削減に努め、市民へホームページ・広報紙を通じて水道事業への協力・理解を得ながら水道料金の在り方を研究します。
イ	民間活用に取り組み、職員の負担軽減、事業効率化を図っているものの、水道事業継続のためには人材育成も重要です。知識及び技術を持つ職員の高齢化や職員数減少もあり、次世代への技術継承が大きな課題となっています。	施設維持管理や緊急時対応、包括的民間委託も含めた業務委託の在り方を模索し、さらに職員の負担軽減を図るとともに、引き続き民間活用や官民連携も視野に入れて技術継承に取り組みます。

② 持続可能な下水道事業の運営

	現状と課題	事業実施方針
ア	施設の統廃合や民間委託による事業効率化を進めていますが、水需要の減少により使用料収入が減少する一方、物価上昇や施設の老朽化に伴い、維持管理経費及び施設更新費用は増加する等、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していくことが予測されます。	朝来市下水道事業経営戦略に基づき施設更新費用と財源の均衡を図りつつ、引続き施設の長寿命化や統廃合等、事業の効率化による経費削減に努めつつ、市民へホームページ・広報紙を通じて下水道事業への協力・理解を得ながら使用料の在り方を研究します。
イ	民間活用に取り組み、職員の負担軽減、事業効率化を図っているものの、下水道事業継続のためには人材育成も重要です。知識及び技術を持つ職員の高齢化に職員数減少もあり、次世代への技術継承が大きな課題となっています。	施設維持管理や緊急時対応、包括的民間委託も含めた業務委託の在り方を模索し、さらに職員の負担軽減を図るとともに、引続き民間活用や官民連携も視野に入れて技術継承に取り組みます。

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①	*経常収支比率(水道事業) ((経常収益/経常費用)×100)	112.0%	109.5%	111.2%	113.7%	110.0%	上下水道課調査
②	経常収支比率(下水道事業) ((経常収益/経常費用)×100)	—	120.9%	119.7%	119.8%	110.0%	上下水道課調査



地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進

施策コード[29]



第4次朝来市環境基本計画及び朝来市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等に基づき、持続可能な社会を構築するため、地球に優しいエネルギー使用とごみの減量化や資源循環の推進を図ります。

① みんなで取り組むごみの減量と再資源化

	現状と課題	事業実施方針
ア	地球環境への負荷軽減は、世界的課題となっています。ごみの減量と再資源化は、市民一人一人が取り組める最も身近で最も大切な取組です。本市における1人1日当たりのごみ排出量は微増傾向にあり、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)及び再資源化(リサイクル)の3Rに資する取組意識を更に向上させていく必要があります。	第4次朝来市環境基本計画に基づき、広報紙やホームページ、環境イベント等を通じて、3R運動の啓発活動を強化し、市民のごみの減量と再資源化の意識を高めます。また、南但広域行政事務組合や養父市と連携し、一般廃棄物最終処分場の延命化に努めるとともに、バイオガス発電による再生可能エネルギーの利用を促進します。
イ	循環型社会の実現に向けた地域における資源回収は、地域コミュニティの活性化、ごみ処理費用の削減や地域団体の活動資金の創出等につながる重要な取組として、長年地域住民の協力のもとで実施されてきましたが、近年、少子高齢化や核家族化といった社会構造の変化等から、その継続的な実施が困難な地域が出てきています。また、取組団体の構成員減少が顕著な場合は、近隣地区の団体との広域的連携が必要です。	地域における資源回収は、PTA や自治会、地域自治協議会等が地域の実情に応じて連携し、それぞれの役割で持続可能な実施体制を構築し協働して実施されるよう促進します。ごみの発生抑制や再資源化等、循環型社会の実現に向けた啓発を小中学校での環境教育等、さまざまな機会で行います。
ウ	高齢化社会に向け、ごみの排出支援事業を高齢者やごみ出しが困難な社会的弱者への支援として地域・自治会・地域自治協議会・市及び関係機関等と連携し実施していますが、更に促進する必要があります。	現在実施している高齢者やごみ出しが困難な社会的弱者へのごみの排出支援を更に推進し、地域で支え合う仕組みづくりを支援します。
エ	SDGsのターゲットの一つとして、*食品ロスを半減させることが定められています。第4次朝来市環境基本計画において資源循環の推進について定めており、現在フードドライブを実施しています。	フードドライブを継続して実施するとともに、広報紙やホームページ等を通じたもったいないを意識した食材調達や食べ残しをしないこと等に資する「*3010運動」に関する情報を発信し、食品ロスの解消を図ります。また、学校の授業や給食等を活用し、児童生徒等に対し食品ロスに対する意識啓発を図ります。(施策間連携【2】)

② 快適な生活環境の保全と維持

	現状と課題	事業実施方針
ア	美しいまちづくりの意識を高めるため、地域住民が参加する「*クリーン但馬 10万人大作戦」を毎年実施し、清掃活動を通して快適な生活環境の保全と維持を行っています。また、近年深刻化している海洋プラスチックごみ問題については、本市を含む陸域から海への散乱ごみの流出防止が重要であるという市民の認識を更に高める必要があり、不法投棄やポイ捨て防止対策の推進、環境美化意識の向上が必要です。	地域環境を美化するとともに住民の意識を高めるため、毎年実施している「クリーン但馬 10万人大作戦」への参加を促進します。また、約8割が陸域から海へ流出すると言われている海洋プラスチックごみ問題を踏まえて、広報紙やホームページ等を通じた不法投棄防止やポイ捨て禁止のより一層の啓発に加え、関係機関との連携による監視・パトロールを強化し、生活環境の保全とプラスチック等の散乱ごみ削減に努めます。
イ	水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の公害や野外焼却に関する苦情が年平均 60 件程度寄せられています。生活様式の変化や環境に対する市民の意識の変化により、苦情の内容もさまざまに変化しています。	市民の快適な生活を守るため、公害や野外焼却に関する相談対応、発生源調査・指導、法規制情報提供を行い、関係機関と連携して問題解決に努めます。また、広報活動や環境保全啓発を通じて、地域全体の環境意識を高め、生活環境の保全を図ります。

③ *新エネルギー等による脱炭素社会の実現

	現状と課題	事業実施方針
ア	地球規模での気候変動等、地球温暖化をはじめとする地球環境問題は更に深刻化しており、その対策として*カーボンニュートラルな社会を目指し、GX(グリーントランスフォーメーション)の取組が推進されています。あわせて*脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進していく必要があります。	カーボンニュートラルの実現に向けて、木質バイオマス、太陽光、小水力発電等の再生可能エネルギーの普及を SNS 等を利用した情報発信で更に促進し、温室効果ガスの削減と再生可能エネルギーの導入推進に努めます。また、脱炭素型まちづくりを促進するため、日常生活における身近な取組を啓発するとともに、住宅や建築物の省エネルギー性能を高める改修等の支援によって、脱炭素型ライフスタイルを推進します。(施策間連携【10】)

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
①	1人1日当たりごみ排出量(家庭系ごみ)	558g	567g	600g	671g	567g	市民課調査
	リサイクル率	26.5%	26.6%	24.8%	25.5%	27.9%	市民課調査
②	道路や公園にごみが目立つと感じる市民の割合	17.8%	18.4%	20.9%	22.0%	14.4%	市民意識調査
③	省エネ等の環境にやさしいまちづくりが進められていると感じる市民の割合	15.5%	12.5%	15.8%	18.2%	16.5%	市民意識調査



暮らしを豊かにする 公共交通の確保

施策コード【30】

市民・交通事業者・行政による三位一体の取組を基本に、人口減少や高齢化社会に対応しながら、市内公共交通の利便性と速達性を高めることによって、安心して生活できる環境づくりを進めます。

① 暮らしに密着した市内交通の充実

現状と課題	事業実施方針
ア 令和6年3月末をもって「朝来市地域公共交通網形成計画」の計画期間が終了したことに伴い、今後は、令和4年3月に策定した「但馬地域公共交通計画」に基づいて施策推進を図ります。そのような中、利便性が良く持続可能な市内公共交通の確保に努めていますが、現状としては、人口減少や高齢化が進む中においても、公共交通の利便性が悪いことから、運転免許証を返納したくても返納できない高齢者が多い状況です。	アコバスに代わる新たな移動手段として導入した、デマンド型乗合交通「あさGO」の周知を図りながら、路線バスへの乗継を改善する等利便性を向上させることで、路線バス利用者の増加を目指します。また、家用車から「あさGO」への移行者を増やすため、高齢者等優待乗車カード「あこか」の普及啓発の強化を図るほか、幼少期からバス利用についての理解を深める取組や高校生等の若者世代に対する啓発等によるバスの利用促進を図ることにより、利便性が良く持続可能な路線バスの維持運行につなげます。(施策間連携【26】)
イ 地域公共交通を取り巻く環境は、技術革新が著しいことから、地域の実情に応じた新たな移動手段の情報収集や研究が引き続き求められています。	デマンド型乗合交通「あさGO」の検証を行いながら、ライドシェアや自動運転、グリーンスローモビリティや空飛ぶクルマ等の先進事例やデジタル技術の導入事例等を参考にしながら、本市の実情にあった移動手段について調査・研究を行います。
ウ 高齢化に加え、バス運転手や整備士等を取り巻く労働環境が厳しいこともあり、バス事業者へ就職を希望する人は少なく、人材不足が課題となっています。	朝来市公共交通会議において課題共有を図り、バス事業者へ必要な支援を行います。また、あさごナビや市公式ホームページ、広報紙やSNS等を活用しながら、担い手確保に向けた取組をバス事業者と連携しながら進めます。さらに、地元高校生と連携した地域公共交通プロジェクトや地域公共交通ワークショップ等の機会を通じて、バス運転手や整備士等の魅力を伝えることによって、若者が地元で就職し担い手が増えるような取組を進めます。

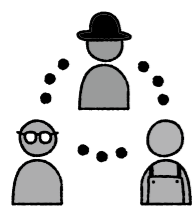


② 広域交通の利便性向上と利用の促進

現状と課題	事業実施方針
ア 鉄道利用については、コロナ禍以降、微増ではあるものの増加している状況です。しかしながら、播但線(和田山-寺前間)では、JR西日本が大量輸送という観点で鉄道の特性が十分に発揮できていると判断する基準である、輸送密度2,000人/日に届いていないことから、引き続き、市民の利用促進の取組に加え、市外者の利用を増やすため、観光施策と連携した取組が必要です。また、市内の一部駅舎には、IC専用自動改札機が導入されていないことから、導入済の駅と比較すると利便性が悪い状況です。	播但線沿線の自治体等と協力・連携しながら、沿線の活性化や利用促進を図るとともに、国・県や交通事業者に対して、高速化や利便性向上につながる要望を行います。また、市民の鉄道利用の促進に向けて、IC専用自動改札機が導入されていない市内駅に対しての設置要望を行うとともに、パークアンドライドや駅舎の待合環境整備を行います。さらには、観光客の利便性向上のため、デマンド型乗合交通の周知と利用を促進することにより、駅からの*二次交通について充実を図る等、観光利用の促進に向けた取組を行います。(施策間連携【8】)
イ 但馬空港については、北近畿豊岡自動車道の延伸により、市内からのアクセスが向上したものの、市民利用は相対的に少ない状況です。小中学生を対象とした助成制度等により利用促進を図っていますが、事業者等に向けた利用促進の取組も必要です。	小中学生への無料搭乗券の配布や修学旅行等学校行事での団体利用を促すとともに、市民や事業者へ利用助成制度等を周知することにより、利用促進を図ります。また、但馬空港の利便性向上に向けて、但馬空港利用促進協議会と連携しながら、東京直行便の実現に向けた取組を進めます。
ウ 但馬地域内の路線バスや高速バス等については、広域的な観点から支えていく取組が必要なため、令和2年度に但馬地域公共交通活性化協議会が設立されていますが、効果的に機能していない状況です。	令和7年4月に神戸空港が国際チャーター便の運航を開始したことを契機と捉え、インバウンド誘致の方向性を検討する等、広域的な観点から、関係自治体や交通事業者等と連携し、但馬地域内の路線バスや高速バス等の効率化や利便性の向上を図ります。また、デジタル技術の有効的な活用や広域性が発揮できるようなバス路線の再編を検討するとともに、地域公共交通ワークショップ等で得られた市民の意見を反映させる等、取組を進めます。

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
① 路線バス、アコバス、あさGOの乗車人数(年間)	204,502人	228,212人	211,598人	210,035人	228,000人	都市政策課調査
② 鉄道乗車人員(年間)	523,410人	496,035人	385,805人	403,690人	496,000人	都市政策課調査
但馬空港搭乗者数	1,383人	660人	562人	696人	860人	都市政策課調査



対話による 開かれた広聴の充実

施策コード【31】

市民や団体との対話の場を広く設け、市政等の情報共有を行い、市民ニーズを各施策に反映することで開かれた行政運営を図ります。

① 市民と行政の対話の場の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	社会が目まぐるしく変化し、多くのことが転換期を迎えている時代においては、まちづくりの主体である市民のほか、多様な主体が、対話を通じて互いの立場や考えを理解・尊重しあい、それぞれの強みを活かして地域課題に対する最適な方法をともに導き出していく協働の姿勢が重要です。	多様化する市民ニーズの中で、市民と情報を共有し、対話を通して市民と行政の双方向のコミュニケーションを図り、課題認識や方向性について共に考え、共感を得ながらまちづくりを進めます。

② 市民の意見を反映する機会の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	「まちづくりフォーラム」、「ふれあい市長室」及び「あさご未来会議」の開催等により市民の意見を把握し、市政への反映に努めていますが、若年層の参加が少ない状況です。	「まちづくりフォーラム」、「ふれあい市長室」及び「あさご未来会議」を継続して開催するほか、こどもから大人まで多様な世代との意見交換、アンケートにより広聴機会の充実を図り、市民の意見を行政運営に反映します。
イ	市政に関する*パブリックコメントを実施し、市民から意見募集を行っていますが、コメントを寄せる人や数が少ない状況から、多様な意見を反映するために新たな手段を取り入れる等、実施方法等の検討が必要です。	市民の柔軟な意見を施策に反映させるため、*パブリックミーティング等、市民が意見又は提案を伝えやすい手法を研究する等、市民の積極的な市政への参画を促進します。

③ 市民に開かれた情報公開の推進

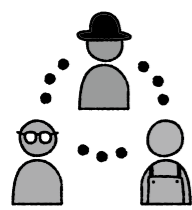
	現状と課題	事業実施方針
ア	会議の公開を含め政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上に努め、積極的な情報公開が求められています。	政策形成における経過や内容等については、朝来市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づく公開を念頭におき、個人情報に配慮した資料の作成に努め、市民と情報を共有することで、政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の積極的な市政への参画を促進します。



イ	朝来市情報公開条例に基づく開示請求では、特定の内容に関する資料(公共工事に関するもの等)が多い状況となっています。市民の開示請求手続や実費の負担、職員の開示決定に係る事務の負担の軽減の観点から、一般公開情報の充実が求められています。	個人情報の取り扱いに十分配慮したうえで、開示請求が多い資料については、ホームページでの公開や*オープンデータの取組を進め、積極的な一般公開を推進します。
ウ	国が推奨するオープンデータの公開は順次進めていますが、更なるデータ収集と公開拡充が必要です。また、公開したデータに変更が生じた場合の修正と随時の見直しが必要であり、そのためには各課の協力体制の構築が重要です。	今後、国・地方公共団体におけるオープンデータの公開が更に進展する中で、庁内の協力体制を確立し、オープンデータの拡充を図り、企業活動の効率化や地域課題の解決に資する情報公開を進めます。

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
①	市民と行政の対話の場への参加者数	656人	271人	699人	1,330人	650人	秘書広報課調査
②~③	市民の意見が、市政に反映されていると感じる市民の割合	—	14.9%	12.0%	12.4%	18.9%	市民意識調査
③	市の情報公開により市政の透明性が図られていると感じる市民の割合	—	23.6%	24.5%	22.7%	27.6%	市民意識調査



伝えたいところに届く 戦略的な情報発信の推進

施策コード【32】

参画と協働のまちづくりを進めるため、誰もが市政情報を得て暮らしや地域活動に活かすことができるよう、多様な媒体等による情報発信を推進します。

① 市民生活に寄り添った情報発信の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	市民と行政とのつながりを深め、市民の市政参加を促進するため、まちの動きや市の情報を分かりやすく伝え、身近に感じてもらえる市政の広報に努めることが必要です。	広報媒体を通じ、市民と行政との親密なコミュニケーションを促進するため、単なる事実の発信にとどまらず、その理由や背景、市民生活への影響等をやさしい表現を用いて発信することで、「伝わる」情報発信を推進します。

② ターゲット層に届く情報発信の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	広報紙、ホームページ、SNS 等で市の情報を広く発信するとともに、市公式 LINE で暮らしに関わるお知らせを中心にターゲット層にあった情報発信等を行っていますが、情報の取得方法の多様化が進み、行政が届けたい情報を、情報が必要な市民に適切なタイミングで発信し、効果的に届ける必要があります。	情報発信に対する職員の意識を高めるとともに、市民に適切なタイミングで効果的に情報を届けるため、市民の情報取得方法や情報源を分析し、広報紙及び各 SNS の特性に応じた情報発信の強化を図ります。また、市公式 LINE 等の登録方法や使い方を広報紙やケーブルテレビで紹介するとともに、スマートフォンやインターネットの利用に不慣れな方への配慮として広報紙やケーブルテレビでも情報を発信し、届けたい情報が、欲しい人に届く情報発信の体制づくりに取り組みます。
イ	市民による市の情報発信は活発に行われてきていますが、個人での発信に留まっているため、情報が広く伝わらない状況にあります。	市民が行っている地域活動等を、広域的に周知できる広報紙やホームページ、SNS 等を活用して積極的に発信することで、市民主体の情報発信の効果を高めるとともに、幅広い情報共有を図り、市民同士の交流を活性化させ、市政や地域活動への関心や参加意欲の向上につなげます。

③ ケーブルテレビの充実

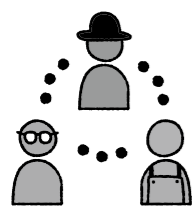
	現状と課題	事業実施方針
ア	伝送路設備の*光ファイバー化整備は完了しており、テレビ放送サービス・音声告知放送の安定供給や、インターネット環境の高速化・大容量化に対応していますが、整備完了から10年が経過しており、順次高額設備の更新を行う必要があります。	自主放送番組・音声告知放送サービスでの情報発信・提供を推進するため、受信点設備、伝送路設備及びセンター設備のメンテナンス等を行い部品交換等による設備の長寿命化を図ります。



イ	ケーブルテレビ自主放送での情報発信の充実を図るため、関係機関や関係部署との連携を密にし、番組制作に取り組んでいます。	自主放送によって、教育・福祉・産業・観光等の情報に加え、地域の活性化や若者定住を促進する情報発信等を行うとともに、若者世代にも興味をもって視聴してもらえるように、若者に番組制作等へ参画してもらう等、市民との協働による放送内容の充実を図ります。
---	--	---

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値 (R11)	出典
①～②	市の情報発信が分かりやすく、充実していると感じる市民の割合	—	27.5%	29.4%	28.0%	31.5%	市民意識調査
③	ケーブルテレビ新規加入件数(休止の再加入件数を含む)	—	271件/年	211件/年	121件/年	150件/年	ケーブルテレビセンター調査



効果的かつ効率的な 行財政運営の推進

施策コード【33】

第3次総合計画に掲げる将来像を効果的かつ効率的に実現していくため、第3次総合計画を基軸とした予算編成、行政評価及び行財政改革等を実施し、持続可能で健全な行財政運営を推進します。

① 健全な財政運営

	現状と課題	事業実施方針
ア	現在の財政運営は、限られた財源を有効に活用しながら、* <u>経常経費</u> の削減や繰上償還による公債費の将来負担の抑制に努めてきたこと等により、* <u>財政健全化判断比率</u> は良好な状況で推移しています。しかし、今後においては、社会保障関係経費の増加や物価高騰等による経常経費の増加等により、経常収支比率の上昇が見込まれ、いわゆる財政の硬直化の進行が懸念されます。	財政健全化にかかる取組を強化する中においても、住民福祉の向上に向けた実効性のある財政計画のもと、計画的、効果的かつ効率的な財政運営を図ります。
イ	市税や普通交付税は社会情勢の変化や国の制度改正による一時的な増加はあるものの、長期的には人口減少や少子高齢化の進行により減少が見込まれるため、市税等の収納対策の強化等、自主財源の確保が必要となります。	市税等の収納率の向上等を図るとともに、ふるさと納税の推進や公有財産の有効活用等による自主財源の確保や国・県の補助事業の積極的活用等により、財源確保と安定した財政基盤の強化に取り組めます。
ウ	本市の財政状況については、広報紙やホームページを活用しながら市民へ伝わるよう分かりやすく広報するとともに、まちづくりフォーラム等を通じて市民ニーズを聴取する必要があります。	効果的かつ効率的な行財政運営を図るためには、市民の理解と協力が必要となるため、本市の財政状況について各種情報媒体を活用しながら正確かつ分かりやすく広報するとともに、さまざまな機会を通じて市民ニーズの聴取に取り組めます。

② 行政マネジメントの推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	行政評価や行財政改革等を通じた、限られた行政資源(人・モノ・財源・情報・時間)を効果的かつ効率的に活用できる行政マネジメントシステムを用いて、施策の効果や事務事業の検証・見直しを行い、適正な予算編成につなげています。一方で、目まぐるしく変化する社会情勢や新たな市民ニーズに柔軟に対応するため、即時性をもちながらも、市民の視点を踏まえた事業展開をする必要があります。	時代の潮流に柔軟に対応し、従来のやり方や価値観にとらわれない政策形成につなげることを踏まえた、効果的かつ効率的な行政マネジメントを推進します。また、市民の意識・ニーズを迅速に把握し、市政運営に役立てるため市政モニター制度等の仕組みづくりを進めます。



③ 将来を見据えた公共施設の再配置

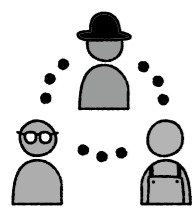
	現状と課題	事業実施方針
ア	公共施設の多くが老朽化による建替や長寿命化改修への対応に迫られています。また、人口減少や人口構造の変化により、公共施設に対する市民ニーズも変化しています。このような状況の中、市民との対話等を通じて市民理解を得ながら将来を見据えた公共施設の再配置に取り組むことが必要です。	第2期公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置計画に基づき、若者世代にも使いやすい等、市民ニーズを的確に捉えるとともに、市民との対話等を通じて市民理解を得ながら公共施設の再配置に取り組みます。 また、将来的に必要な施設については、公共施設予防保全計画に基づき、計画的に施設の長寿命化を推進するとともに、全体総量も踏まえつつ、新設も含めた最適化を進めます。
イ	財政負担軽減に向けて公共施設の縮減を行う一方で、市民サービスの維持・向上を図るためには、持続的な財政資金の活用や行政の効率化につながる新たな管理運営手法の導入が必要です。	持続可能な財政構造と市民サービスの維持・向上に取り組むため、*PPPや*PFI等、公民連携を視野に入れた新たな管理運営手法の導入に向けた研究を推進します。

④ DXによる*スマート自治体の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	行政手続きのデジタル化が進み、市民は自宅や外出先からオンラインで手続きができるようになりましたが、市民の利便性向上と内部業務の効率化を更に進めるためには、導入したシステム等をより効果的に活用することが求められています。また、デジタル機器等に不慣れな方がデジタル化に取り残されることへの懸念があります。	市民の利便性向上と内部業務の効率化を目指し、「書かない窓口」の推進とともに、オンライン手続きの充実と利用促進に取り組めます。また、職員のデジタルスキル向上や業務プロセスの見直しを進めるほか、デジタルディバイド(情報格差)解消を図るための取組も進めます。

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
①~④	経常収支比率	88.8%	89.9%	85.6%	89.0%	90.0%未満	財務課調査
	* <u>実質公債費比率</u>	10.0%	10.8%	11.6%	11.3%	18.0%未満	財務課調査
	* <u>将来負担比率</u>	33.8%	—	—	—	350.0%未満	財務課調査



市民とともにある職員の育成・組織力の強化

施策コード【34】

高い倫理観と使命感を持って積極的に地域活動に参加し、市民とともに課題解決に向け尽力する職員を育成するとともに、社会情勢の変化や多様な市民ニーズに対応できる組織力の強化を推進します。

① 社会情勢の変化に対応できる組織体制の構築

	現状と課題	事業実施方針
ア	社会情勢や本市を取り巻く諸要因に対応し、効率的な行政運営を行うため「第4次定員適正化計画」を策定しました。本計画では、国・県からの権限移譲等により増加する業務量への対応や、市の業務の専門性の高まりによる専門職・資格職確保、若い人材の流動化への対策等の観点から、前計画に比べ目標値を増加させ令和10年度の目標値を335人としています。	朝来市定員適正化計画に基づく適正な定員管理を実施します。また、職員採用にあたっては、多様な採用方法の研究や、採用情報発信の工夫等により、多様な人材と労働力の確保を図ります。
イ	人口減少や少子高齢化、コロナ禍による新たな生活様式や社会問題化する介護と仕事の両立等、行政運営を行う市の職場においてもさまざまな変化が求められています。	育児休業の取得(特に男性職員の取得)、介護と仕事の両立支援制度の周知やテレワークの実施等、ワークライフバランスのとれた職場環境づくりを推進し、職員のやる気と個人の能力を最大限に引き出します。
ウ	国は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)を定め、女性活躍推進を国の重要政策として掲げる等、女性はその個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会づくりを進めているなか、本市でも女性がより働きやすく、活躍できる環境整備が求められています。	出産や育児等によりキャリアが中断した女性の復職制度の研究を進めるほか、女性が働きやすい職場環境の整備を図ります。また、キャリアアップのための研修制度を充実し、管理職登用に向けた意欲向上を図る等、女性に選ばれ、女性が活躍できる魅力ある職場づくりを率先して進めます。
エ	限られた職員で社会情勢の変化や市民の多様なニーズに柔軟かつ的確に対応するため、今後も一層、効率的・機動的な組織体制を構築する必要があります。	自治体の規模や職員数等に見合った組織再編を進めるとともに、刻一刻と変化する社会情勢や多様な市民ニーズに適時的確に対応できるよう、組織横断的なプロジェクトチームの設置も含め、効率的・機動的な組織体制を構築します。

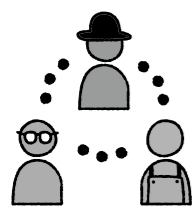


② 市民に信頼される職員の育成

	現状と課題	事業実施方針
ア	朝来市人材育成基本方針に基づく人事評価や職員研修等を実施し、職員の*コンプライアンス遵守はもとより、接遇意識の向上や業務に対するモチベーションの醸成に努めています。	職員のコンプライアンスや接遇に関する意識を高めるとともに、市民に寄り添い行政課題に積極的に取り組む意欲を醸成するため、階層別研修、人事評価と連携した研修や職員が選択する公募型研修等、より効果の高い研修を実施します。 また、職員に求める能力を明確化し、段階的、継続的に研修機会を提供する等、戦略的な人材育成を行います。
イ	身体の不調、メンタルヘルス不調を訴える職員が増加傾向にあります。健康診断やストレスチェック等による早期発見の取組の一方、職場復帰に向けた仕組みの整備が求められています。	職員座談会の開催や世代間コミュニケーション研修等、ストレスを溜め込まない、風通しのよい職場環境づくりに努めます。 健康診断やストレスチェックに加え、*1on1ミーティングを定着させることで、職員の不調の早期発見と医師等による治療につなげます。また、職場復帰をスムーズに行うため、復職にあたっての面談の充実や復職プログラムの検討に取り組めます。
ウ	朝来市自治基本条例第9条第2項に、「職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。」と定めています。	自治会や地域自治協議会等、地域活動への積極的な参加を促すとともに、自治基本条例や総合計画に基づいた地域協働に関する研修を実施することで、市民と一体となって「まちづくり」に取り組む職員の育成・強化を図ります。

施策指標

指標	H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典	
①	職員数	324人	334人	326人	324人	335人(R10年度)	総務課調査
	時間外勤務の総時間数削減(特例業務除く)	—	28,130時間	35,355時間	32,132時間	30,000時間	総務課調査
	男性職員の育児休業取得率	0.0%	20.0%	75.0%	44.0%	50.0%	総務課調査
②	信頼している市職員がいる市民の割合	—	22.0%	23.0%	24.0%	26.0%	市民意識調査



広域行政組織等団体との連携の推進

施策コード【35】

現行の事務の共同処理や広域連携を維持するとともに、自治体、大学及び事業者等、さまざまな主体との連携により、効果的・効率的な事業推進を図ります。

① 事務の共同処理の実施

	現状と課題	事業実施方針
ア	但馬広域行政事務組合や南但広域行政事務組合等、関係する市町で一部事務組合等を組織し、広域計画、病院、ごみ処理、電算及び消防等の事務を共同で行っています。	現行の関係市町と連携した共同事務については、継続して取り組みます。
イ	共同処理することにより、効率的に行政サービスを提供できる事務については、共同化を図っていくことが必要です。	本市単独で実施している事務事業において効率化が見込まれるものについては、関係市町等との十分な協議・調整を行い、共同化を図ります。

② 強みを活かす広域連携による地域活性化

	現状と課題	事業実施方針
ア	豊岡市を中心とした但馬定住自立圏に関する協定を締結し、但馬地域の共通する課題解決に向けた取組を進めていることに加えて、さまざまな分野でも個別の共通課題の解決に向けた連携を進めています。	但馬定住自立圏に関する協定に基づく連携を推進するとともに、個別の共通課題の解決に向けて、但馬地域内の連携を推進します。
イ	共通するテーマや地域課題に基づき、関係する自治体、事業者及び団体等により組織する協議会等へ参画し、広域連携による地域振興や地域課題の解決に向けた取組を推進しています。	地域振興及び地域課題の解決に向けて、共通するテーマを有する自治体等との効果的な事業展開に加え、相互にメリットがある事業者や団体等との連携を図ります。
ウ	異なる行政圏域でありながら隣接する福知山市・丹波市と連携し、3市の共通する地域課題の解決に向け、3市連携推進連絡会議を組織し、分野ごとの取組を進めています。	3市連携により、共通する地域課題の解決を図るとともに、経済や文化面等における地域間交流を推進します。



③ 専門性を活かす多様な連携の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	関西大学や福知山公立大学、芸術文化観光専門職大学等、大学の専門性を地域振興や地域課題の解決に活かすためのさまざまな連携事業を展開しています。一方で、連携の取組内容について、市民に広く周知されていない現状があります。	大学が持つ人材等の資源と、地域課題等の地域ニーズをつなぎ合わせ、連携した取組を進めることで、地域振興や地域課題の解決につなげるとともに、活動内容について広報等を通じた市民周知を図ります。
イ	行政課題等が複雑化するなか、民間事業者が持つ専門性等を生かし連携して取り組むことで解決につながる民間連携の取組は全国的に広がっていますが、本市においても連携のできる分野から連携を進め、行政課題の解決や行政サービスの向上につなげています。	複雑化する行政課題の解決や行政サービスの向上に向け、民間事業者が持つ専門性等を生かした官民連携の取組を進めます。

④ 災害時における応援連携の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	全国の自治体と災害時相互応援協定を締結しているほか、近年では大規模災害時にカウンターパートによる支援の仕組みが導入されています。そのため、災害時に柔軟な応援・受援できる体制の整備が求められています。	関係自治体相互の災害時支援活動等の応援体制を強化し、カウンターパートによる支援にも柔軟に対応できるよう連携を図るとともに、受援時の観点をふまえた*事業継続計画(BCP)の見直しも含めて、災害時の受援体制強化を推進します。

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値(R11)	出典
①	共同処理事務事業数	18事業	18事業	18事業	18事業	19事業	総合政策課調査
②～④	朝来市は多様な主体との連携が進んでいると感じる市民の割合	—	10.7%	9.7%	10.0%	14.7%	市民意識調査

3 朝来市各種計画

計画名	担当課	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
第2次朝来市総合計画	総合政策課	後期基本計画													
第3次朝来市総合計画	総合政策課	前期基本計画						改訂版							
朝来市創生総合戦略	総合政策課	H27～R1		R2～R7											
1 「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む															
1 シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実【1】															
2 生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進【2】															
朝来市教育振興基本計画	学校教育課	H27～R1		R2～R6						R7～R11					
3 多様な学びを支える教育・学習環境の整備【3】															
朝来市学校施設等長寿命化計画	学校教育課	R2～R41 ※5年毎に見直し													
4 まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進【4】															
朝来市スポーツ推進計画	生涯学習課	H27～R1		R2～R6						R7～R11					
5 多様性を尊重する人権文化の醸成【5】															
朝来市男女共同参画プラン	人権推進課	H30～R4			R5～R9						R10～R14				
6 豊かな心を育む芸術文化の振興【6】															
2 人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する															
1 内発的な経済循環と多様な働き方の創出【7】															
朝来市経済成長戦略	経済振興課	H26～H30		R1～R5				R6～R10				R11～R15			
2 まちの力になる観光の振興【8】															
朝来市観光基本計画	観光交流課	H26～H30		R1～R5				R6～R10				R11～R15			
3 時代に合わせた農畜産業の振興【9】															
朝来市農業推進戦略プラン	農林振興課	R1～R5													
朝来市農業振興地域整備計画	農林振興課	H26～H30		R1～R5				R6～R10				R11～R15			
4 自然を守り活かす林業の振興【10】															
朝来市森林整備計画	農林振興課	H27～R1		R2～R11											
朝来市鳥獣被害防止計画	農林振興課	H29～R1		R2～R4			R5～R7			R8～R10				R11～R13	
5 人の営みとともにある自然との共生【11】															
朝来市環境基本計画	市民課	H27～R1		R2～R6						R7～R11					
6 地域の誇りとなる歴史文化遺産の保存・活用【12】															
朝来市歴史文化基本構想	文化財課	H28～期限なし													
生野鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画	文化財課	H25～期限なし													
重要文化的景観生野鉱山及び鉱山町の文化的景観整備計画	文化財課	H29～R8													
竹田城跡と城下町の保存活用方針	文化財課	H25～期限なし													
史跡竹田城跡保存活用計画	文化財課	H28～期限なし ※状況に合わせて改定													
史跡竹田城跡整備基本計画	文化財課	H30～期限なし ※状況に合わせて改定													
史跡茶すり山古墳保存整備基本計画	文化財課	H17～期限なし ※状況に合わせて改定													
池田古墳・城ノ山古墳保存管理及び活用計画	文化財課	H26～期限なし ※状況に合わせて改定													
3 多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める															
1 市民力を高める協働のまちづくりの推進【13】															
2 多様な人がつながる地域コミュニティの充実【14】															
3 まちの仲間になる移住定住の推進【15】															
4 まちを応援する関係人口の創出【16】															
5 未来につながる多文化共生の推進【17】															
4 誰もが居場所や役割を持ち、健康で心豊かな暮らしを実感できる															
1 一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現【18】															
朝来市地域福祉計画	社会福祉課	H29～R3		R4～R8						R9～R13					
2 地域みんなで安心できる子育て環境の充実【19】															
朝来市子ども・子育て支援事業計画	子育て支援課	H27～R1		R2～R6						R7～R11					
朝来市健康増進計画	健康づくり推進課	H28～R7													
朝来市食育推進計画	健康づくり推進課	H28～R2		R3～R7						R8～R12					
3 いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現【20】															
朝来市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	高齢福祉課	H30～R2		R3～R5			R6～R8			R9～R11					
4 障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実【21】															
朝来市障害者計画	社会福祉課	H30～R5										R6～R11			
朝来市障害福祉計画(朝来市障害児福祉計画含む)	社会福祉課	H30～R2		R3～R5			R6～R8			R9～R11					
5 安心できる医療体制の充実【22】															
6 こころからだが幸せになる健康づくりの推進【23】															
朝来市健康増進計画	健康づくり推進課	H28～R7													
朝来市食育推進計画	健康づくり推進課	H28～R2		R3～R7						R8～R12					
朝来市自殺対策計画	健康づくり推進課	R1～R10										R11～R20			
朝来市国民健康保険特定健康診査等実施計画	市民課	H30～R5			R6～R11										
国民健康保険事業財政安定化計画	市民課	H25～R4													

計画名	担当課	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
5 市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する														
1 自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進【24】														
朝来市都市計画マスタープラン	都市政策課	H25～R4				R5～R12								
朝来市立地適正化計画	都市政策課	H29～R14 ※状況に合わせて改定												
朝来市景観計画	都市政策課	H25～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市農業振興地域整備計画	農林振興課	H26～H30		R1～R5				R6～R10				R11～R15		
2 日頃からみんなが備える災害に強いまちづくりの推進【25】														
朝来市地域防災計画	防災安全課	H19～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市国民保護計画	防災安全課	H30～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市国土強靱化地域計画	防災安全課	R2～R6												
朝来市新型インフルエンザ等対策行動計画	防災安全課	H27～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市業務継続計画	防災安全課	H30～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市受援計画	防災安全課	R4～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市耐震改修促進計画	都市政策課	H29～R8						R9～R16						
朝来市災害廃棄物処理基本計画	市民課	R2～期限なし ※状況に合わせて改定												
3 暮らしを守る防災・交通安全の推進【26】														
4 生活基盤の持続可能な維持管理・確保【27】														
朝来市道路橋長寿命化修繕計画	建設課	H27～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市住宅マスタープラン	都市政策課	H24～R5				R6～R12								
朝来市空き家等対策計画	都市政策課	H30～R4			R5～R9						R10～R14			
朝来市公営住宅等長寿命化計画	都市政策課	H24～R5				R6～R12								
5 暮らしを支える上下水道の維持管理・運営【28】														
朝来市水道事業経営戦略	上下水道課	R1～R10												
朝来市下水道事業経営戦略	上下水道課	R1～R10												
6 地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進【29】														
朝来市環境基本計画	市民課	H27～R1		R2～R6				R7～R11						
朝来市バイオマス活用推進計画	農林振興課	H24～R6												
朝来市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	市民課	H30～R4			R5～R9						R10～R14			
7 暮らしを豊かにする公共交通の確保【30】														
朝来市地域公共交通網形成計画	総合政策課	R2～R6												
6 まちの動きや情報を戦略的につなぎ、効率的で健全な行政運営を実現する														
1 対話による開かれた広聴の充実【31】														
2 伝えたいところに届く戦略的な情報発信の推進【32】														
3 効果的かつ効率的な行政運営の推進【33】														
新市まちづくり計画	総合政策課	H17～R7												
朝来市辺地総合整備計画	総合政策課	H29～R1		R2～R4			R5～R7			R8～R10				
朝来市過疎地域自立促進計画	総合政策課	H28～R2												
朝来市過疎地域持続的発展計画	総合政策課	R3～R7										R8～R12		
朝来市行政改革大綱	総合政策課	H29～R3			R4～R8						R9～R13			
朝来市公共施設等総合管理計画	総合政策課	H28～R7						R8～R17						
朝来市公共施設再配置基本計画	総合政策課	H28～R7										R8～R17		
朝来市公共施設再配置計画	総合政策課	R3～R12												
4 市民とともにある職員の育成・組織力の強化【34】														
朝来市定員適正化計画	総務課	H26～R2		R3～R7				R8～R12						
朝来市組織編成方針	総務課	H20～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市人材育成基本方針	総務課	H20～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市人材育成計画	総務課	R3～R7										R8～R12		
5 広域行政組織等団体との連携の推進【35】														
但馬定住自立圏共生ビジョン	総合政策課	H29～R3		R4～R8						R9～R13				

4 地域別計画

地域まちづくり計画は、市内11地域自治協議会において策定された計画で、それぞれの地域の将来の姿を描くとともに、地域住民が地域の課題を共有し、その解決に向けて地域住民が主体となって取り組むことをまとめたものです。

本市では、市民自治のまちづくりに向けた*地域協働体制の確立を図るために、地域自治協議会が策定している地域まちづくり計画を地域別計画として位置づけ、その実現に向けて、分野別の個別計画等の施策に可能な限り反映させ、地域特性に応じた取組を積極的に支援します。

資料



用語解説

(あいうえお順)

あ	
ICT (情報通信技術)	Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットに関連する情報通信技術。
あさご安全安心ネット	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、あらかじめ登録された方に、本市の気象警報や地震情報、緊急情報を発信する登録料無料のメール配信システム。
RPA (業務自動化)	Robotics Process Automation の略。ロボットがコンピューター内で人間の行動をシミュレートしてビジネスプロセスを実行することを可能にする技術。
インフラメンテナンス	社会や経済、生活を支える基盤の維持管理。
AI (人工知能)	Artificial Intelligence の略。コンピューターがデータを分析し、推論(知識を基に、新しい結論を得ること)・判断、最適化提案、課題定義・解決及び学習(情報から将来使えそうな知識を見つけること)等を行う、人間の知的能力を模倣する技術。
SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	Social Networking Service の略。利用者間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。例えば、LINE (ライン)、X (エックス)、Instagram (インスタグラム)、Facebook (フェイスブック) 及び YouTube (ユーチューブ) 等。
援農	農家ではない人が、農作業の手助けや、都市部の住民が短期間で摘果や収穫等の作業を補助する活動。
オープンデータ	行政や公的機関が保有する情報を、社会で効果的に利用できるよう機械判読に適した形式かつ二次利用が可能なルールで公開されたデータ。
か	
かかりつけ医	日頃からの体質、病歴及び健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイス等もしてくれる医師。
カーボンニュートラル	二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡が達成された状態。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多用に関わる人々。
キャリア教育	子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育。
キーストーン種	生態系において比較的少ない生物量でありながらも、生態系へ大きな影響を与える生物種を指す生態学用語。中枢種ともいう。
行政マネジメント	計画の目標達成等に向けて、PDCA によるマネジメントサイクルにより、効果的かつ効率的な行政運営を行うこと。
クリーン但馬 10 万人大作戦	但馬地域において、地域住民がよりいっそうクリーンなまちづくりについて意識を高め、但馬を美しく住み心地の良い地域とするため、毎年統一した基準日を定め、住民が参加する環境美化活動。

グローバル	国際的・地球的・世界的。
経常経費	人件費、扶助費(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づいて支給する各種扶助の費用)及び公債費等の義務的あるいは年々継続して支出することが決まっている経費。
経常収支比率	人件費、扶助費及び公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)の総額に占める割合。財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。 (経常経費充当一般財源/経常一般財源総額×100)
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人。
健幸	身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ安全安心で豊かな生活が送れること。
コウノトリ育む農法	安全・安心なおいしい米と多様な生物を同時に育む農法。冬期湛水や深水管理等の生物を育む技術を導入し、体系づけたもの。
合理的配慮	障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更を行うこと。
子育て家庭ショートステイ	子どもを養育している家庭の保護者が疾病等の社会的事由によって、一時的に家庭における児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護する事業。
子ども	子ども基本法(令和4年法律第77号)における「子ども」。「心身の発達の過程にある者」と定義され、同法の基本理念で、健やかな成長が図られる権利が等しく保証される等、その期間を一定の年齢で画されることがないよう「子ども」標記をしている。
子ども家庭センター	全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う総合相談窓口。
子ども誰でも通園制度	保育所等に通園していない子どもを月一定時間預けることができる制度で、令和8年度から新たな給付制度として全国で実施される。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら地域とともにある学校づくりを進める仕組みを導入した学校。根拠法令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5。コミュニティ・スクールには、保護者や地域住民等から構成される「学校運営協議会」が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動等について意見を述べる取組が行われる。
コンプライアンス	単に法令違反をしないということだけではなく、組織内の各種ルールを遵守し社会常識や高い倫理観に則って正しい行動をすること。
さ	
再生可能エネルギー	永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等が挙げられる。

財政健全化判断比率	地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において定める指標。
3010運動	宴会時の食べ残しを減らすキャンペーンのことで、宴会開始時に行う乾杯から30分間は席を立たずに料理を楽しみ、宴会のお開き10分前には自分の席に戻り、再度料理を楽しむことを呼びかけて、食品ロスを削減する取組。
GX(グリーントランスフォーメーション)	Green Transformation の略。化石エネルギー中心の産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心の構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取り組み。
事業継続計画(BCP)	自然災害、大火災及びテロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段等を取り決めておく計画。
持続可能な開発目標(SDGs)	Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発のための17のグローバル目標と169のターゲット(達成基準)からなる国連の開発目標。2015年9月の国連サミットで採択され、国連に加盟している193の国・地域が2030年を期限に目標の達成を目指す。
実質公債費比率	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの(3カ年平均)。財政健全化の基準は25%以内。地方債を発行する際、知事の許可が必要となる基準は18%以上。
シビックプライド	まちへの誇り・愛着だけでなく、自分自身がまちを構成する一員であるという自負心。
社会関係資本(ソーシャルキャピタル)	人々の間にある信頼関係や、社会的ネットワークを含めての人間関係。
社会的包摂	社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人一人を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方。
周産期医療センター	出産の前後を対象とした医療施設で、産科と新生児科の両方が組み合わされた施設。
周遊観光	複数の観光地を周遊しながら楽しむ旅行形態。
授業づくりのユニバーサルデザイン化	通常学級の授業において、特別支援教育の視点を活かした指導・支援の工夫を図ることにより、可能な限りすべての子どもにとって、『分かる・できる』授業づくりの視点。
循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに循環的な利用(リサイクル等)を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。
循環型農業	農産物の収穫くず等が家畜の餌となり、その家畜の糞で作られた堆肥で農産物が育つ等、地域内で有機資源を循環させながら行う農業。
生涯学習人財バンク制度	朝来市生涯学習人財バンク実施要綱(令和6年朝来市告示第29号)に基づく制度であり、生涯学習に関する知識、技能、経験等を有する者を人財として登録し、当該人財の登録情報を公表することにより、市民の多様な生涯学習活動の支援及び充実並びに活力ある地域社会の創出を推進することを目的とするものである。
将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)等、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。財政健全化の基準は350%未満。

食品ロス	食べられるにも関わらず廃棄される食品。
新エネルギー	再生可能エネルギーの一部で、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)において「新エネルギー利用等」として規定された、太陽光発電、風力発電、バイオマス、小水力発電(1,000kw以下)、地熱発電及び太陽熱利用等のエネルギー。
すまいるルーム	学校に行きにくくなっている市内小・中学生のための居場所として利用できる施設。利用者は、出席扱いとなり、子どもの多様な背景を受け止められるようになっている。
スマート自治体	AI(人工知能)等を活用し、事務処理の自動化や業務の標準化等、行政サービスを効率的に提供する自治体。
スマート農業	ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。
生成AI	AI(人工知能)が学習データに基づいて新しいコンテンツを生成する技術のこと。
生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性、種の多様性及び遺伝子の多様性から構成される。
Society 5.0(ソサエティ 5.0)	AIやIoT等、先端技術を活用して、経済発展と社会課題の解決を両立させる、人間中心の超スマート社会を目指す新たな社会構想。
た	
第2住民票	現行の住民票とは別に、特定の自治体に「第2の住民」として登録する制度で、「ふるさと住民登録制度」で発行される登録証の通称。二地域居住者や関係人口を可視化し、公共施設の住民料金利用などの行政サービスを提供することで、地域との継続的な繋がりを促進する仕組み。
脱炭素社会	温室効果ガスの排出がゼロである社会。
脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイル	温室効果ガスの排出量を減らすことを目的としたライフスタイル。また企業が事業活動を通じて地球温暖化の防止に貢献するビジネスのこと。気候変動の影響を最小限に抑える持続可能な暮らしを実現するために、一人一人の行動が重要。
多文化共生社会	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
地域インフラ群再生戦略マネジメント計画	国土交通省による取組で、広域的連携や多分野連携によるインフラマネジメント計画。
地域学校協働本部	幅広い地域住民や団体が参画し、学校と連携して子供の成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための体制。小・中学校区単位を基本に設置され、地域ボランティアと学校のニーズをマッチングするコーディネート機能を担う。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域協働	市民、自治会、NPO、各種団体及び民間事業者等、地域における多様な主体が協力・連携して役割を担い、市民に対する公共的なサービスやまちづくり事業を推進していく仕組み。
地域包括ケアシステム	医療・介護・福祉サービス等のさまざまな生活支援が、日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供されるような地域の体制。
地域ミニデイ	地域の高齢者等を対象に地域の公民館等で、レクリエーション、会食会及び健康体操等の活動を行い、生きがいづくりや介護予防を行う取組。
地区防災計画	市内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画。
中山間地域等直接支払制度	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理を支援する国の補助制度。
DX	Digital Transformationの略。デジタル技術やデータを活用し、業務プロセスやビジネスモデルに革新的な変化をもたらすこと。
デジタルディバイド	ICT(情報通信技術)の利用において、利用できる人とできない人の間に生じる格差。
テレワーク	「tele =離れたところ」と「work =働く」を合わせた言葉で、所属オフィスから離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも所属オフィス内で勤務しているような作業環境にある勤務形態。具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」といった形態がある。
ドクターカー	救急専門医と看護師を乗せ、救急車とドッキングポイントや救急現場へ向かう専用の車。
ドクターヘリ	救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医や看護師が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプター。
特定外来生物	海外起源の外来種で、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」に基づき指定された生物。
トライやる・ウィーク	中学2年生を対象として一週間学校を離れて、職場体験を行う事業。地域や自然の中で主体的にさまざまな体験をすることで、感謝の心を育み、自律性を高める等の「生きる力」を育成することがねらい。
な	
二次交通	拠点となる鉄道や駅やバス停から目的地までの交通。
日本農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化や農業生物多様性等が相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを農林水産大臣が認定する制度。
ニューノーマル(新たな日常)	社会に大きな変化が起こり、以前の状態に戻るのではなく、新たな状態が当たり前(常態)になること。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)や地域における子育て支援を行う機能(全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う機能)を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。

農地中間管理機構	平成26年度に全都道府県に設置された農地の中間的受け皿となる組織で、農地の所有者と農業の担い手等の間に介在し、農地の貸し借りが円滑に進むように調整する公的機関。
農福連携	障害のある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
は	
8050問題	80代の親が、ひきこもり状態にある50代の子を養い、家族が社会から孤立する問題。
パブリックコメント	市の条例や計画を決める際に、その素案について、広く市民に公表し、皆さんから寄せられた意見等を案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方とその検討結果を公表する一連の手続き。
パブリックミーティング	行政機関や自治体等が市民との対話や意見交換を目的として開催する公開の会議。
光ファイバー	電気信号を光に変えて情報を伝達するケーブル。電磁波の影響を受けず、大容量のデータを長距離伝送できる。
PPP	Public Private Partnershipの略。行政と民間が連携して公共事業を行う仕組みを指す。指定管理者制度や包括的民間委託、PFI等さまざまな手法があり、良質な公共サービスの提供や、地方財政の健全化等が効果として期待できる。
PFI	Private Finance Initiativeの略。官民連携による公共事業の1つで、地方公共団体が発注者となり、民間の資金とノウハウ(経営や技術に関する能力)を活用する。受注者である民間は、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営等を公共事業として行う。
兵庫県食品衛生管理プログラム認定制度(兵庫県版HACCP)	兵庫県の「食品と安全安心と食育に関する条例」に定められた食品事業者の高度な衛生管理基準。
ヒヤリ・ハッとマップ あさご	プローブデータを分析して、通学路における危険箇所を見える化した地図。
病児保育	病気の乳児・幼児又は小学校に就学している児童の一時的な保育。
ファミリー・サポート・センター	地域においてこどもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織。
ふるさと住民	住民票は他自治体に置きつつ、特定の地域に愛着を持ち、継続的な関わりを持つ「関係人口」のうち、自治体独自の登録制度(ふるさと住民票等)に登録した人のこと。納税やボランティア、施設利用等を通じて地域を支援する住民を指す。
文化財保存活用地域計画	市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する総合的な計画。中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する事業を記載したアクションプランからなる。多様な文化財を俯瞰し、総合的・一時的に保存・活用することにより、地域の特徴を活かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるもの。
防災士	地域の防災力を高めるための一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した者。
防災リーダー	災害時において近隣住民の先頭に立って防災活動を行う者。

補完性の原則	自治会ができることは自治会が行い、不可能なことや非効率なことは地域（地域自治協議会等）が、さらに地域では不可能なことを市・県・国が順に補完していくといった、住民の身近なところから課題を整理・解決していくこと。
ま	
学びのサポーター	特別な支援を必要とする児童又は生徒に対して就学支援を行う者。
木質バイオマス	薪、木炭及びチップ等の木材に由来する再生可能な資源。
や	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども・若者。
UIJ ターン	都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
有機 JAS	JAS 法に基づき、「有機 JAS 規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機 JAS マーク」の使用を認める制度。
有効求人倍率	求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た割合。
ら	
ライフサイクルコスト	建築物の企画・設計から解体までの間に発生する費用の合計。
ライフパフォーマンス	環境変化や心身の変化に適応し、個々の課題を乗り越えて目標を達成する能力。
歴史文化遺産	地域文化を構成する多様な価値観を持つ歴史的・文化的・自然的遺産。
6次産業化	生産者（1次産業者）が自ら加工（2次産業）と流通・販売（3次産業）を併せて行うことで、生産物の付加価値を向上し所得向上を図る取組。
路面標示（区画線）	道路に設置されている白線等。
わ	
1 on 1 ミーティング	上司と部下が1対1で定期的に話し合う面談。部下との信頼関係を築き、モチベーションの向上やその成長を促すことを目的としている。
ワンコイン浸水センサ	小型で低価格な浸水検知センサ。

朝来市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 まちづくりの主体

●第1節 市民(第4条・第5条)

●第2節 市議会(第6条・第7条)

●第3節 行政機関(第8条・第9条)

第3章 参画と協働(第10条-第13条)

第4章 市民自治(第14条-第17条)

第5章 市政運営(第18条-第28条)

第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係(第29条・第30条)

第7章 この条例の位置付け(第31条・第32条)

附則

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。

私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

定義

第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民

市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

(2) 市

基礎自治体としての朝来市をいう。

(3) 市長等

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) まちづくり

快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

(5) 市政

まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。

まちづくりの基本原則

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

(1) 参画と協働の原則

まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。

(2) 情報の共有の原則

市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。

(3) 自律と共助の原則

自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

第2章 まちづくりの主体

●第1節 市民

市民の権利及び責務

第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

事業者の社会的責任

第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

●第2節 市議会

市議会の役割及び責務

第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

議員の責務

第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

●第3節 行政機関

市長等の権限及び責務

第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

職員の責務

第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。

第3章 参画と協働

参画と協働の推進

第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。

意見公募制度

第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。

審議会等の運営

第12条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

住民投票

第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4章 市民自治

コミュニティの形成

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

地域自治協議会の設立

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

まちづくり活動への支援

第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。

生涯学習の推進

第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。

第5章 市政運営

総合計画

第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。

3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。

4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。

5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

財政運営

第19条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。

情報公開

第20条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。

情報提供

第21条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。

説明責任

第22条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

行政評価

第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。

行政手続

第24条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

個人情報の保護

第25条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

法令遵守及び公益通報

第26条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

行政組織

第27条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。

危機管理

第28条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。

第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係

国及び兵庫県との関係

第29条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。

他の地方公共団体等との連携

第30条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。

第7章 この条例の位置付け

最高規範性

第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。

条例の見直し

第32条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月6日）

この条例は、公布の日から施行する。

朝来市総合計画審議会委員

草郷 孝好(会長)	西村 順二(副会長)
岡田 絵美	絹巻 泉
小島 公明	篠岡 昌代
篠原 佳也	下口 光子
中島 しのぶ	中島 英樹
中西 光彦	西垣 佳生
羽淵 真奈	藤原 真紀
村上 和男	山下 太一

朝来市総合計画【改訂版】ができるまで

第3次朝来市総合計画【改訂版】は、市民・議会・行政がたくさんの方との対話を積み重ねて作りあげました。

